

令和7年度
包括外部監査の結果報告書

「環境保全対策に関する財務事務の執行について」

令和8年3月
熊本県包括外部監査人
庄田 浩一

目次

第1章 監査の概要

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 外部監査の種類 | 1 |
| 2. 選定した特定の事件 | 1 |
| (1) 監査する事件（監査テーマ） | 1 |
| (2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由 | 1 |
| (3) 監査の対象とした部局等 | 1 |
| (4) 監査対象年度 | 1 |
| 3. 監査の方法 | 2 |
| (1) 監査の視点 | 2 |
| (2) 主な監査手続 | 2 |
| 4. 監査の結果の記載方法 | 2 |
| 5. 外部監査の実施期間 | 2 |
| 6. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格 | 2 |
| 7. 利害関係 | 3 |

第2章 監査対象の概要

| | |
|--|----|
| I. 熊本県環境基本指針 | 4 |
| 1. 基本指針策定の趣旨 | 4 |
| 2. 基本的な考え方 | 4 |
| 3. 推進体制の整備 | 13 |
| 4. 点検と評価 | 17 |
| II. 熊本県組織図 | 18 |
| III. 事業一覧 | 21 |
| (第1章)ゼロカーボン社会・くまもとの推進 | 21 |
| (第2章)循環型社会の推進 | 21 |
| (第3章)熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 | 22 |
| (第4章)安全で快適な生活環境の確保 | 23 |
| (第5章)リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 | 24 |
| (第6章)環境立県くまもと型未来教育 | 24 |
| (第7章)持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり | 24 |
| IV. 県が出資等を行う団体 | 25 |

第3章 監査の結果及び意見

| | |
|----------------------|----|
| I. 総論..... | 26 |
| 1. 監査の結果及び意見の総括..... | 26 |
| 2. 監査の結果及び意見の概要..... | 26 |

| | |
|--|-----|
| II. ゼロカーボン社会・くまもとの推進 | 30 |
| 1. 県民ゼロカーボン行動促進事業 | 30 |
| 2. 地球温暖化防止活動推進事業 | 35 |
| 3. 2050 くまもとゼロカーボン推進事業（産業ゼロカーボン連携促進事業） | 38 |
| 4. 2050 くまもとゼロカーボン推進事業（計画書制度に基づく排出量削減事業） | 39 |
| 5. 食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業） | 41 |
| 6. 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業） | 45 |
| 7. 空港周辺 RE100 エリアテイクオフ事業 | 47 |
| 8. 県内企業の RE アクション認証取得促進事業 | 49 |
| 9. 太陽光発電施設ゾーニング図「阿蘇地域統合版」作成業務委託事業 | 51 |
| 10. 森林 J - クレジット創出支援事業 | 53 |
| 11. 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認定業務のみ） | 55 |
| 12. 県有林森林吸収量確保事業 | 57 |
| 13. 中大規模木造建築物推進事業 | 59 |
| III. 循環型社会の推進 | 62 |
| 1. バイオマス利活用推進事業 | 62 |
| 2. 海岸漂着物対策推進事業 | 64 |
| 3. 災害廃棄物処理支援事業 | 66 |
| 4. プラスチックごみ対策事業 | 68 |
| 5. 産業廃棄物適正処理対策事業 | 71 |
| 6. 産業廃棄物適正処理事業 | 73 |
| 7. PCB 廃棄物処理対策事業 | 77 |
| 8. 不法投棄等防止対策事業 | 79 |
| 9. エコアくまもと環境教育推進事業 | 82 |
| 10. リサイクル製品等利用促進事業 | 85 |
| 11. 産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業 | 89 |
| 12. 最終処分場周辺環境整備等補助事業 | 92 |
| 13. ごみゼロ県民運動推進事業 | 94 |
| 14. 産業廃棄物実態調査事業 | 96 |
| 15. 林業・木材産業生産性強化対策事業 | 99 |
| 16. 海域漂流・海岸漂着物地域対策事業 | 101 |
| IV. 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 | 104 |
| 1. 野焼き後継者育成事業 | 104 |
| 2. 野焼き放棄地の草原再生パイロット事業 | 106 |

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 3. 阿蘇草原応援企業サポーター認証事業 | 109 |
| 4. 恒久防火帯整備モデル事業 | 111 |
| 5. 阿蘇草原維持再生調査事業 | 113 |
| 6. 自然公園保護事業 | 117 |
| 7. 自然環境保全対策事業 | 120 |
| 8. 鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業 | 123 |
| 9. 世界農業遺産推進事業 | 125 |
| 10. 森林環境保全整備事業 | 128 |
| 11. 熊本県次世代につなぐ森林づくり事業 | 131 |
| 12. 間伐等森林整備促進対策事業 | 136 |
| 13. 熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業 | 139 |
| 14. くまもと林業大学校人財づくり事業 | 142 |
| 15. 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認証業務を除く） | 144 |
| 16. 保安林整備事業 | 153 |
| 17. 水産多面的機能発揮対策事業 | 157 |
| | |
| V. 安全で快適な生活環境の確保 | 161 |
| 1. 地下水位観測井管理事業 | 161 |
| 2. くまもと地下水財団支援事業 | 164 |
| 3. 大気汚染監視調査事業 | 168 |
| 4. 自動車交通公害対策事業 | 171 |
| 5. ダイオキシン類対策事業 | 173 |
| 6. 環境放射能水準調査事業 | 175 |
| 7. 硝酸性窒素対策事業 | 177 |
| 8. 公共用水域水質常時監視事業 | 179 |
| 9. 公害監視調査事業 | 182 |
| 10. 県民理解の促進・消費拡大推進事業 | 184 |
| 11. 河川環境美化推進事業 | 187 |
| | |
| VI. リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 | 189 |
| 該当事業なし | |
| | |
| VII. 環境立県くまもと型未来教育 | 190 |
| 1. 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業） | 190 |
| 2. 出前講座事業 | 192 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| VIII. 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり | 195 |
| 該当事業なし | |
| IX. 公益財団法人熊本県環境整備事業団 | 196 |
| X. 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金 | 208 |

第1章 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 監査する事件（監査テーマ）

環境保全対策に関する財務事務の執行について

(2) 監査する事件（監査テーマ）を選定した理由

近年、気候変動の影響が顕在化し、地域社会における環境保全対策の重要性が一層高まってきている。

県においては、「ゼロカーボン」を基盤とする「環境立県くまもと」の実現に向けた取り組みを推進していくため、第四次熊本県環境基本指針（令和3年～12年）及び第六次熊本県環境基本計画（令和3年～7年）を策定している。

主な施策の方向性に

- ゼロカーボン社会・くまもとの推進
- 循環型社会の推進
- 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現
- 安全で快適な生活環境の確保
- リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進
- 環境立県くまもと型未来教育
- 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

を挙げ、環境保全対策に取り組んでいるところである。

県が取り組む環境保全対策については県民の関心も高く、その実効性の有無は県民生活に大きな影響を与える。また、県特有の問題として大手半導体メーカーの工場建設に伴う水資源問題についても近年、県民の関心が高まってきているところである。

過去において、環境保全対策をテーマとした包括外部監査が行われていないことも鑑み、環境保全対策に関する財務事務の執行について、合規性、有効性、効率性の観点から検討することは県の行政運営にとって有益であると判断し、令和7年度の監査テーマとして選定した。

(3) 監査の対象とした部局等

環境保全対策に関する財務事務の執行を行っている主な部局等を対象。

※必要に応じて県が出資等を行う団体も対象とする。

(4) 監査対象年度

令和6年度（必要に応じて過年度も対象とする）

3. 監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 県の環境保全対策に関する事務の法規性に問題はないか。
 県の環境保全対策に関する事務は、地方自治法、地方自治法施行令、県が定める条例及びその他の法令等に従い適切に行われているか。
- ② 県の環境保全対策に関する事務の経済性、効率性及び有効性に問題はないか。
 県の環境保全対策に関する事務は、経済性、効率性及び有効性に十分配慮し、コストを抑えつつ上質なサービスを提供する取組が行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱等の確認を実施した。
- ② 制度の概況及び運営に関する行政計画及び予算の執行状況等の確認を実施した。
- ③ 上記に基づき関係書類の閲覧並びに担当者への質問などを実施した。
- ④ 必要と認めた施設等の現場視察を実施した。

4. 監査の結果の記載方法

監査の結果の記載方法は、以下のとおりである。

(指 摘) 法令、条例、規則等の形式的又は実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまでは言えないものの、社会通念上適切でないものであり、是正すべき事項又はそれに準じるもの。

(意 見) 指摘には該当しないが、何らかの改善措置を検討することが県の環境保全対策に関する事務の執行に資すると考えられる事項。

5. 外部監査の実施期間

令和7年8月から令和8年3月まで

6. 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

| 職 務 区 分 | 氏 名 | 資 格 |
|---------|---------|-------|
| 包括外部監査人 | 庄 田 浩 一 | 公認会計士 |
| 補 助 者 | 本 吉 幸 雄 | 公認会計士 |
| 同 | 山 下 昌 也 | 公認会計士 |
| 同 | 浅 山 和 也 | 公認会計士 |
| 同 | 中 島 正 善 | 公認会計士 |
| 同 | 服 部 学 | 公認会計士 |

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

注：本報告書記載の数値には、端数処理の関係上、合計金額が一致しない場合がある。

第2章 監査対象の概要

I. 熊本県環境基本指針

1. 基本指針策定の趣旨

県は、平成2年（1990年）に全国に先駆けて熊本県環境基本条例を制定し、同条例第6条第1項に基づき、平成3年（1991年）に熊本県環境基本指針（以下「基本指針」という。）を策定した。基本指針は、快適な環境の保全を図るため、県の環境行政の基本となる指針であり、第四次基本指針は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間を対象期間として、県が行う生活環境及び自然環境に関する施策の方向を示している。

熊本県環境基本条例（抜粋）

（県の責務）

第2条 県は、快適な環境の創造を図るため、次に掲げる施策を総合的に推進しなければならない。

- (1) 公害の防止、廃棄物の適正処理、都市及び農村の景観の形成、身近な緑及び水辺の確保、文化財の保護及び歴史的街並みの保存その他生活環境に関する施策
- (2) 森林の保全、地下水の保全、河川の浄化、海洋の汚染防止、自然景観の形成及び野生動植物の保護その他自然環境に関する施策

（環境施策に関する基本指針等の策定）

第6条 県は、快適な環境の創造を図るため、第2条第1項各号に掲げる施策について基本となる指針（以下「基本指針」という。）を策定し、これに基づき、当該施策の計画的実施に努めるものとする。

2. 基本的な考え方

(1) 人と環境の望ましいあり方

私たちの生活は、物質的には豊かで便利なものとなった一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会・経済システムにおける人間活動によって地球環境に多大な負荷をかけ続けてきたため、地球環境は限界に達しつつある。このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性さえ出てきている。

近年、地球温暖化の進行、異常気象の多発などの地球規模の環境危機や、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみなど様々な問題が顕在化している。

地球温暖化については、平成27年（2015年）12月に「パリ協定※1」が採択され、世界共通の目標として、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つ（「2℃目標」）とともに、1.5℃に抑える努力を追求する（「1.5℃目標」）ことが設定され、世界各国が「脱炭素社会」を目指している。

また、令和元年（2019年）6月には、新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン※2」が関係国で共有化された。

地球温暖化をはじめとしたこれらの環境問題は、相互に関連していると同時に、経

済・社会活動とも複雑に関連している。地域における環境と経済・社会の問題を一体的に解決し、将来にわたり持続可能な社会を構築するためには、SDGs（持続可能な開発目標）※3 や地域循環共生圏※4 の考え方も踏まえ、「環境と経済・社会を統合的に向上」できるように取り組んでいくことが必要である。

一方、令和元年(2019年)12月に、中国で感染が確認されて以降、世界的なパンデミックとなった新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、国内外で様々な活動規制、自粛等が行われ社会経済活動が停滞している。

今後の経済社会活動の回復に当たっては、以前の経済・社会システムに戻るのではなく、環境・経済の統合的向上が図られた持続可能な社会に向けて、私たちの生活や行動をはじめ、経済・社会システムそのものを変革していくことが不可欠である。

熊本県は、わが国の公害の原点と言われる水俣病を通して、環境破壊の恐ろしさとその復元の困難さを認識した。水俣病は、健康被害だけでなく、地域経済の疲弊や地域の分断などを生み、環境・経済・社会問題は相互に関連していることを経験した。

また、この10年間、平成24年7月九州北部豪雨、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨という大規模な自然災害に見舞われた。

水俣病や大規模災害を経験した熊本県だからこそ、環境への負荷の抑制と、より強靱で安全・快適な生活環境の創造に向け、率先して取り組んでいく必要がある。

※1：京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組み。平成27年(2015年)、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択され、平成28年(2016年)に発効。

※2：令和元年(2019年)6月、G20大阪サミットにおいてG20首脳間で共有された。G20以外の国にも参加を促し、令和2年(2020年)9月末時点で86の国と地域がビジョンに賛同している。

※3：平成27年(2015年)、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを理念としている。

※4：環境と経済・社会の統合的向上、地域資源を活用したビジネスの創出や生活の質を高める「新しい成長」を実現するための新しい概念で、各地域が、その地域固有の資源を活かしながら、それぞれの地域特性に応じて異なる資源を持続的に循環させる自立・分散型のエリアを形成するという考え方。平成30年(2018年)に閣議決定された第五次環境基本計画において提唱された。

(2) 5つの目指すべき姿

第二次基本指針・第二次基本計画（平成13年（2001年）3月策定）において、「環境立県くまもと」を掲げ、「県民、事業者及び行政があらゆる活動を展開するに当たって、環境への配慮を当たり前のこととして行う循環と共生を基調とする社会」づくりを進めていくこととした。

本基本指針においては、環境を取り巻く状況等の変化を踏まえ、「環境立県くまもと」を「循環、共生を包含したゼロカーボンをベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な社会」と位置付ける。

具体的には、「環境立県くまもと」は、「ゼロカーボン」の実現を基盤とし、「ゼロカーボン社会」「循環型社会」「自然共生社会」「安全・快適な生活環境」に加え「様々なリスクに備えた社会」を実現することで、熊本の豊かな自然環境や生活環境、地域社会を持続可能なものとして将来に継承することを目指す。

本県は令和元年（2019年）12月に、国に先駆けて「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」宣言を行い、「ゼロカーボン社会・くまもと※」の実現を表明した。

「ゼロカーボン」という極めて高い目標の達成には、様々な分野において持続可能な排出削減の取組みが必要となるため、目指すべき姿として次の5つを掲げ、この10年間で「2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた第1章」と位置付ける。

※：2050年に県内のCO₂排出量実質ゼロ（CO₂の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡）を達成すること。

2050年県内CO₂排出実質ゼロに向けた第1章

① ゼロカーボン社会

地球規模での温暖化の進行は、異常気象の多発や生物多様性の損失など、環境全般に様々な影響を引き起こしている。

本県は、平成24年7月九州北部豪雨や平成28年熊本地震、そして球磨川流域を中心に大きな被害をもたらした令和2年7月豪雨と、この数年間で大規模な自然災害を経験した。令和2年7月豪雨をはじめ全国で頻発する豪雨の背景には、地球温暖化の影響があると言われている。

本県はこれらの災害の経験を踏まえ、地球温暖化という地球規模の問題を足元から考え、率先して取り組んでいく。

県内で排出される二酸化炭素（以下、CO₂）は、産業部門が 3 割以上を占めるほか、運輸、家庭、業務などあらゆる分野が排出源となっており、「ゼロカーボン」の実現に向けては各分野における様々な主体が一体となった取組みが必要である。

県民、事業者などあらゆる主体が協働し、様々な分野における持続可能な CO₂ 排出削減の取組みや、「命を守り、地域を活かすエネルギー利用」を推進することにより、「2050 年県内 CO₂ 排出実質ゼロ」=「ゼロカーボン社会・くまもと」を目指します。

② 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルは、便利で快適な生活とともに、大量の廃棄物を生み出した。また、天然資源の枯渇、プラスチックごみによる海洋汚染、地球温暖化など地球規模での環境問題も顕在化している。

このため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源の循環的な利用（再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の 3R の推進等により、県内で発生するプラスチックごみの 100%リサイクルなど循環型社会への転換をより一層進める必要がある。

廃棄物に係る 3R の取組みを一層推進するなど、生産から流通、消費、廃棄に至るまでのライフサイクル全体で徹底的な資源循環を進めることで、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会を目指します。

③ 自然共生社会

わたしたちの生命や暮らしは、生物資源に深く依存して成り立っている。本県は、山地、平野部、海域など変化に富んだ自然条件のもと、阿蘇の草原や有明海・八代海をはじめ、“森里川海”の豊かな自然と多様な生態系に恵まれている。一方で、地球温暖化に伴う生態系の変化、人口減少による過疎化に伴う里地などの二次的自然環境の悪化、ニホンジカ・イノシシなど野生鳥獣による農作物等への被害など、様々な問題が生じている。

このため、未来に向けて持続可能な形で、豊かな自然環境や生態系を保全し、生物多様性の恵みを継続して享受できるような環境配慮や県民に向けた普及啓発の推進、また、森林、農地、草原などの利用の効率化などの取組みが必要である。

阿蘇の草原や天草の海など本県の豊かな自然の保全とそこに棲む多様な野生生物の保護を図り、人間と自然が共生し熊本の恵みを未来に引き継ぐ自然共生社会を目指します。

④ 安全で快適な生活環境

自然の浄化能力を超えた環境負荷の蓄積が、大気汚染、地下水汚染の他、オゾン層破壊や地球温暖化など様々な環境問題を誘発している。本県は「水の国」くまもとと言われるほど豊かな地下水の恵みを享受しており、この県民生活に欠かせない豊かな地下水を保全することはもとより、県民の健康や生活環境と密接に関わる大気、土壌などの環境リスクの管理、また、騒音、振動、悪臭などいわゆる感覚公害とも呼ばれる環境問題への対応などにより、安全で快適な生活環境を確保する取組みが必要である。

本県の貴重な資源である地下水を次世代に引き継ぐために適正利用及び水質保全に取り組むとともに、大気、土壌などを良好に保つなど、様々な環境問題に取り組むことで、安全で快適な生活環境の確保を図ります。

⑤ 様々なリスクに備えた社会

本県は、この 10 年間に、大規模な地震や豪雨災害など大きな被害をもたらした自然災害を経験したが、地球温暖化の進行により、今後さらに気象災害のリスクが高まることが予測されている。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、在宅勤務、遠隔会議、通信販売等の活用が広がるなど、経済活動、日常生活に様々な変化が生じている。

気候変動による県民生活や地域経済への影響、今後も発生が予測される大規模災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症終息後の経済回復にあたっては、環境や社会よりも経済政策を優先させるのではなく、新たな生活様式を踏まえ、地球温暖化対策など環境への取組みを更に推し進めることが必要である。

令和 2 年 7 月豪雨からの復旧・復興にあたっては、生命・財産を守り、安全・安心を確保するとともに、球磨川流域の豊かな恵みを享受するという基本理念（グリーンニューディール）のもと、環境を基盤とした各種施策の“ベストミックス”により、持続可能な地域の実現につなげていくことが必要である。

顕在化する気候危機への対応に加え、大規模災害への備えやポストコロナ社会を見据えた取組みなどを推進し、様々なリスクに備え、環境施策の面からもより強靱な社会を目指します。

(3) 取組を推進するにあたっての考え方

「環境立県くまもと」の実現に向けた取組みについては、次の2つの考え方（視点）をもとに推進する。

① SDGs や地域循環共生圏の考え方を踏まえた課題解決

持続可能な社会を構築していくためには、環境への負荷を最小限に抑えながら、同時に、県民生活や地域経済も活性化させていくことが必要である。また、今後、頻発化、激甚化が懸念される大規模災害からの復旧・復興においても、環境と経済、社会の問題を一体的に解決しながら持続可能な地域を創造していくことが求められる。

そのため、課題解決に向けては、複数の課題を統合的に解決し、マルチベネフィット（一つの行動によって複数の側面における利益を生み出す）を目指す「SDGs（持続可能な開発目標）」や、地域資源を活用し新たな成長を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえ、環境問題を、経済、社会の問題と統合的にとらえて、本県が持つ地域資源、ポテンシャルを最大限活用しながら、分野横断的に取り組むことが必要である。

② あらゆる主体におけるパラダイムシフト※(変革)

地球温暖化に伴う気候変動など様々な環境問題が顕在化している中、現在の取組みをそのまま継続するだけでは、「ゼロカーボン」の実現、さらには「環境立県くまもと」の実現は困難であり、私たち一人ひとりが、環境への取組みを新たに捉え直すパラダイムシフト=変革していくことが必要である。

5つの目指すべき姿の達成に向け、私たちの生活、社会システムの劇的な変革が求められる。

県民、事業者、各種団体、行政機関等、あらゆる主体が自分の生活・行動と環境との関係を自覚し、環境に負荷が少ない行動を選択し継続すること、また、それぞれの立場に応じた役割を発揮し、協働で取り組むことが必要である。

※：時代や社会において、常識的な考え方の枠組み（パラダイム）が、革命的、構造的に大きく転換（シフト）すること。

環境立県くまもとの実現に向けては私たち一人ひとりが、環境に負荷が少ない行動を選択（＝行動変容）していくことが不可欠であるため、『あらゆる主体が、「これまでの考え方・行動や社会（＝パラダイム）」を「大きく転換・変革（＝シフト）」する』ことを「取組みを推進するための考え方」として掲げています。

(4) 環境施策の方向

「環境立県くまもと」の実現に向け、目指すべき姿に対応する5つの施策を推進するとともに、その施策が一人ひとりの日常の行動として定着し、かつ有機的に連携させるための基盤となる2つの施策を加え、次の7つを今後10年間の「環境施策の方向」として示す。

① ゼロカーボン社会・くまもとの推進

「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」＝「ゼロカーボン社会・くまもと」を実現するためには、様々な分野において持続可能なCO₂排出削減対策が必要であり、地域の多様な資源を活かすことが重要である。

2050年ゼロカーボンに向けた戦略とロードマップに基づき、部門別及び横断的な対策に取り組む。

○地球温暖化対策の推進

- ・温室効果ガス排出削減に向けた部門別取組
(家庭部門、産業・業務部門、運輸部門、廃棄物部門)
- ・温室効果ガス排出削減及び吸収等に向けた横断的な取組み
(再生可能エネルギーの導入推進、CO₂吸収源及びイノベーションによるCO₂固定等の推進等)

○県の事務・事業における温室効果ガス排出削減

(地球温暖化防止に向けた県庁率先実行計画)の推進

② 循環型社会の推進

「循環型社会」の形成の推進のためには、可能な限り廃棄物の排出抑制及び適正な循環的利用を徹底したうえで、適正に処分を行うことが重要である。

県民、事業者、行政機関等が連携して、ライフサイクル全体で物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷を軽減する。また、海洋プラスチックごみ削減に向けた取組みやバイオマスの利活用、災害廃棄物の適正処理に取り組む。

○資源循環の推進

- ・循環型社会の形成に向けた基盤づくり
- ・廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の推進
- ・廃棄物の適正処理の推進
- ・バイオマスの利活用の推進
- ・災害廃棄物の適正処理

③ 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

自然の大切さへの認識を深めるための普及啓発や自然とのふれあいなどを通じた豊かな自然環境の保全を推進するとともに、野生生物の保護・管理及び生物多様性の保全を図る。

また、自然が持つ多面的な機能、生物多様性の恵みの持続的な利用など、将来にわたってその恵みを享受することができる社会を目指す。

○森林、水辺等の自然環境の保全

- ・保全のための総合的な対策の推進
- ・多様で豊かな森林づくり
- ・二次的自然環境（里地里山や阿蘇の草原など）の保全・再生
- ・野生鳥獣の保護・管理の推進
- ・水辺環境の保全・再生

○生物多様性の保全に係る対策の推進

- ・生物多様性の保全
- ・生物多様性の恵みの持続可能な利用
- ・生物多様性を支える基盤づくり

④ 安全で快適な生活環境の確保

県民の生活の基盤となる安全で快適な生活環境を守るため、経済活動、社会生活の質の向上の観点も踏まえて、大気、水、土壌、騒音などの支障を除去し、様々な対策に取り組む。

また、自然環境、生活環境の重要な構成要素である良好な景観や歴史的・文化的資源についても、保全、創造、活用を図る。

○水環境に係る対策の推進

○大気環境に係る対策の推進

○オゾン層の保護対策の推進

○騒音、振動、悪臭、光害などの対策の推進

○土壌汚染と地盤沈下の対策の推進

○化学物質・放射性物質の環境リスクの評価・管理

○水銀フリー社会の実現に向けた取組み

○緑と水のある生活空間の保全・創造

○良好な景観及び文化財の保全・創造

⑤ リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

様々なリスクに備えた社会づくりに向け、あらゆる分野での気候変動への適応、大規模災害への備えや、ポストコロナ時代におけるニューノーマルへの社会変革の中で、経済と環境が両立した持続可能な取組みへの行動変容及び定着を図る。

日本の災害復興をリードする新たな全国モデル、いわば「球磨川モデル」として、球磨川流域に安全と恵みをもたらす「新たな流水型ダム」を含めた「緑の流域治水」に取り組む。

- 気候変動の影響への適応
- 大規模災害への備え
- ニューノーマルへの社会変革
- 球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

⑥ 環境立県くまもと型未来教育

「環境立県くまもと」を実現し、熊本の豊かな自然環境と安全で快適な生活環境を持続可能なものとして未来に引き継いでいくためには、環境を取り巻く課題や一人ひとりの行動が環境に与える影響を理解し、主体的に行動を実践・継続する人材を育成すること、また、環境問題に地域全体で取り組んでいくことが重要である。

そのため、行政、学校、環境団体等が連携し、あらゆる世代を対象にした環境教育・啓発及び環境保全行動の促進を通じた人づくり・地域づくり＝「環境立県くまもと型未来教育」に取り組む。

- 未来を支える人づくり
- 豊かなくまもとを守り育てる地域づくり

⑦ 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

熊本の優れた自然環境を保全するとともに、安全で快適な生活環境を確保し、持続可能な形で未来に引き継いでいくためには、きめ細かな環境への配慮や、高度化・複雑化する環境問題への効果的な対応など環境保全の仕組みづくりが重要である。

事業規模や事業内容に応じた環境アセスメントの適切な運用、地球温暖化や沿岸域の再生など複雑な環境問題の解決に向け、産・官・学様々な研究機関同士のネットワーク形成や国際協力の推進などに取り組む。

- 環境アセスメントの推進
- 環境情報・研究のネットワーク化
- 国際協力の推進

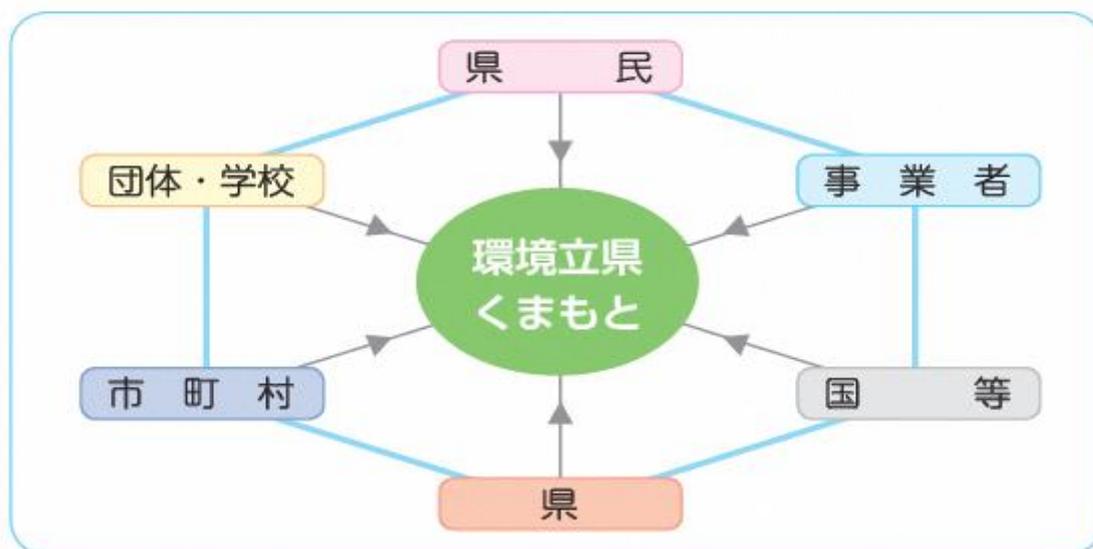
3. 推進体制の整備

(1) すべての主体との協働による推進体制

熊本の豊かな環境を持続可能な形で将来の世代に引き継いでいくためには、個人、事業者、団体、行政など、あらゆる主体がそれぞれの役割を担い、お互いに信頼関係を持ちながら、連携・協力して環境問題に取り組んでいく必要がある。

特に、「ゼロカーボン」に向けては、私たちの生活、社会システムの劇的な変革が必要であり、「SDGs」や「地域循環共生圏」の環境・経済・社会の統合的向上を目指す考え方を踏まえながら、あらゆる主体が連携して、シフト（変革）していく必要がある。

環境基本計画の推進に向けた各主体の連携



【計画推進に向けた各主体の役割（行動指針）】

➤ 県民の役割

環境問題の多くは、私たち、県民一人ひとりの日常生活に伴って生じる環境への負荷が要因となっており、県民一人ひとりが現在のライフスタイルを見直し、環境に配慮したものにシフトしていくことが極めて重要である。

そのため、一人ひとりの行動が環境問題と密接に関連していることを理解し、節電・省エネルギーの他、ごみの減量化や節水など、環境負荷をより少なくする環境にやさしいライフスタイルを実践・継続していくことが必要である。

また、身近な自然環境の保全に向けた取組みや、環境学習やボランティア活動など地域の環境活動に積極的に参加することなども求められる。

➤ 環境関係団体、NPO、学校、教育研究機関等の役割

環境関係団体やNPOは、これまでも地域における環境学習や教育その他環境保全に関する様々な取組みにおいて、重要な役割を果たしてきた。「ゼロカーボン」の実現に向けては、行政の視点とは異なる革新的なアイデアや草の根の活動、県民と行政・企業等とをつなぐような、協働・連携（パートナーシップ）した活動等が期待される。また、学校には、単なる知識の習得にとどまらず、SDGsの考え方を踏まえ環境問題の解決につながるような主体的に行動を実践・継続する人材を育成すること、いわば未来を支える人づくりに取り組むことが求められる。

さらに、大学等の教育研究機関には、「ゼロカーボン」の実現に向けてより高度な立場で教育研究を進めることにより、地域・学校との連携のもと環境教育の中心的な人材育成や、最新の科学的知見を踏まえた企業等の新たな技術革新の推進につながる取組みやアイデアを提供するなどの役割が期待される。

➤ 事業者の役割

地域の経済活動において大きな役割を担う事業者の取組みは、極めて重要である。事業活動に当たって、製造工程や流通過程で発生するCO₂や廃棄物の排出削減などの環境負荷の軽減に取り組むとともに、環境保全のための新たな技術開発、環境に配慮した製品の販売などに取り組むことが必要である。

特に、「ゼロカーボン」の実現に向けては、建物のZEB※1等による省エネルギー、再生可能エネルギー導入推進やSBT※2、RE100※3への積極的な参画などが期待される。

また、金融機関においては、ESG投資※4など環境を配慮した資金流通に積極的に取り組むことにより、持続可能な社会の構築に寄与することが期待される。

※1：「ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング」の略。外壁や屋根の高断熱化と高効率設備により省エネルギーを行い、太陽光発電等によりエネルギーを創ることで、1年間で消費するエネルギー量が正味（ネット）で概ねゼロ以下となる建築物。

※2：Science Based Targets。パリ協定が求める水準と整合した、5年～15年先を目標年として企業が設定する温室効果ガス排出削減目標。

※3：Renewable Energy 100%。企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ。

※4：従来の財務情報だけでなく、企業の価値を図る材料として環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資。

➤ 市町村の役割

環境問題への取組みは、地域の特性・実情に応じて進めることが大切である。

市町村には、地域住民に最も身近な行政主体として、住民参加型の施策を積極的に推

進するなど、地域住民、団体、事業者の様々な環境保全活動を促進することが求められる。

また、地域それぞれの資源を活用した「地域循環共生圏」の構築や、大規模災害などの様々なリスクへの対応などに取り組むとともに、自らも一事業者・消費者として環境保全行動を率先して実行することなどが求められる。

➤ 県の役割

県は、SDGs の観点から、県民、団体、事業者、県内市町村、各都道府県、国などの様々なステークホルダーと広域的に連携して、「2050年県内CO₂排出実質ゼロ」に向けた取組みや環境保全活動を推進するとともに、全県的な「地域循環共生圏」の構築に向けた取組みなど、環境施策の立案・実施を行う。

また、法令や条例などに基づく必要な規制・誘導を行うとともに、自らも一事業者・消費者として率先的な環境保全行動などを推進しながら、「循環、共生を包含したゼロカーボン」をベースとし、環境、経済、社会の統合的向上が図られるとともに、環境リスク・気候危機等のリスクにも備えた持続可能な社会である「環境立県くまもと」に向けた取組みを推進していく。

(2) 県における推進体制

県では、平成2年（1990年）10月に、知事を本部長とする「熊本県環境政策推進本部」を設置し、部局横断的に取り組む体制を構築している。「あらゆる主体におけるパラダイムシフト（変革）」の考えのもと、各部局が主体性を持って取り組むとともに、推進本部などを通して各部局間の連携を図りながら、環境施策を企画・立案し、総合的かつ効果的に推進する。

各分野における取組みについては、関係所属で構成する「地球温暖化対策推進連携会議」「熊本県生物多様性施策推進連携会議」などにおいて、各部局間の連携を図りながら推進する。

広域本部、地域振興局においては、管内における環境施策の推進に努めるとともに、地域の環境特性やニーズを施策に的確に反映させるため、必要な提案や情報の提供を行う。

また、地域住民に最も身近な行政主体である市町村や熊本県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員など様々な主体と連携しながら、情報の提供、講座・研修会の実施等により、「環境立県くまもと」に向けた人づくり・地域づくりを推進する。

さらに、「熊本県気候変動適応センター」を設置し、気候変動影響や適応策に関する情報収集、分析及び県民、県内事業者等への情報提供等を行う。

環境基本指針・計画に関連する主な個別計画



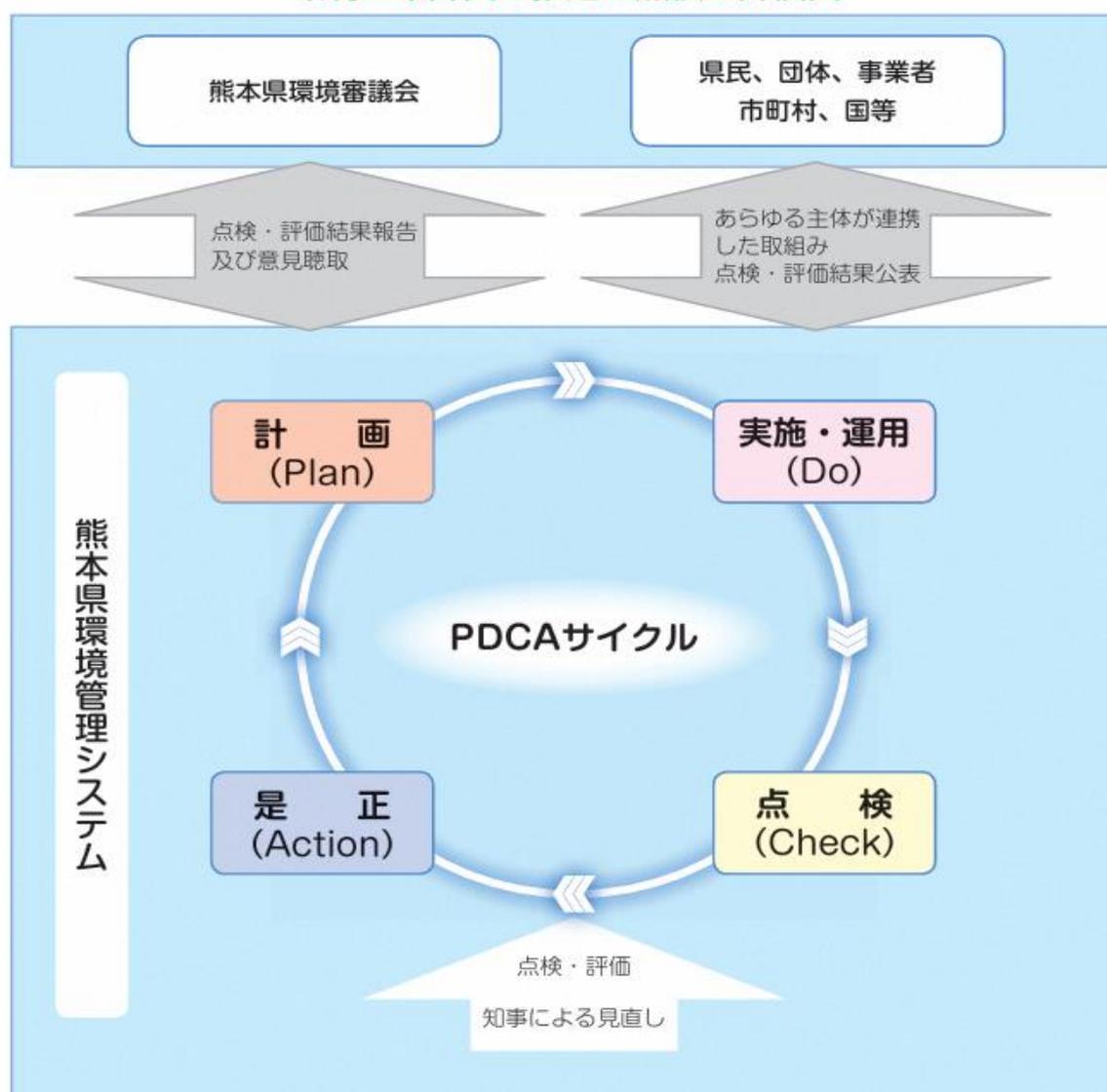
4. 点検と評価

基本指針に沿った基本計画に掲げた取組みの推進に当たっては、専門知識者や県民・各界代表などで構成される「熊本県環境審議会」の意見を聴きながら、点検と評価を毎年度行い、継続的に改善を図っていく。

具体的には、平成13年（2001年）8月から導入している熊本県環境管理システムを活用し、毎年度PDCAサイクルにより、数値目標を設定し管理することが可能な施策を中心として、環境目的・目標を設定し、実施計画を作成して取り組む。

点検と評価結果については、毎年度、熊本県環境審議会に報告するとともに、環境白書、県庁ホームページなどに掲載・公表し、幅広く意見聴取を行う。

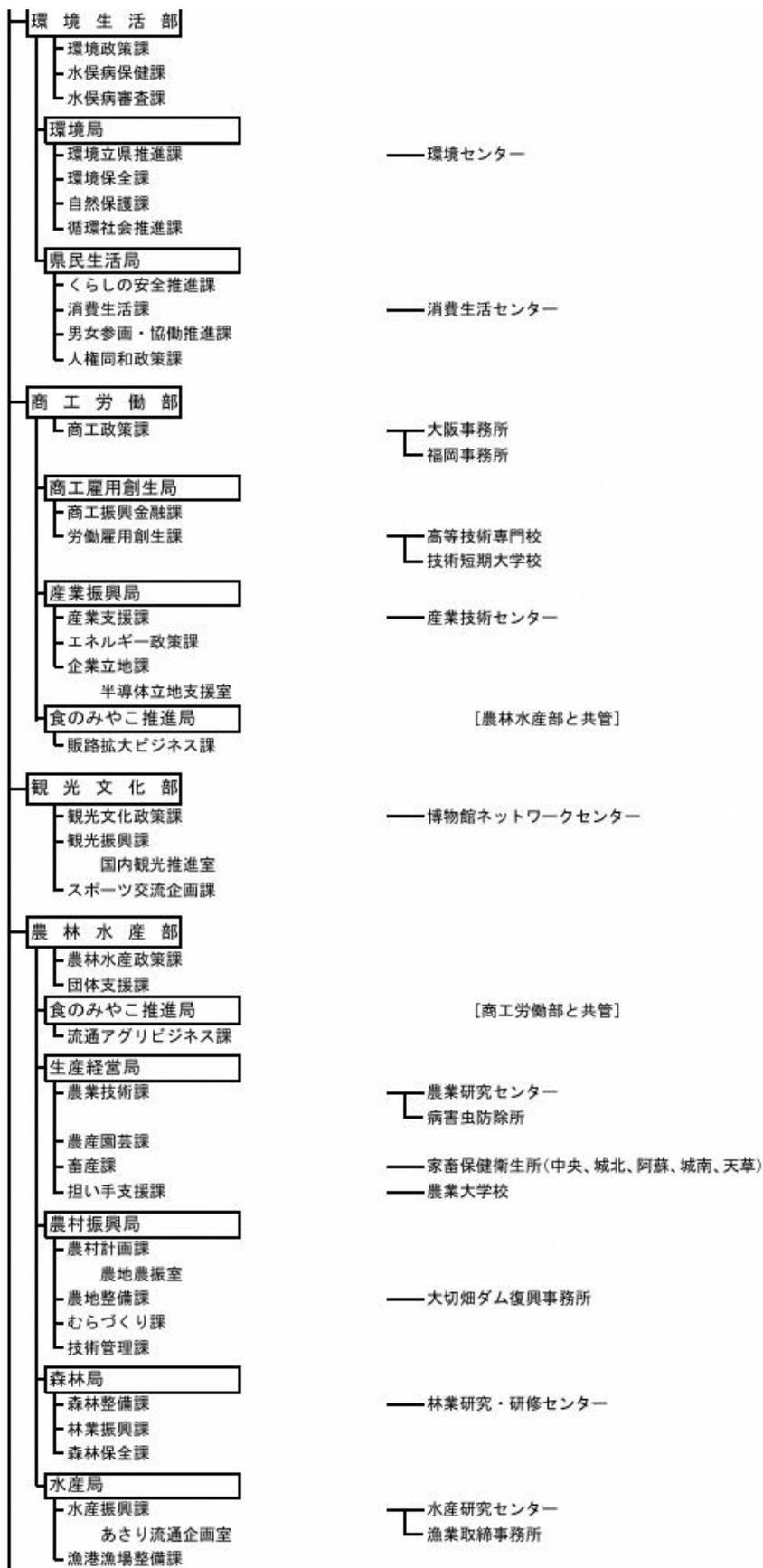
環境基本計画の推進の点検と評価図

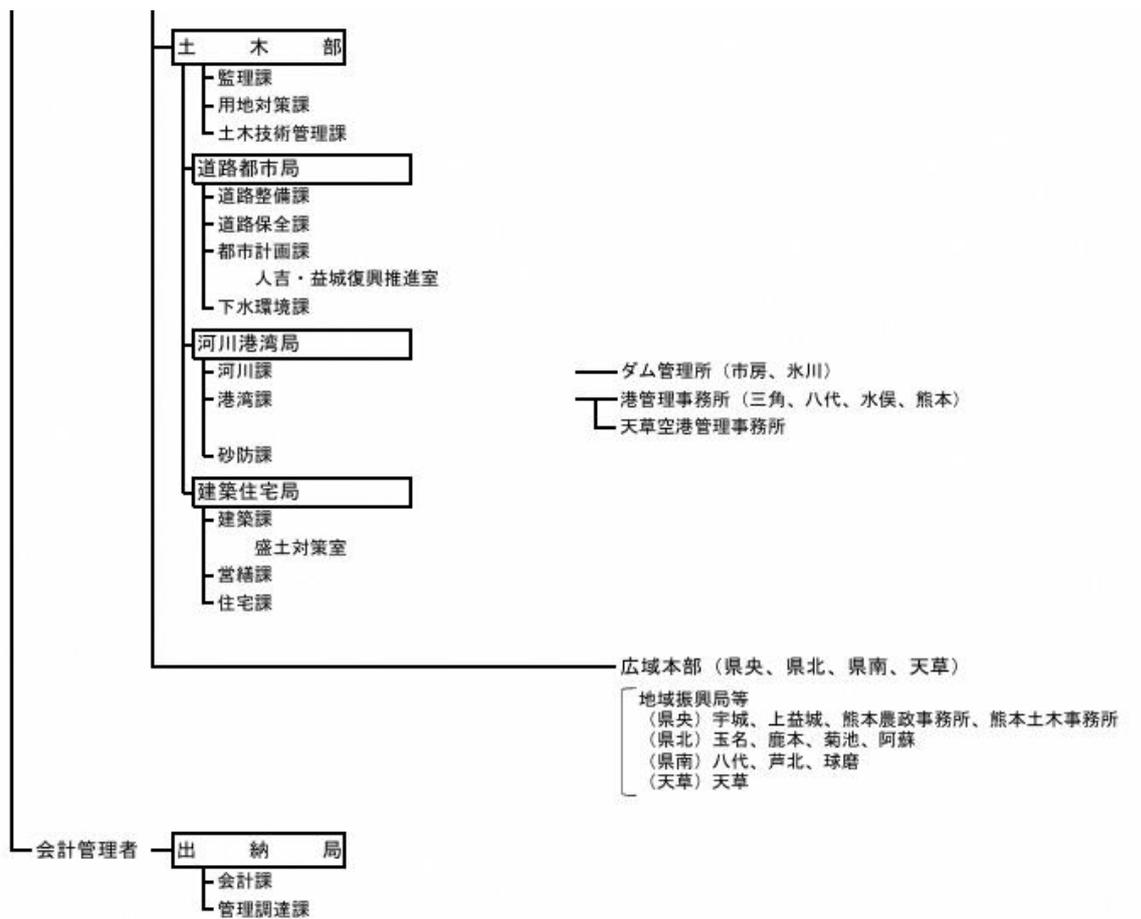


II. 熊本県組織図

(R7. 4. 1 現在)







| 部 | 公室 | 局 | 部内局 | 課 | 課内室 | 出先機関 |
|---|----|---|-----|------|-----|------|
| 8 | 1 | 1 | 22 | ※ 86 | 7 | 66 |

※出納局2課含む

III. 事業一覧

基本指針に基づき策定する「第六次熊本県環境基本計画」は4編で構成され、第4編分野別計画は、

- (第1章) ゼロカーボン社会・くまもとの推進
- (第2章) 循環型社会の推進
- (第3章) 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現
- (第4章) 安全で快適な生活環境の確保
- (第5章) リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進
- (第6章) 環境立県くまもと型未来教育
- (第7章) 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

から構成されている。

各章の環境保全対策に関連する事業として以下の事業の内容のヒアリング等を行い、金額的重要性も考慮して、監査対象事業を選定した。(対象欄に○がついている事業が監査対象事業)

(第1章) ゼロカーボン社会・くまもとの推進

| No | 部局名 | 課名 | 事業名 | 対象 |
|----|-------|----------|---|----|
| 1 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 県民ゼロカーボン行動促進事業 | ○ |
| 2 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 地球温暖化防止活動推進事業 | ○ |
| 3 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 2050 くまもとゼロカーボン推進事業 (産業ゼロカーボン連携促進事業) | ○ |
| 4 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 2050 くまもとゼロカーボン推進事業 (計画書制度に基づく排出量削減事業) | ○ |
| 5 | 環境生活部 | 消費生活課 | 食品ロス削減推進事業 (発生抑制・有効活用推進事業) | ○ |
| 6 | 環境生活部 | 消費生活課 | 食品ロス削減推進事業 (意識改革・行動変容推進事業) | ○ |
| 7 | 商工労働部 | エネルギー政策課 | 空港周辺 RE100 エリアテイクオフ事業 | ○ |
| 8 | 商工労働部 | エネルギー政策課 | 県内企業の RE アクション認証取得促進事業 | ○ |
| 9 | 商工労働部 | エネルギー政策課 | 太陽光発電施設ゾーニング図 「阿蘇地域統合版」作成業務委託事業 | ○ |
| 10 | 農林水産部 | 森林整備課 | 森林J-クレジット創出支援事業 | ○ |
| 11 | 農林水産部 | 森林整備課 | 県民の未来につなぐ森づくり事業 (森林吸収量認証業務のみ) | ○ |
| 12 | 農林水産部 | 森林整備課 | 県有林森林吸収量確保事業 | ○ |
| 13 | 農林水産部 | 林業振興課 | 中大規模木造建築物推進事業 | ○ |
| 14 | 土木部 | 建築課 | 建築物環境性能向上促進事業 | |
| 15 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | フロン類対策事業 | |

(第2章) 循環型社会の推進

| No | 部局名 | 課名 | 事業名 | 対象 |
|----|-------|---------|--------------|----|
| 1 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | バイオマス利活用推進事業 | ○ |
| 2 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 海岸漂着物対策推進事業 | ○ |

| | | | | |
|----|-------|---------|--------------------|---|
| 3 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 災害廃棄物処理支援事業 | ○ |
| 4 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | プラスチックごみ対策事業 | ○ |
| 5 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 産業廃棄物適正処理対策事業 | ○ |
| 6 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 産業廃棄物適正処理事業 | ○ |
| 7 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | PCB 廃棄物処理対策事業 | ○ |
| 8 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 不法投棄等防止対策事業 | ○ |
| 9 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | エコアくまもと環境教育推進事業 | ○ |
| 10 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | リサイクル製品等利用促進事業 | ○ |
| 11 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業 | ○ |
| 12 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 最終処分場周辺環境整備等補助事業 | ○ |
| 13 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | ごみゼロ県民運動推進事業 | ○ |
| 14 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 産業廃棄物実態調査事業 | ○ |
| 15 | 農林水産部 | 林業振興課 | 林業・木材産業生産性強化対策事業 | ○ |
| 16 | 農林水産部 | 漁港漁場整備課 | 海域漂流・海岸漂着物地域対策事業 | ○ |
| 17 | 農林水産部 | 漁港漁場整備課 | 放置船撤去事業 | |
| 18 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 一般廃棄物等対策事業 | |
| 19 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 自動車リサイクル推進事業 | |
| 20 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 不法投棄撲滅県民協働推進事業 | |
| 21 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 水銀含有廃棄物適正処理推進事業 | |

(第3章) 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

| No | 部局名 | 課名 | 事業名 | 対象 |
|----|-------|----------------|-----------------------------------|----|
| 1 | 企画振興部 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 | 野焼き後継者育成事業 | ○ |
| 2 | 企画振興部 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 | 野焼き放棄地の草原再生パイロット事業 | ○ |
| 3 | 企画振興部 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 | 阿蘇草原応援企業サポーター認証事業 | ○ |
| 4 | 企画振興部 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 | 恒久防火帯整備モデル事業 | ○ |
| 5 | 企画振興部 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 | 阿蘇草原維持再生調査事業 | ○ |
| 6 | 環境生活部 | 自然保護課 | 自然公園保護事業 | ○ |
| 7 | 環境生活部 | 自然保護課 | 自然環境保全対策事業 | ○ |
| 8 | 農林水産部 | むらづくり課 | 鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業 | ○ |
| 9 | 農林水産部 | むらづくり課 | 世界農業遺産推進事業 | ○ |
| 10 | 農林水産部 | 森林整備課 | 森林環境保全整備事業 | ○ |
| 11 | 農林水産部 | 森林整備課 | 熊本県次世代につなぐ森林づくり事業 | ○ |
| 12 | 農林水産部 | 森林整備課 | 間伐等森林整備促進対策事業 | ○ |
| 13 | 農林水産部 | 森林整備課 | 熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業 | ○ |
| 14 | 農林水産部 | 林業振興課 | くまもと林業大学校人財づくり事業 | ○ |
| 15 | 農林水産部 | 森林保全課 | 県民の未来につなぐ森づくり事業 (森林吸収量認証業務を除く) | ○ |
| 16 | 農林水産部 | 森林保全課 | 保安林整備事業 | ○ |
| 17 | 農林水産部 | 水産振興課 | 水産多面的機能発揮対策事業 | ○ |

| | | | | |
|----|-------|--------|-----------------------------------|--|
| 18 | 教育庁 | 文化課 | 特別天然記念物カモシカ調査事業 | |
| 19 | 健康福祉部 | 薬務衛生課 | 温泉保護対策等事業 | |
| 20 | 環境生活部 | 自然保護課 | 希少野生動植物保護対策事業・ 自然保護対策事業 | |
| 21 | 環境生活部 | 自然保護課 | レッドリスト作成事業 | |
| 22 | 環境生活部 | 自然保護課 | スパルティナ属防除対策事業 | |
| 23 | 環境生活部 | 自然保護課 | 自然公園管理事業 | |
| 24 | 環境生活部 | 自然保護課 | ビジターセンター等管理事業 | |
| 25 | 環境生活部 | 自然保護課 | 九州自然歩道・県有公園施設清掃管理 委託事業 | |
| 26 | 環境生活部 | 自然保護課 | 九州自然歩道利用促進対策事業 (球磨川流域復旧・復興プラン) | |
| 27 | 環境生活部 | 自然保護課 | 自然公園等施設リニューアル事業 | |
| 28 | 環境生活部 | 自然保護課 | 自然公園施設総量最適化事業 | |
| 29 | 環境生活部 | 自然保護課 | 通潤橋周辺特別整備事業 | |
| 30 | 環境生活部 | 自然保護課 | 県有公園施設営繕事業 | |
| 31 | 環境生活部 | 自然保護課 | 国立公園における国際化・ 老朽化等整備事業 | |
| 32 | 環境生活部 | 自然保護課 | 満喫プロジェクト推進事業 | |
| 33 | 環境生活部 | 自然保護課 | 高病性鳥インフルエンザサーベイランス事業 | |
| 34 | 環境生活部 | 自然保護課 | 豚熱感染野生イノシシ対策事業 | |
| 35 | 環境生活部 | 自然保護課 | 有害鳥獣捕獲事業 | |
| 36 | 環境生活部 | 自然保護課 | 特定鳥獣適正管理事業・ 鳥獣保護対策補助金 | |
| 37 | 環境生活部 | 自然保護課 | 特定鳥獣適正管理事業・ 狩猟者増加促進事業 | |
| 38 | 環境生活部 | 自然保護課 | くまもと銃猟者緊急確保育成事業 | |
| 39 | 環境生活部 | 自然保護課 | アライグマ防除体制強化事業 | |
| 40 | 環境生活部 | 自然保護課 | 指定管理鳥獣捕獲等事業 | |
| 41 | 環境生活部 | 自然保護課 | 狩猟免許試験・更新事業 | |
| 42 | 環境生活部 | 自然保護課 | 鳥獣保護センター管理事業 | |
| 43 | 農林水産部 | むらづくり課 | 棚田地域振興推進事業 | |
| 44 | 農林水産部 | むらづくり課 | 未来につながるふさと応援事業 | |
| 45 | 農林水産部 | むらづくり課 | 多面的機能支払事業 | |

(第4章) 安全で快適な生活環境の確保

| No | 部局名 | 課名 | 事業名 | 対象 |
|----|-------|---------|---------------|----|
| 1 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 地下水位観測井管理事業 | ○ |
| 2 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | くまもと地下水財団支援事業 | ○ |
| 3 | 環境生活部 | 環境保全課 | 大気汚染監視調査事業 | ○ |
| 4 | 環境生活部 | 環境保全課 | 自動車交通公害対策事業 | ○ |
| 5 | 環境生活部 | 環境保全課 | ダイオキシン類対策事業 | ○ |
| 6 | 環境生活部 | 環境保全課 | 環境放射能水準調査事業 | ○ |
| 7 | 環境生活部 | 環境保全課 | 硝酸性窒素対策事業 | ○ |
| 8 | 環境生活部 | 環境保全課 | 公共用水域水質常時監視事業 | ○ |
| 9 | 環境生活部 | 環境保全課 | 公害監視調査事業 | ○ |

| | | | | |
|----|-------|---------|------------------|---|
| 10 | 農林水産部 | 農業技術課 | 県民理解の促進・消費拡大推進事業 | ○ |
| 11 | 土木部 | 河川課 | 河川環境美化推進事業 | ○ |
| 12 | 環境生活部 | 環境政策課 | 水銀フリー推進事業 | |
| 13 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 有明海・八代海再生推進連携事業 | |
| 14 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 水環境教育推進事業 | |
| 15 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 地下水保全条例円滑施行事業 | |
| 16 | 環境生活部 | 環境保全課 | アスベスト環境調査等事業 | |
| 17 | 環境生活部 | 環境保全課 | 大気生活環境対策事業 | |
| 18 | 環境生活部 | 環境保全課 | 化学物質対策事業 | |
| 19 | 環境生活部 | 環境保全課 | 水質汚濁規制事業 | |
| 20 | 環境生活部 | 環境保全課 | 水質環境監視事業 | |
| 21 | 環境生活部 | 環境保全課 | 地下水質監視事業 | |
| 22 | 環境生活部 | 循環社会推進課 | 熊本県グリーン購入推進事業 | |
| 23 | 農林水産部 | 農地整備課 | 農業生産基盤整備事業 | |
| 24 | 農林水産部 | 農地整備課 | 農村地域防災減災事業 | |
| 25 | 農林水産部 | 農地整備課 | 国営土地改良事業直轄負担金 | |
| 26 | 農林水産部 | 水産振興課 | 水域環境クリーンアップ事業 | |
| 27 | 土木部 | 下水環境課 | 生活排水対策総合促進事業 | |

(第5章) リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進
該当事業なし

(第6章) 環境立県くまもと型未来教育

| No | 部局名 | 課名 | 事業名 | 対象 |
|----|-------|---------|-------------------------------|----|
| 1 | 環境生活部 | 消費生活課 | 食品ロス削減推進事業 (意識改革・行動変容推進事業) | ○ |
| 2 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 出前講座事業 | ○ |
| 3 | 環境生活部 | 水俣病保健課 | 水俣病と水俣病の教訓を伝える小学校 訪問事業 | |
| 4 | 環境生活部 | 水俣病保健課 | 世界に向けた情報発信事業 | |
| 5 | 環境生活部 | 水俣病保健課 | 百間排水口事業 | |
| 6 | 環境生活部 | 水俣病保健課 | 「うたせ船で水俣病を学ぶ」講座開設 補助金 | |
| 7 | 環境生活部 | 水俣病保健課 | 水俣病資料館情報発信拠点強化事業 | |
| 8 | 環境生活部 | 水俣病保健課 | 水俣病資料館情報発信拠点強化事業 (施設整備) | |
| 9 | 環境生活部 | 水俣病保健課 | 水俣病資料館情報発信拠点強化事業 (70年準備) | |
| 10 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 環境基本計画推進事業 | |
| 11 | 環境生活部 | 環境立県推進課 | 有明海・八代海再生推進連携事業 | |

(第7章) 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

| No | 部局名 | 課名 | 事業名 | 対象 |
|----|-------|----------|----------------|----|
| 1 | 農林水産部 | 農業研究センター | 生産者・消費者ともに喜ばれる | |

| | | | | |
|---|-------|----------|---|--|
| | | | 水稻品種の育成事業 | |
| 2 | 農林水産部 | 農業研究センター | 県内有機性資源を活用した地産地消肥料の肥効解明と活用実証事業 | |
| 3 | 農林水産部 | 農業研究センター | 主要果菜類における難防除病害虫に対する効果的な防除技術の確立事業 | |
| 4 | 農林水産部 | 農業研究センター | 高機能バイオ炭等によるCO ₂ 固定効果の実証・評価事業 | |
| 5 | 農林水産部 | 農業研究センター | 侵入害虫トマトキバガに対する診断・発生予測手法の確立と防除技術の開発等事業 | |
| 6 | 農林水産部 | 林業研究センター | 試験調査事業 | |
| 7 | 農林水産部 | 水産研究センター | 試験調査事業 | |

IV. 県が出資等を行う団体

県が出資等を行う団体として、「公益財団法人熊本県環境整備事業団」と「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金」の2団体を監査対象として選定した。

第3章 監査の結果及び意見

I. 総論

1. 監査の結果及び意見の総括

| 項目 | 指摘 | 意見 |
|-------------------|----|----|
| ①環境基本計画との整合性 | — | — |
| ②事業内容の適時性・適切性・有効性 | — | 11 |
| ③財務事務の適法性・適切性 | 7 | 3 |
| ④委託契約の適切性 | 2 | 11 |
| ⑤補助金、負担金事業の適切性 | 1 | 7 |
| ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 | — | 1 |
| ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 | — | 11 |
| ⑧財産の管理の適切性 | 2 | — |
| ⑨その他 | — | 1 |
| 合計 | 12 | 45 |

2. 監査の結果及び意見の概要

(1) ゼロカーボン社会・くまもとの推進

| No | 事業名 | 内容 | 指摘 | 意見 | 頁数 |
|----|---------------------------|--------------------|----|----|----|
| 1 | 県民ゼロカーボン行動促進事業 | 随意契約（単独見積）について | ○ | | 31 |
| 2 | 県民ゼロカーボン行動促進事業 | 効果指数の設定について | | ○ | 33 |
| 3 | 県民ゼロカーボン行動促進事業 | 著作権について | | ○ | 34 |
| 4 | 地球温暖化防止活動推進事業 | 地球温暖化防止推進員の募集について | | ○ | 37 |
| 5 | 食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業） | 効果指数の設定について | | ○ | 44 |
| 6 | 食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業） | 食ロスチェック結果の公表方法について | | ○ | 45 |

(2) 循環型社会の推進

| No | 事業名 | 内容 | 指摘 | 意見 | 頁数 |
|----|-----------------|--------------------------|----|----|----|
| 7 | バイオマス利活用推進事業 | 効果指数の設定について | | ○ | 63 |
| 8 | 産業廃棄物適正処理事業 | 許可申請の審査における判断基準について（その1） | | ○ | 75 |
| 9 | 産業廃棄物適正処理事業 | 許可申請の審査における判断基準について（その2） | | ○ | 76 |
| 10 | 不法投棄等防止対策事業 | 効果指数の設定について | | ○ | 81 |
| 11 | エコアくまもと環境教育推進事業 | 効果指数の設定について | | ○ | 84 |
| 12 | リサイクル製品等利用促進事業 | 効果指数の設定について | | ○ | 87 |

| | | | | | |
|----|------------------|---------------------|--|---|-----|
| | 業 | | | | |
| 13 | リサイクル製品等利用促進事業 | 財産処分制限に関する規定の不備について | | ○ | 88 |
| 14 | ごみゼロ県民運動推進事業 | 効果指数の設定について | | ○ | 96 |
| 15 | 海域漂流・海岸漂着物地域対策事業 | フェンスの再設置について | | ○ | 103 |

(3)熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

| No | 事業名 | 内容 | 指摘 | 意見 | 頁数 |
|----|-------------------------------|-------------------------|----|----|-----|
| 16 | 野焼き後継者育成事業 | 効果指数の設定について | | ○ | 105 |
| 17 | 野焼き放棄地の草原再生パイロット事業 | 効果指数の設定について | | ○ | 108 |
| 18 | 阿蘇草原応援企業サポーター認証事業 | 効果指数の設定について | | ○ | 111 |
| 19 | 阿蘇草原維持再生調査事業 | 随意契約（単独見積）について | | ○ | 115 |
| 20 | 阿蘇草原維持再生調査事業 | 編集データの納入について | | ○ | 116 |
| 21 | 自然公園保護事業 | 実績報告書について | | ○ | 119 |
| 22 | 世界農業遺産推進事業 | 対象外経費について | ○ | | 127 |
| 23 | 熊本県次世代につなぐ森林づくり事業 | 事業費の算定について | ○ | | 132 |
| 24 | 熊本県次世代につなぐ森林づくり事業 | 実績報告書について（その1） | | ○ | 134 |
| 25 | 熊本県次世代につなぐ森林づくり事業 | 実績報告書について（その2） | | ○ | 135 |
| 26 | 熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業 | 補助金交付申請書について | | ○ | 140 |
| 27 | 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認証業務を除く） | 取引に関する公正性・透明性の確保について | | ○ | 147 |
| 28 | 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認証業務を除く） | 参加費について | | ○ | 148 |
| 29 | 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認証業務を除く） | 対象経費について | | ○ | 149 |
| 30 | 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認証業務を除く） | 補助事業における利害関係と委託の適正化について | | ○ | 151 |
| 31 | 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認証業務を除く） | 効果指数の設定について | | ○ | 152 |

| | | | | | |
|----|---------------|--------------------|--|---|-----|
| | 除く) | | | | |
| 32 | 保安林整備事業 | 調査報告書の記載水準の見直しについて | | ○ | 155 |
| 33 | 水産多面的機能発揮対策事業 | 補助金交付団体への指導について | | ○ | 159 |

(4) 安全で快適な生活環境の確保

| No | 事業名 | 内容 | 指摘 | 意見 | 頁数 |
|----|------------------|-----------------|----|----|-----|
| 34 | 地下水位観測井管理業務 | 測定機器の更新について | | ○ | 162 |
| 35 | 地下水位観測井管理業務 | 熊本市との連携について | | ○ | 164 |
| 36 | くまもと地下水財団支援事業 | 負担金割合について | | ○ | 166 |
| 37 | 大気汚染監視調査事業 | 業務完了報告書等について | | ○ | 169 |
| 38 | 大気汚染監視調査事業 | 予定価格の積算について | | ○ | 170 |
| 39 | 硝酸性窒素対策事業 | 契約の単位について | | ○ | 178 |
| 40 | 公共用水域水質常時監視事業 | 業務委託設計書の値引きについて | | ○ | 181 |
| 41 | 県民理解の促進・消費拡大推進事業 | 随意契約（単独見積）について | | ○ | 186 |

(5) リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進
該当事業なし

(6) 環境立県くまもと型未来教育

| No | 事業名 | 内容 | 指摘 | 意見 | 頁数 |
|----|--------|-------------|----|----|-----|
| 42 | 出前講座事業 | 相乗効果の発揮について | | ○ | 194 |

(7) 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり
該当事業なし

(8) 公益財団法人熊本県環境整備事業団

| No | 内容 | 指摘 | 意見 | 頁数 |
|----|-------------|----|----|-----|
| 43 | 収支計算書について | ○ | | 199 |
| 44 | 勘定科目について | ○ | | 200 |
| 45 | 備品台帳の整備について | ○ | | 202 |

| | | | | |
|----|----------------------|---|---|-----|
| 46 | 維持管理積立金の算定基礎の見直しについて | ○ | | 203 |
| 47 | 経営計画について | | ○ | 206 |

(9) 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金

| No | 内容 | 指摘 | 意見 | 頁数 |
|----|--|----|----|-----|
| 48 | 諸規定の整備について | | ○ | 210 |
| 49 | 取扱要領について | | ○ | 211 |
| 50 | 勘定科目について | ○ | | 211 |
| 51 | 収支予算書について | ○ | | 212 |
| 52 | 備品台帳について | ○ | | 213 |
| 53 | 決裁規程について | | ○ | 214 |
| 54 | 契約保証金について | ○ | | 214 |
| 55 | 前払金について | ○ | | 217 |
| 56 | 林業労働力確保・林業従事者対策に関する事業（社会保険制度加入促進事業等）について | | ○ | 218 |
| 57 | 基本財産の取崩しについて | | ○ | 220 |

II. ゼロカーボン社会・くまもとの推進

1. 県民ゼロカーボン行動促進事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 県民ゼロカーボン行動促進事業 |
| 担当部署 | 環境立県推進課 |
| 事業目的 | 県民のゼロカーボン行動の実践・定着を図る。 |
| 事業内容 | マスメディアや SNS 及びくまもとゼロカーボン行動ブックを活用した普及啓発。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・地球温暖化対策の推進に関する法律第4条 ・熊本県地球温暖化の防止に関する条例第4条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和3年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 情報発信 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|-------|--------|--------|--------|
| 予算額 | — | 9,645 | 12,049 | 11,310 | 13,007 |
| 決算額 | — | 8,157 | 11,113 | 10,675 | 12,765 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|--------|----------------------|
| 旅費 | 236 | 職員旅費 |
| 需用費 | 1,723 | ゼロカーボン行動ブック等印刷代 |
| 役務費 | 34 | 通信費 |
| 委託料 | 10,760 | プロモーション及びホームページ保守運用費 |
| 使用料及び賃借料 | 12 | 職員高速利用料 |
| 合計額 | 12,765 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|--------|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 4,162 | 33% | |
| その他 | 8,603 | 67% | 環境保全基金 |
| 合計 | 12,765 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 決算額 | — | 7,920 | 8,992 | 8,507 | 10,760 |
| 契約方法 | — | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) |
| 委託先 | — | ・(株)カラーズ | ・(株)カラーズ | ・(一財)熊本県建 | ・(株)電通九州 |

| | | | | | |
|--|--|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------|
| | | プランニング ・(株)エヌ・ア イ・ケイ | プランニング ・(株)エヌ・ア イ・ケイ | 築住宅センター ・(株)エヌ・ア イ・ケイ | ・(株)エヌ・ア イ・ケイ |
|--|--|----------------------------|----------------------------|-----------------------------|------------------|

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

ゼロカーボン行動の重要性を SNS やメディア等を活用して県民へ幅広く普及啓発している事業であり、県民がゼロカーボン行動を理解し、実際に行動変容に至ったことを測定できる有効な方法がないため効果指数を設定していない。なお、当事業で作成したゼロカーボン行動ブック等については、県内小学5年生を対象とした肥後っ子教室や環境教育において広く配布され、活用されている(年間約2万部配布)。

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | — | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・委託業者の選定に係るコンペを実施
- ↓
- ・契約締結
- ↓
- ・委託業者による準備行為
- ↓
- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告
- ↓
- ・検査・委託料支払い

(9-1) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|--|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 随意契約（単独見積）について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

(発見した事実)

「くまもとゼロカーボン行動ブック等印刷業務」が株式会社カラーズプランニングとの随意契約となっており、見積書の徴収も同社1社のみである。(契約金額 1,722,600 円)

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び熊本県会計規則第93条第1項により契約金額が250万円を超えないため随意契約となっている。

また、熊本県会計規則第95条第1項第1号により単独見積となっている。

熊本県会計規則第95条第1項第1号
(単独見積)

契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として3人以上から見積書を徴しなければならない。ただし、当該契約を履行できる相手方が2人しかいないときはその2人から見積書を徴することができることとし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人から見積書を徴することができる。

(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているとき。

単独見積の理由として、伺い書に記載されている理由は以下のとおりである。

今回実施する印刷業務は、令和3年度「ゼロカーボン・くまもとプロモーション事業」で制作した「くまもとゼロカーボン行動ブック」及び「ゼロカーボン・アクションくまもと36リーフレット」の増刷である。

見積徴収業者は、令和3年度「ゼロカーボン・くまもとプロモーション事業」の受託事業者であり、行動ブック及びリーフレットは、株式会社フジテレビジョンと見積徴収業者が肖像権等を含んだキャラクター使用許諾（ガチャピン・ムック）の契約を締結し、制作したものである。

このため、見積徴収業者以外の業者は、本業務を実施することが困難であることから、単独見積とする。

(問題点)

肖像権等を含んだキャラクターを使用したことにより、単独見積となっている。

使用されているその他のリーフレット等には主に「くまモン」が使用されており、くまもとゼロカーボン行動ブック等に肖像権等を含んだキャラクターをあえて使用する必要性は低かったと

考えられる。

また、ゼロカーボン行動ブック等の一部を切り取り、他のテレビ局等でのプロモーション等に使用することも可能ではあるが、他局側が使いにくいなどの弊害も生じている。

(注) くまモン：県が平成 22 年より「くまもとサプライズ」キャンペーンにおいて展開している県 PR マスコットキャラクター。

(改善策)

肖像権等を含んだキャラクターを使用すると、使用許諾の関係で今回のように単独見積となってしまうので、肖像権等を含んだキャラクター使用時にはこの点も踏まえてより慎重な検討を行う必要がある。

(9-2) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は、ゼロカーボン行動の重要性を SNS やメディア等を活用して県民へ幅広く普及啓発して、県民の認知度を高めることや環境への配慮を啓蒙することを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。

(問題点)

一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって永続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形を変えていくことも必要と考えられる。

そのためには、事業を実施した結果を分析し、得られた結論を次の事業計画に織り込んでいくこと、いわゆる PDCA サイクルの考え方が重要となる。

現状では、P (計画) 及び D (実施) は実行されているものの、効果指数の設定がなく、フィードバックが得られていないため、C (分析) が不十分となり、結果として A (再実施) に繋げることが困難になっていると考えられる。

(改善策)

PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要がある。
令和 7 年度の委託業者を選定する企画コンペにおいて応募者から事前・事後アンケートについて提案が行われているため、これらを活用することも有効と思われる。

(9-3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 著作権について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

令和 6 年度に作成したリーフレット (2050 年ゼロカーボンを目指そう! 実はゼロカーボンの取組みはおトク) は省エネ家電への買い替えや電灯を LED 照明に替えることで年間どれくらい費用が低減されるか記載されており、わかりやすいリーフレットとなっている。

(問題点)

上記リーフレット制作に関する契約書 (「ゼロカーボン・くまもと」プロモーション業務委託契約書) 第 12 条では「この契約の遂行過程で生じた著作権及び成果物については甲 (熊本県) に帰属するものとする。」とされている。

一方で、二次利用・改変・第三者改訂の可否や、編集可能データの引渡しなど、実務上の権利・仕様は十分に規定されていない。

(改善策)

リーフレット等の啓発資材を毎年発注するのではなく、作成した資材を活用 (上記の省エネ家電への買い替えによる費用削減額を改定する等) すれば事業費を削減することができると考えられる。

この点に関し、令和 7 年度は、データを加工して次年度以降も継続使用できるよう委託先と交渉中とのことであるが、今後は、成果物の二次利用・改変・第三者改訂の可否や、編集可能データの引渡しなどの権利・仕様について、契約の時点で十分に検討する必要がある。

2. 地球温暖化防止活動推進事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 地球温暖化防止活動推進事業 |
| 担当部署 | 環境立県推進課 |
| 事業目的 | 県では、令和元年(2019年)12月に「2050年熊本県内CO ₂ 排出実質ゼロ」を宣言し、令和3年(2021年)7月に策定した「第六次熊本県環境基本計画」において、温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比で、2030年度までに50%削減する目標を掲げている。当事業は、この目標実現に向け、県民等におけるCO ₂ 削減を促すことを目的とする。 |
| 事業内容 | 委託：ゼロカーボンに関する県民等向け相談窓口の設置、地球温暖化防止活動推進員等活動支援、実績報告書の作成 補助：県民、事業者への普及・啓発 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項 ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金交付要綱 ・地域における地球温暖化防止活動促進事業実施要領 ・熊本県地球温暖化防止活動推進センター事業費補助金交付要項 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 平成19年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託・補助 |
| 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロカーボンに関する県民等向け相談窓口の設置 ・地球温暖化防止活動推進員等活動支援 ・実績報告書の作成 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 3,188 | 4,127 | 3,832 | 3,648 | 3,682 |
| 決算額 | 3,188 | 3,725 | 3,481 | 3,528 | 3,462 |

※R2年度については委託料のみ計上

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|---------------|
| 委託費 | 1,399 | 県民相談窓口の設置等 |
| 補助金 | 1,800 | 県民、事業者への普及・啓発 |
| 報償費 | 200 | 推進員謝金 |
| 旅費 | 19 | 職員旅費 |
| 役務費 | 44 | 通信費 |
| 合計額 | 3,462 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----|----|----|----|
| 国庫 | — | — | |

| | | | |
|---------|-------|------|--------|
| 県（一般財源） | 263 | 8% | |
| その他 | 3,199 | 92% | 環境保全基金 |
| 合計 | 3,462 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|------------------------------|------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 決算額 | 3,188 | 3,203 | 3,190 | 3,190 | 1,399 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | 特定非営利法人 くまもと温暖化 対策センター | 特定非営利法人 くまもと温暖化 対策センター | NPO 法人 SDGs Association 熊本 | NPO 法人 SDGs Association 熊本 | NPO 法人 SDGs Association 熊本 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|---------|----------------------------------|----------|
| 研修会参加人数 | 熊本県地球温暖化防止活動推進センター主催の 研修会への参加 | 累計 600 人 |

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|----------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 累計 600 人 | | | | |
| 実績値 | 103 人 | 143 人 | 204 人 | 242 人 | 289 人 |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・環境立県推進課にて熊本県地球温暖化防止活動推進センターの指定を行う
(現状 2 年間の指定)
- ↓
- ・契約締結 (随意契約)
- ↓
- ・受託業者による準備行為
- ↓
- ・契約期間における業務の実施
 - 業務実施
 - 報告・検査
 - 委託料の支払い

(9) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|---|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 地球温暖化防止推進員の募集について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

「熊本県地球温暖化防止推進員設置要項」では推進員の要件及び選定の方法が以下のように定められている。

| |
|--|
| 1. 推進員の要件 (1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する。 (2) 住民と密接なつながりを持ち、県、市町村又は熊本県地球温暖化防止推進センターと連携して住民に対して普及啓発活動等を行うことができる。 (3) 県や熊本県地球温暖化防止推進センター等が開催する研修及びその他の研修、講習に参加できる。 (4) 年齢満 18 歳以上で熊本県内に居住している。 3. 選定の方法 推進員は、市町村の推薦又は公募により募集し選定する。 |
|--|

(問題点)

推進員は令和 6 年度末で 73 名であるが、募集時に市町村ごとに推進員の数が割り当てられており、公募により就任するものは少ない状況である。

(改善策)

地域性を考慮することもある程度必要と思われるが、まずは活動の推進に熱意と識見をもつ推進員に依頼できるよう、募集方法を見直す必要があると思われる。

また、推進員の年齢構成が高くなっており、若年層の登録を進める必要もあると思われる。

既に、令和 7 年度から公募のみの募集に要項が改定され、大学内の環境系のクラブからの応募により学生推進員の割合も増えてきている。若い世代を中心とした活動の広がりに向けて、より効果的な募集方法の検討を続ける必要がある。

3. 2050 くまもとゼロカーボン推進事業（産業ゼロカーボン連携促進事業）

（1）事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 2050 くまもとゼロカーボン推進事業 （産業ゼロカーボン連携促進事業） |
| 担当部署 | 環境立県推進課 |
| 事業目的 | 県が率先してゼロカーボンに取り組み、県内の市町村や事業者をリードするとともに、県の取組みを横展開することにより、ゼロカーボンに向けた取組みを県全体に拡大する。 |
| 事業内容 | CO ₂ 排出削減に意欲的な企業と協議の場を設け、ゼロカーボンに向けた取組事例や課題等を共有し、課題解決に向けた検討を進める。 また、取組事例等を他の中小企業にフィードバックし、県内企業全体への事業効果の波及を図る。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・地球温暖化対策の推進に関する法律第4条 ・熊本県地球温暖化の防止に関する条例第4条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和4年度 |
| 事業実施方法 | 直営 |
| 委託内容 | — |

（2）事業費の推移

（単位：千円）

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | — | — | 3,962 | 928 | 958 |
| 決算額 | — | — | 814 | 394 | 627 |

（3）事業費の内訳（R6 年度）

（単位：千円）

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-----|-------------|
| 報償費 | 30 | 意見交換会謝金 |
| 旅費 | 204 | |
| 需用費 | 130 | 資料印刷代 |
| 役務費 | 20 | 通信費 |
| 使用料及び賃借料 | 243 | バス借上費、会場資料料 |
| 合計額 | 627 | |

（4）事業費の財源（R6 年度）

（単位：千円）

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-----|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県（一般財源） | 627 | 100% | |
| 合計 | 627 | 100% | |

（5）委託料等の推移（該当事項なし）

（単位：千円）

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

事業効果となるすべての企業の様々な脱炭素の取組み（設備更新等）を把握することが難しいため。事業の効果としては、県内産業部門の温室効果ガス排出量として把握している

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・CO₂排出削減に意欲的な企業との意見交換会の企画、立案

↓

- ・出席調整、会場確保、資料作成等の準備

↓

- ・意見交換会の実施

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

4. 2050 くまもとゼロカーボン推進事業（計画書制度に基づく排出量削減事業）

(1) 事業の概要

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2050 くまもとゼロカーボン推進事業 (計画書制度に基づく排出量削減事業) |
| 担当部署 | 環境立県推進課 |
| 事業目的 | 県が率先してゼロカーボンに取り組み、県内の市町村や事業者をリ |

| | |
|----------------------|--|
| | ードするとともに、県の取組みを横展開することにより、ゼロカーボンに向けた取組みを県全体に拡大する。 |
| 事業内容 | 「産業・業務部門」の排出削減のため、改正した「事業活動温暖化対策計画書制度」を普及させ、設備更新と燃料転換が適切に実施されるよう促す。また、優良事例や支援事例のデータを蓄積し、県内に横展開を図る。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・地球温暖化対策の推進に関する法律第4条 ・熊本県地球温暖化の防止に関する条例第4条、第17条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和4年度 |
| 事業実施方法 | 直営 |
| 委託内容 | － |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 予算額 | － | － | 745 | 428 | 435 |
| 決算額 | － | － | 144 | 194 | 240 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----|---------|
| 旅費 | 37 | |
| 需用費 | 126 | 印刷、消耗品費 |
| 役務費 | 77 | 通信費 |
| 合計額 | 240 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-----|------|----|
| 国庫 | － | － | |
| 県(一般財源) | 240 | 100% | |
| 合計 | 240 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし)

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 決算額 | － | － | － | － | － |
| 契約方法 | － | － | － | － | － |
| 委託先 | － | － | － | － | － |

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| － | － | － |

【効果指数を設定していない理由】

事業効果となるすべての企業の様々な脱炭素の取組み（設備更新等）を把握することが難しいため。事業の効果としては、県内産業部門の温室効果ガス排出量として把握している。

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | — | — | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○事業活動温暖化対策計画書制度の普及

- ・事業者から CO₂ 排出量や CO₂ 排出削減のための措置に関する計画書及び報告書を提出

↓

- ・受付、確認作業、内容の公表

○優良事例の横展開等

- ・その他制度及び CO₂ 排出削減に係る説明会の開催、情報提供、制度の改正、CO₂ 排出削減のための仕組みづくりのための検討等の実施

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

5 食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業）

(1) 事業の概要

| | |
|---------------------|--|
| 事業名 | 食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業） |
| 担当部署 | 消費生活課 |
| 事業目的 | フードドライブ活動、食ロスチェック活動を推進し、食品ロスの発生抑制及び有効活用に向けた行動を推進する。 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・フードドライブ活動、食ロスチェック活動の推進 ・事業者ヒアリング |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条 ・食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 ・消費者教育の推進に関する法律第 2 条 |

| | |
|----------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県食品ロス削減推進計画 ・第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和4年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | 食品ロス削減推進に係る普及啓発業務 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|
| 予算額 | - | - | 9,331 | 6,022 | 1,284 |
| 決算額 | - | - | 7,306 | 5,408 | 1,174 |

※R4年度は、第1章 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）と第6章 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）と同一予算。

※R5年度は、第1章 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）と同一予算。

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-------|--|
| 報償費 | 20 | 事業者ヒアリングに関する大学教授への報酬 |
| 旅費 | 19 | フードドライブに関する旅費 事業者ヒアリングに関する旅費 |
| 一般需用費 | 13 | フードドライブに関する使用物品購入費用 食ロスチェックに関する資料コピー代 |
| 一般役務費 | 82 | フードドライブに関するチラシ送付代 食ロスチェックに関する資料郵送代 |
| 委託料 | 1,025 | フードドライブに関するチラシ等の作成費 フードドライブに関する物品作成費 フードドライブに関する動画作成費 啓発グッズ(い草コースター)の制作 |
| 使用料及び賃借料 | 14 | フードドライブ打合せに関するタクシー代 事業者ヒアリングに関するタクシー代 |
| 合計額 | 1,174 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|--------------|
| 国庫 | 585 | 50% | 地方消費者行政強化交付金 |
| 県(一般財源) | 589 | 50% | |
| 合計 | 1,174 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|-------|-------|-------|
| 決算額 | - | - | 4,992 | 5,334 | 1,025 |
| 契約方法 | - | - | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |

| | | | | | |
|-----|---|---|-----------|-----------|--------------------|
| | | | (企画コンペ) | (企画コンペ) | (企画コンペ) |
| 委託先 | - | - | (株) アド・コム | (株) 熊日広告社 | (株) アド・スーパー・ブレーション |

※当事業と第1章食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）の業務を「食品ロス削減推進に係る普及啓発業務」としてまとめて委託。

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|-----------------------|---|--------|
| 食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合 | 食品ロス削減に意識して取り組んでいない県内消費者の割合 (県民アンケート調査で把握) | 10%以下 |

※「食品ロス削減推進計画」及び「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」にて検証指標設定

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | - | 10%以下 | 10%以下 | 10%以下 | 10%以下 |
| 実績値 | - | 19.8% | 17.9% | 16.0% | 16.4% |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | - | - | 1人 | 1人 | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○フードドライブ活動

- ・受託業者の選定に係る企画コンペの実施
- ↓
- ・契約締結後、受託業者による準備行為
- ↓
- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料支払い

○食ロスチェック活動

- ・食ロスチェックの参加者募集
- ↓

- ・食ロスチェックの実施・集計、参加者へ啓発グッズの送付

↓

- ・結果の公表

○事業者ヒアリング

- ・事業所へ訪問・聞き取り

(9-1) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は、第6章食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）から派生した事業であり、主たる目的は、食品ロス削減について県民の意識向上を図るための啓蒙である。そのため、効果指数について第6章食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）と同様に「食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合」として設定している。

一方で、「熊本県食品ロス削減推進計画」においては、食品ロスそのものの削減目標を掲げている。

フードドライブ活動は、家庭で余っている賞味期限が間近となった食品を集め、困窮世帯や子ども食堂などに食品の寄付を行う活動であり、食品ロスを削減させる効果が期待できる。

(問題点)

食品ロスを削減する活動を実施しているものの、その効果指数が設定されていない。

(改善策)

フードドライブ活動によって、直接的に食品ロスが削減されるわけではないが、賞味期限間近の食品を有効利用していることから、食品ロスを予防し、将来の食品ロス削減に貢献したと考えられる。このため、その貢献度を効果指数として設定することは、当該事業の効果測定に有用と考えられる。

また、食品ロスへの貢献度を測定することは、食品ロス削減目標を掲げた「熊本県食品ロス削

減推進計画」の達成度の評価にも役立つ情報と考えられる。

具体的な効果測定としては、フードドライブ活動によって集められた食品量や協力企業数に目標を設定し、食品ロスの防止に貢献した程度を評価することが考えられる。

(9-2) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 食ロスチェック結果の公表方法について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

食ロスチェック活動においては、参加者からアンケートを回収し、ロスが発生した食品や理由についてフィードバックを受けている。

県では、当該フィードバック結果を取り纏めて、ホームページにて公表している。

(問題点)

フィードバックの内容は、県民が食品ロス削減を進めていく上で有用な情報であるが、結果の公開が県のホームページのみとなっており、当事業の目的である食品ロス削減に向けた県民への啓蒙という観点から不十分と考えられる。

(改善策)

県民に広く啓蒙を進めるためには、多様な方法で情報公表することが有用と考えられる。特に若い世代に向けた啓蒙を進める上では、InstagramやTikTok等のSNSの活用やインフルエンサーに協力を依頼するなど、多様な方法で県民が情報に触れる機会を増やすことが必要である。

6. 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）

(1) 事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業） |
| 担当部署 | 消費生活課 |
| 事業目的 | てまえどり活動、食べきり活動を推進し、食品ロス発生抑制に向けて、広く県民に向けた重点的な広報を実施する。 |
| 事業内容 | てまえどり活動、食べきり活動の普及啓発 |

| | |
|----------------------|---|
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・食品ロスの削減の推進に関する法律第12条 ・食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針 ・消費者教育の推進に関する法律第2条 ・熊本県食品ロス削減推進計画 ・第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和4年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 食品ロス削減推進に係る普及啓発業務 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|
| 予算額 | - | - | 9,331 | 6,022 | 3,656 |
| 決算額 | - | - | 7,306 | 5,408 | 3,628 |

※R4年度は第6章 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）、第1章食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業）と同一予算。

※R5年度は第1章食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業）と同一予算。

(3) 事業費の内訳（R6年度）

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|----------------------------------|
| 一般役務費 | 0 | 関係団体への周知のため |
| 委託料 | 3,628 | テレビCMの制作、放送 SNS等広報媒体を活用した広告配信 |
| 合計額 | 3,628 | |

(4) 事業費の財源（R6年度）

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|--------------|
| 国庫 | 1,814 | 50% | 地方消費者行政強化交付金 |
| 県（一般財源） | 1,814 | 50% | |
| 合計 | 3,628 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|-----------------|-----------------|--------------------|
| 決算額 | - | - | 4,992 | 5,334 | 3,628 |
| 契約方法 | - | - | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) |
| 委託先 | - | - | (株) アド・コム | (株) 熊日広告社 | (株) アド・スーパー・ブレーション |

当事業と第1章食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業）の業務を「食品ロス削減推進に係る普及啓発業務」としてまとめて委託。

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|-----------------------|---|--------|
| 食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合 | 食品ロス削減に意識して取り組んでいない県内消費者の割合 (県民アンケート調査で把握) | 10%以下 |

※「食品ロス削減推進計画」及び「第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画」にて検証指標設定

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | － | 10%以下 | 10%以下 | 10%以下 | 10%以下 |
| 実績値 | － | 19.8% | 17.9% | 16.0% | 16.4% |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | － | － | 1人 | 1人 | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・受託業者の選定に係る企画コンペの実施
- ↓
- ・契約締結後、受託業者による準備行為
- ↓
- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料の支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

7. 空港周辺 RE100 エリアテイクオフ事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|---|
| 事業名 | 空港周辺 RE100 エリアテイクオフ事業 |
| 担当部署 | エネルギー政策課 |
| 事業目的 | 環境省の「脱炭素先行地域」の取組みとして、「熊本では再エネ100%を目指した企業活動が可能」という次の時代を見据えた環境づくりを行う。 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業内容 | ・「脱炭素先行地域」に係る再エネ確保及び CO ₂ 排出抑制に係る取り組みへの補助 ・くまもと地域みらいエネルギー株式会社の設立 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱 ・熊本県地域脱炭素移行・再エネ推進補助金交付要項 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和4年度 |
| 事業実施方法 | 検討段階は直営、施設整備等は補助 |
| 委託内容 | － |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|--------|-------|---------|
| 予算額 | － | － | 17,996 | － | 248,096 |
| 決算額 | － | － | 17,996 | － | 79,382 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度) (単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|--------|------------------------|
| 報償費 | 25 | 謝金等 |
| 旅費 | 392 | 視察、関係者訪問等 |
| 一般需用費 | 55 | コピー代等 |
| 一般役務費 | 3 | 郵送費等 |
| 使用料及び賃借料 | 19 | タクシー使用料等 |
| 負担金、補助及び交付金 | 76,888 | 脱炭素先行地域に係る再エネ確保 |
| 投資及び出資金 | 2,000 | くまもと地域みらいエネルギー株式会社への出資 |
| 合計額 | 79,382 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|-----------------------|
| 国庫 | 76,888 | 97% | 令和6年度地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 |
| 県（一般財源） | 2,494 | 3% | |
| 合計 | 79,382 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし) (単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額 | － | － | － | － | － |
| 契約方法 | － | － | － | － | － |
| 委託先 | － | － | － | － | － |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

脱炭素先行地域の進捗状況については、国（環境省）に毎年報告しており、当該地域内のCO₂削減効果等を数値化しているため。

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | — | — | 2 人 | 2 人 | 3 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の補助業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・事業者から当課への交付申請を受け付け、事業者に交付決定の手続きを行う
- ↓
- ・（事業者にて）事業着手。事業完了後、当課に対し実績報告
- ↓
- ・交付額確定の手続きを行い、事業者から請求書を受領したのち支払い
- ※複数年度かかる事業については、上記補助手続きを単年度ごとに行う
- ※太陽光発電事業・木質バイオマス発電事業・バイオガス事業においては、初年度（R6 年度）に公募を実施し、補助対象となる事業者を選定

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

8. 県内企業の RE アクション認証取得促進事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 県内企業の RE アクション認証取得促進事業 |
| 担当部署 | エネルギー政策課 |
| 事業目的 | RE100 の国内中小企業版である「再エネ 100 宣言 RE Action」のアンバサダーとして、企画の再エネ 100% 使用に向けて RE Action 参加拡大を目指す。 |
| 事業内容 | RE Action 参加企業発掘のため、参加検討企業等向けセミナーや広報 |

| | |
|----------------------|-------------------------|
| | 活動の実施。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | なし |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和元年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | ポスター、チラシのデザイン及び作成等 |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | — | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 決算額 | — | 2,969 | 2,971 | 2,998 | 865 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----|--------------------|
| 委託料 | 865 | ポスター、チラシのデザイン及び作成等 |
| 合計額 | 865 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-----|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 865 | 100% | |
| 合計 | 865 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|----------------|----------------|----------------|------------|
| 決算額 | — | 2,969 | 2,971 | 2,998 | 865 |
| 契約方法 | — | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | — | (公財) 地方経済総合研究所 | (公財) 地方経済総合研究所 | (公財) 地方経済総合研究所 | (株) DESSIN |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|---------|-------------|--------|
| 事業参加団体者 | 熊本県内の参加団体者数 | 設定なし |

【効果指数を設定していない理由】

令和5年度末までに県内参加団体者数を10団体とすることを目標としており、令和5年10月に達成している。現在、目標値は定めていないが、参加団体数の増加に取り組み、県内の参加が確認され次第、随時情報を県ホームページにて更新・公開している。

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | 10 団体 | — |
| 実績値 | 1 団体 | 2 団体 | 6 団体 | 10 団体 | 12 団体 |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・受託業者の選定、契約締結
- ↓
- ・受託業者による業務の実施、業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

9. 太陽光発電施設ゾーニング図「阿蘇地域統合版」作成業務委託事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 太陽光発電施設ゾーニング図「阿蘇地域統合版」作成業務委託事業 |
| 担当部署 | エネルギー政策課 |
| 事業目的 | 阿蘇地域の景観保全のため、県の太陽光ゾーニング図の保全エリアに、阿蘇周辺市町村が太陽光を抑制すべきとするエリアを合せて表示し、メガソーラーを抑制すべきエリアの全体像が見える化し、進出の抑止効果を高める。 |
| 事業内容 | 「阿蘇地域太陽光抑制エリア図」の作成 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | なし |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和6年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・抑制エリア図作成のための地図情報の整備 ・抑制エリア図の作成 ・業務成果の効率的活用につなげるためのツール作成 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|-------|
| 予算額 | — | — | — | — | 3,080 |
| 決算額 | — | — | — | — | 2,260 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-------|-------------------------------|
| 旅費 | 21 | 市町村の促進区域設定支援及び抑制エリア図の調整に要する旅費 |
| 一般需要費 | 146 | コピー代等 |
| 一般役務費 | 0 | 一般郵送費等 |
| 委託料 | 2,090 | 太陽光発電施設ゾーニング図「阿蘇地域統合版」作成業務委託 |
| 使用料及び賃借料 | 3 | 高速道路利用料等 |
| 合計額 | 2,260 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 2,260 | 100% | |
| 合計 | 2,260 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------------|
| 決算額 | — | — | — | — | 2,090 |
| 契約方法 | — | — | — | — | 随意契約 |
| 委託先 | — | — | — | — | (株)建設技術研究所 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

本業務は太陽光発電の適地誘導を目的としているが、適地誘導により見直された案件の把握が難しいため。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | - | - | - | - | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・受託業者の選定、契約締結
- ↓
- ・受託業者による業務の実施、業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

10. 森林 J - クレジット創出支援事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 森林 J - クレジット創出支援事業 |
| 担当部署 | 森林整備課 |
| 事業目的 | 森林分野における J - クレジット制度の普及 |
| 事業内容 | 森林分野における J - クレジット制度の普及に向けた説明会の実施や、J - クレジット創出に取り組む事業者の支援。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | なし |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 1 章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和 4 年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 制度普及（説明会等）、事業者支援 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|--------|
| 予算額 | - | - | 6,365 | 16,352 | 15,746 |
| 決算額 | - | - | 6,363 | 11,862 | 12,211 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|--------|--------|-------------------|
| 旅費 | 47 | 事業遂行事務費 |
| 役務費 | 3 | 事業遂行事務費 |
| 委託料 | 12,161 | J - クレジット創出支援業務委託 |

| | | |
|-----|--------|--|
| 合計額 | 12,211 | |
|-----|--------|--|

(4) 事業費の財源 (R6 年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|--------|------|-------------|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 12,211 | 100% | 水とみどりの森づくり税 |
| 合計 | 12,211 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|-----------------|-----------------|----------|
| 決算額 | — | — | 6,209 | 11,721 | 12,161 |
| 契約方法 | — | — | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 |
| 委託先 | — | — | 九州電力 (株) | 九州林産 (株) | 九州林産 (株) |

(6) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|---------------------------|--------------------------------|----------------------------------|
| 経営・管理がなされている人工林面積の割合 | 私有人工林に占める森林経営計画が樹立されている等の面積割合 | 66% ※R5 年度目標値 R2～R5 取組み期間 |
| 森林由来の J - クレジットプロジェクト実施者数 | J - クレジット創出に向けプロジェクトに取り組む事業者の数 | 25 者 ※R9 年度目標値 R6～R9 取組み期間 |

(指数の推移)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 目標値 | (66%) | (66%) | (66%) | 66% | (25 者) |
| 実績値 | 60% | 65% | 74% | 62% | 14 者 |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | — | — | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ J - クレジット創出支援業務委託契約締結

↓

- ・ J - クレジット制度の普及に向けた説明会や個別訪問の実施

↓

- ・ J - クレジット制度の創出に取り組む事業者に対しての技術的支援
(各年度新たな創出支援者を募集)

↓

- ・ 業務完了報告

↓

- ・ 検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

11. 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認定業務のみ）

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 県民の未来につなぐ森づくり事業 (森林吸収量認証業務のみ) |
| 担当部署 | 森林整備課 |
| 事業目的 | 森林吸収量認証制度の普及 |
| 事業内容 | 森林吸収量認証制度の普及に向けた講演会、活動事例の発表や森林吸収量認証者の認証書交付式の開催。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | なし |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和3年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 制度普及に向けたイベント実施、認証書交付式 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | — | 2,796 | 2,796 | 3,250 | 2,796 |
| 決算額 | — | 2,796 | 2,794 | 3,249 | 2,519 |

(3) 事業費の内訳（R6年度）

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|------|
| 委託料 | 2,519 | |
| 合計額 | 2,519 | |

(4) 事業費の財源（R6年度）

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|-------------|
| 国庫 | — | — | |
| 県（一般財源） | 2,519 | 100% | 水とみどりの森づくり税 |

| | | | |
|----|-------|------|--|
| 合計 | 2,519 | 100% | |
|----|-------|------|--|

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|----------------------|----------------------|----------------------|----------|
| 決算額 | — | 2,796 | 2,794 | 3,249 | 2,519 |
| 契約方法 | — | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) | 一般競争入札 |
| 委託先 | — | JR 九州エー ジェンシー (株) | JR 九州エー ジェンシー (株) | JR 九州エー ジェンシー (株) | 総合企画 (株) |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|-----------------------------|-------------------------------|--------------------------------------|
| 県民参加の森林づくりへの参加者数 | 県が実施、助成、支援する森林ボランティア活動等への参加人数 | 10,000 人 ※R5 年度目標値 R2～R5 取組み期間 |
| 地球温暖化防止のために森林づくり活動に参加する企業等数 | 森林吸収量認証申請を行う企業数 | 20 社 ※R9 年度目標値 R6～R9 取組み期間 |

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|------------|------------|------------|----------|--------|
| 目標値 | (10,000 人) | (10,000 人) | (10,000 人) | 10,000 人 | (20 社) |
| 実績値 | 4,700 人 | 4,100 人 | 5,708 人 | 5,744 人 | 18 社 |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | — | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・森林吸収量認証制度普及事業業務委託契約締結
- ↓
- ・森林吸収量制度普及に向けたイベントの企画・調整
- ↓
- ・イベントの実施（認証書交付式、講演会、活動事例発表、森づくり相談会等）
- ↓
- ・業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

12. 県有林森林吸収量確保事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 県有林森林吸収量確保事業 |
| 担当部署 | 森林整備課 |
| 事業目的 | 県有林の適切な森林整備により CO ₂ 吸収量を確保し、その活動を対象とした J-クレジットの登録・認証を受ける。また、企業等にクレジットを販売することにより、県有林整備に民間資金を導入するとともに、県内への更なる J-クレジット制度の普及を図ることで、森林整備と企業等の温室効果ガス排出削減の取組みを促進する。 |
| 事業内容 | 県有林において J-クレジットのプロジェクト登録を行う。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度） 実施要綱 ・同上 実施規程 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和6年度 |
| 事業実施方法 | 直営 |
| 委託内容 | － |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | － | － | － | － | 950 |
| 決算額 | － | － | － | － | 920 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----|------------------------------------|
| 一般役務費 | 920 | プロジェクト計画の妥当性確認審査費用 (R7 年度へ全額繰越) |
| 合計額 | 920 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-----|------|--------------|
| 国庫 | － | － | |
| 県（一般財源） | 920 | 100% | (R7 年度へ全額繰越) |
| 合計 | 920 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし)

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

第六次熊本県環境基本計画では、森林による CO₂吸収量の目標は設定されているものの、当事業で実施する J-クレジットの登録・認証は直接 CO₂吸収量の確保につながるものではないため。

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | — | — | — | — | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○プロジェクトの登録

- ・ J-クレジット (森林経営活動【F0-001】) のプロジェクト計画書作成
- ↓
- ・ 審査機関の選定・決定
- ↓
- ・ 審査機関によるプロジェクト計画書の妥当性確認審査
- ↓
- ・ J-クレジットのプロジェクト計画の登録申請
- ↓
- ・ J-クレジット制度認証委員会の承認
- ↓

- ・国によるプロジェクト計画登録

○モニタリングの実施

- ・モニタリング報告書の作成

↓

- ・審査機関によるモニタリング報告書の検証審査

↓

- ・クレジットの認証・発行申請

○クレジット認証・発行

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

13. 中大規模木造建築物推進事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 中大規模木造建築物推進事業 |
| 担当部署 | 林業振興課 |
| 事業目的 | 一般の住宅建築物と比較して木造率が低位となっている、中大規模建築物の木造化・木質化を推進し、木材需要拡大を図る。 |
| 事業内容 | 木造建築を担う建築士の育成や、木造化を提案するに当たり助言を行う専門家派遣等を行う。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第5条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 |
| 事業開始年度 | 令和2年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | ・木造建築に係る研修会の実施 ・市町村等への専門家派遣 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 予算額 | 11,000 | 13,258 | 10,958 | 10,958 | 9,677 |
| 決算額 | 10,086 | 12,372 | 9,955 | 9,955 | 8,757 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----|---------------|
| 旅費 | 803 | 打合せ、研修会等に係る旅費 |

| | | |
|----------|-------|----------------------|
| 一般需用費 | 0 | |
| 一般役務費 | 2 | 電話使用料 |
| 委託費 | 7,942 | (一社)熊本県建築士事務所協会への委託費 |
| 使用料及び賃借料 | 10 | 打合せ等に係るタクシー代 |
| 合計額 | 8,757 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 8,757 | 100% | |
| 合計 | 8,757 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 決算額 | 8,800 | 10,780 | 7,975 | 7,945 | 7,942 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | (一社)熊本 県建築士事務 所協会 | (一社)熊本 県建築士事務 所協会 | (一社)熊本 県建築士事務 所協会 | (一社)熊本 県建築士事務 所協会 | (一社)熊本 県建築士事務 所協会 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

効果指数や目標値として明確な設定はないが、毎年度、県施行施設や市町村等への補助事業により整備した施設について木材利用状況の調査を行い、木造化・木質化率を算出している。

(目標値：木造化・木質化率いずれも 100%)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 木造化率 | 76% | 79% | 79% | 79% | 86% |
| 木質化率 | 89% | 81% | 80% | 80% | 83% |

(指数の推移)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 契約締結

↓

- ・ 受託業者による業務の実施（研修会の開催、専門家派遣）、業務完了報告

↓

- ・ 検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

Ⅲ. 循環型社会の推進

1. バイオマス利活用推進事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | バイオマス利活用推進事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 農林水産業が盛んでバイオマスが豊富である本県の特性を生かし、従来は埋立や焼却により処分されていたバイオマスを利活用し、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とする社会「資源循環型社会」の構築を図る。 |
| 事業内容 | 県、市町村、事業者、NPO 等が連携しバイオマスの利活用の推進するため、勉強会やセミナーなど意見交換など実施できる場を設定する。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス活用推進基本法第 15 条、第 21 条、第 32 条 ・循環型社会形成推進基本法第 10 条 ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 6 条 ・第 4 次環境基本方針及び第 6 次環境基本計画 ・熊本県バイオマス活用推進計画（熊本県廃棄物処理計画第 6 章） |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 2 章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成 16 年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発資材の制作 ・新聞、雑誌等における情報掲載 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 2,195 | 1,195 | 2,849 | 3,014 | 3,282 |
| 決算額 | 39 | 87 | 2,083 | 2,498 | 97 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|--------|-----|---------|
| 使用料 | 97 | 研修会場借上げ |
| 合計額 | 97 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|----|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 97 | 100% | |
| 合計 | 97 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額 | — | — | 2,013 | 2,160 | — |
| 契約方法 | — | — | 随意契約 | 随意契約 | — |

| | | | | | |
|-----|---|---|----------|----------|---|
| | | | (企画コンペ) | (企画コンペ) | |
| 委託先 | — | — | (株) マインド | (株) マインド | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指標を設定していない理由】

普及啓発業務においては、対象者の認知度や意識の変化といった数値では表しにくい成果が主であり、指数で測定することが困難なため。

②指数の推移

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○委託 (令和 5 年度実績)

- ・企画コンペによる受託業者の選定
- ↓
- ・契約締結後、受託業者による準備行為
- ↓
- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 |

| | |
|--|--|
| | ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |
|--|--|

(発見した事実)

当事業は、バイオマスの利活用の推進するためのセミナーや勉強会の開催を通して、県民の認知度を高めることや環境への配慮を啓蒙することを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であることから、効果指数を設定していない。

(問題点)

一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって永続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形を変えていくことも必要と考えられる。

そのためには、事業を実施した結果を分析し、得られた結論を次の事業計画に織り込んでいくこと、いわゆるPDCAサイクルの考え方が重要となる。現状では、P(計画)及びD(実施)は実行されているものの、効果指数の設定がなく、フィードバックが得られていないため、C(分析)が不十分となり、結果としてA(再実施)に繋げることが困難になっていると考えられる。

(改善策)

PDCAサイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。

効果指数は、バイオマス利活用の促進度や認知度などについて、測定可能な指標を設定する必要があるが、例えば、県が発注する公共工事における入札において、バイオマス由来の燃料や材料の利用に加点を付け、入札のデータから利用率の推移を取り、バイオマス利活用の認知度を評価するなどが考えられる。

2. 海岸漂着物対策推進事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 海岸漂着物対策推進事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 海岸域における流木や葦等の漂流・漂着物を回収処理、またはごみの流出を抑制することで海岸等の機能の維持、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全を目的とする。 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業内容 | 海岸管理者として海岸漂着物等の回収・処理に関する事業、また発生抑制に係る啓発事業を行う市町村等に対して事業費の補助を行う。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第 10 条 他 地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）交付要綱 海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 2 章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成 19 年度以前 |
| 事業実施方法 | 補助 |
| 委託内容 | － |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 39,976 | 37,855 | 29,185 | 34,957 | 38,887 |
| 決算額 | 33,370 | 23,238 | 25,981 | 30,682 | 24,791 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|--------------|--------|----------|
| 負担金、補助金及び交付金 | 24,791 | 市町村への補助金 |
| 合計額 | 24,791 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|--------|------|--------------|
| 国庫 | 24,791 | 100% | 地域環境保全対策費補助金 |
| 県 (一般財源) | － | － | |
| 合計 | 24,791 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし)

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額 | － | － | － | － | － |
| 契約方法 | － | － | － | － | － |
| 委託先 | － | － | － | － | － |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| － | － | － |

【効果指数を設定していない理由】

海岸漂着物等対策には、海岸所管の違いや陸域対策なども含め多数の事業があり、また、漂着物等の量は災害等の気象条件により大きく変化し、目標値を定めるのが難しいため、当事業としては、効果指標を設定していない。

(指数の推移)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・補助金交付要項を制定し、市町村へ通知

↓

- ・市町村が交付申請

↓

- ・交付決定

↓

- ・市町村が事業実施、実績書提出

↓

- ・検査、交付確定、補助金支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

3. 災害廃棄物処理支援事業

(1) 事業の概要

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 災害廃棄物処理支援事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 本県における災害廃棄物処理対応力の強化 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や一部事務組合等の職員を対象とした研修会の開催 ・災害廃棄物処理の実践感覚を養うため図上演習の実施 ・業務支援員による災害廃棄物処理計画の見直しや仮置き場の選定等に係る市町村への技術的支援の実施 |
| 事業の根拠（法令、条 | なし |

| | |
|----------------------|------------------------|
| 例、規則、要綱等) | |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第2章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 令和6年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | 事前研修会及び事後検討会を含む図上演習の実施 |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|-------|--------|
| 予算額 | 806 | 710 | 288 | 2,126 | 12,606 |
| 決算額 | 296 | 164 | 145 | 1,116 | 9,935 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-------|----------------------|
| 報酬 | 1,531 | 業務支援員人件費 |
| 職員手当等 | 585 | 業務支援員人件費 |
| 共済費 | 283 | 業務支援員人件費 |
| 報償費 | 7 | 研修会外部講師謝金 |
| 旅費 | 229 | 業務支援員通勤費、市町村・関係機関訪問費 |
| 需用費 | 196 | 研修資料印刷費、事務用品 |
| 役務費 | 63 | 通信費 |
| 委託料 | 6,974 | 図上演習 |
| 使用料及び賃借料 | 67 | 業務支援員パソコンリース、高速道路使用料 |
| 合計額 | 9,935 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 9,935 | 100% | |
| 合計 | 9,935 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------------------|
| 決算額 | — | — | — | — | 6,974 |
| 契約方法 | — | — | — | — | 随意契約 (プロポーザル) |
| 委託先 | — | — | — | — | (株)東和テクノロジー |

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

災害発生時に迅速な対応を可能にする体制構築を目的とした事業であり、効果を指数として測定することは困難なため。

(指数の推移)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・プロポーザルによる受託業者の選定
- ↓
- ・契約締結後、受託業者による準備行為
- ↓
- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

4. プラスチックごみ対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | プラスチックごみ対策事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 海洋プラスチックごみの多くは、陸域から川を介して海に流れ出てくるものであり、プラスチックごみ対策として、行政だけでなく、他団体や県民全体で「回収」、「排出抑制」、「リサイクル」に一体的に取り組むことを目的とする。 |
| 事業内容 | ・プラ資材等の適正保管と流出防止のための巡回・指導、プラ代替製品を導入している県内店の登録・PRの実施 ・市町村によるプラごみの分別収集拡充等に必要な経費の助成 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ AI 等技術を活用した河川ごみの実態調査、解析等の実施 ・ 海岸漂着物処理推進法第 22 条 他 ・ 海岸漂着物を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 ・ プラスチック資源循環戦略 ・ プラスチック資源循環促進法第 6 条及び 31 条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 2 章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 令和 3 年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託・補助 |
| 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック資材海洋流出防止対策業務委託（農業・漁業団体） ・ プラスチックスマート啓発業務委託 ・ 海洋プラスチックごみ削減に向けた実態調査業務委託 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|--------|--------|--------|
| 予算額 | — | 7,410 | 15,318 | 17,471 | 15,920 |
| 決算額 | — | 5,163 | 14,373 | 14,357 | 13,207 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|--------|--|
| 旅費 | 76 | 団体等との協議 |
| 需用費 | 365 | 事務用品、資料・チラシ印刷、燃料代 |
| 役務費 | 55 | 電話代、郵便代 |
| 委託料 | 10,243 | 農業・漁業団体等資材流出防止委託 プラスチックスマート啓発業務委託 海洋プラごみ実態調査委託 |
| 負担金、補助及び交付金 | 2,466 | ごみ分別回収に取り組む市町村への補助金 |
| 合計額 | 13,207 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|--------------|
| 国庫 | 6,600 | 50% | 地域環境保全対策費補助金 |
| 県（一般財源） | 6,607 | 50% | |
| 合計 | 13,207 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|----------------------------|----------------------------|------------------|
| 決算額 | — | 4,381 | 13,219 | 12,619 | 10,243 |
| 契約方法 | — | ①随意契約 | ①随意契約 ②随意契約 (プロポーザル) | ①随意契約 ②随意契約 (プロポーザル) | ①随意契約 ②一般競争入札 |

| | | | | | |
|-----|---|---|--|--|---|
| 委託先 | — | ①熊本県農業廃プラスチック類処理対策協議会 ①熊本県漁業協同組合連合会 ①(株)ピリカ | ①熊本県農業廃プラスチック類処理対策協議会 ①熊本県漁業協同組合連合会 ①(株)ピリカ ②(株)熊日広告社 | ①熊本県農業廃プラスチック類処理対策協議会 ①熊本県漁業協同組合連合会 ①(株)ピリカ ②(株)談 | ①熊本県農業廃プラスチック類処理対策協議会 ①熊本県漁業協同組合連合会 ①(株)ピリカ ②総合企画(株) |
|-----|---|---|--|--|---|

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

パトロール延べ人数、チラシ配布枚数等は把握しているが、その取組とプラごみ削減効果との因果関係を追うことは不可能であるため。

(指数の推移)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | — | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○各種委託業務

- ・受託業者の選定、契約締結

↓

- ・受託業者が委託業務を実施、完了報告

↓

- ・検査、委託料支払い

○補助金業務 (県→市町村)

- ・補助金交付要項を制定し、市町村へ通知

↓

- ・市町村が交付申請
- ↓
- ・交付決定
- ↓
- ・市町村が補助金に係る業務実施、報告書提出
- ↓
- ・交付確定、補助金支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

5. 産業廃棄物適正処理対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 産業廃棄物適正処理対策事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 産業廃棄物の適正処理に係る情報の収集及び関係機関との連携を図り、もって生活環境保全及び公衆衛生の向上を目的とする。 |
| 事業内容 | 産業廃棄物処理施設への立入検査及び必要な連絡調整等 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条、19条 ・熊本県産業廃棄物指導要綱 ・熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱 ・熊本県廃棄物専門委員設置要項 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第2章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成19年度以前 |
| 事業実施方法 | 直営 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,988 | 1,882 | 1,788 | 2,399 | 2,488 |
| 決算額 | 1,526 | 1,555 | 1,351 | 1,811 | 1,455 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----|-------------------|
| 報償費 | 660 | 弁護士顧問契約 |
| 旅費 | 138 | 立入検査、会議 |
| 食料費 | 30 | 一般社団法人県産業資源循環協会総会 |
| 一般需用費 | 308 | 消耗品、月刊情報誌 |

| | | |
|-------------|-------|--|
| 一般役務費 | 178 | 郵便料、電話料 |
| 使用料及び賃借料 | 78 | 会場使用料・バス借上料 (R6 (会議開催県) のみ) 高速道路使用料 |
| 負担金、補助及び交付金 | 63 | 廃棄物学会経費、会議負担金 |
| 合計額 | 1,455 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 1,455 | 100% | |
| 合計 | 1,455 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし) (単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

法に基づく許認可事務や監視指導等に類するものであるため。

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・事業者が施設設置に係る事前協議、施設設置許可申請を提出

↓

- ・内容審査、立入検査等を実施

(法に基づき廃棄物専門委員(有識者)に意見聴取、必要に応じて弁護士に相談)

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

6. 産業廃棄物適正処理事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 産業廃棄物適正処理事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 産業廃棄物処理業者への立入検査を実施し、適正処理の推進を図る。生活環境保全上の支障を未然に防止する。 |
| 事業内容 | 1 処理業の許可事務に伴う売りさばき手数料 2 廃棄物等の検査の実施 3 産業廃棄物排出事業者、処理業者に対する指導 4 松橋処分場に係る特別監視の実施 5 処理業の許可事務 |
| 事業の根拠(法令、条例、規則、要綱等) | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条 他 ・熊本県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 ・熊本県産業廃棄物指導要綱 ・熊本県産業廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予防及び調整に関する要綱 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第2章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成19年度以前 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | 「2 廃棄物等の検査の実施」について、水質検査等の一部業務を委託(民間検査機関) |

(2) 事業費の推移

(単位:千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 30,362 | 8,929 | 8,362 | 7,895 | 8,042 |
| 決算額 | 26,463 | 6,669 | 7,100 | 7,159 | 6,117 |

(3) 事業費の内訳(R6年度)

(単位:千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-------|-----------------------|
| 需用費 | 287 | 水質検査等に係る経費等 |
| 役務費 | 2,154 | 収入証紙売りさばき手数料、郵便料、電話料等 |
| 旅費 | 139 | 立入調査等に係るもの |
| 委託料 | 3,397 | 水質検査等の委託に係るもの |
| 使用料及び賃借料 | 138 | 立入調査等時の高速道路使用料 |
| 合計額 | 6,117 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-------|------|--------|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 6,117 | 100% | 産業廃棄物税 |
| 合計 | 6,117 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|---------------------------|--------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 決算額 | 5,031 | 3,003 | 3,533 | 3,622 | 3,397 |
| 契約方法 | ① 一般競争入札、随意契約 ② 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 |
| 委託先 | ① ㈱同仁グローバル ② ㈱MCエバテック | ・ ㈱同仁グローバル ・ ㈱MCエバテック | ・ ㈱三計テクノス ・ ㈱MCエバテック | ・ ㈱三計テクノス ・ ㈱MCエバテック | ・ ㈱三計テクノス ・ ㈱MCエバテック |

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

法に基づく許認可事務や監視指導等に類するものであるため。

(指数の推移)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| 職員数 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| さばき手数料 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |
| 廃棄物等の検査 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 4 人 |
| 産業廃棄物排出事業者、 処理業者に対する指導 | 5 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 |
| 松橋処分場に係る特別 監視の実施 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |
| 処理業の許可事務 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 4 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○処理業の許可事務に伴う売りさばき手数料

- ・各地の売りさばき所において県証紙を販売
- ↓
- ・売りさばき人へ販売手数料の支払い

○廃棄物等の検査、松橋処分場に係る特別監視

- ・一般競争入札、業務委託契約締結
- ↓
- ・検査対象となる施設又はその周辺で採水等を実施
- ↓
- ・委託業者（民間）又は保健環境科学研究所で分析
- ↓
- ・委託業者等から分析結果の報告、委託料支払い

○産業廃棄物排出事業者、処理業者に対する指導

- ・産業廃棄物の不適正処理（不法投棄、野外焼却等）に関する通報等
- ↓
- ・現地調査の実施
- ↓
- ・廃棄物処理法違反等が認められた場合は行政指導等を実施

○処理業の許可事務

- ・許可申請書の提出
- ↓
- ・審査
- ↓
- ・許可または不許可処分

(9-1) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|--|
| 表題 | 許可申請の審査における判断基準について（その1） |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

(発見した事実)

県は、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の新規許可申請及び更新申請に際して、事業者が当該

業務を遂行するに足る経理的基礎を有することを証明するための書類として、法人に対しては直近3期分の決算書の添付を事業者に求めており、許可申請の審査にあたっては、経理的基礎の有無を確認するために、「経理的基礎の審査に係るフローチャート」（以下、「判定フローチャート」という。）を用いた判定を行っている。

この点、当該判定フローチャートでは、業績要件及び財務要件（自己資本比率）の両面について言及されているものの、業績要件である『3期平均黒字』（※）の要件を満たす場合は、その時点で経理的基礎有りとして判定するものとされており、財務的要件が加味されない内容となっている。

（※）申請書と併せて事業者に提出を求めている「産業廃棄物収集運搬業許可申請書記載内容等チェック表」によると、業績要件の損益区分は『当期純利益（損失）』で判定することとされている。

また、「産業廃棄物収集運搬業許可申請書記載内容等チェック表」では『財務諸表等』③の項目において、上記3期平均黒字と併せて自己資本比率の要件に言及されているものの、『自己資本比率が1割以上か（参考）』との記載であり、あくまでも参考情報としての扱いとされている。

（問題点）

産業廃棄物収集運搬業及び処分業の許可申請の審査にあたり、経理的基礎の有無を確認する趣旨は、産業廃棄物収集運搬・処分業者の業績や財務状態の悪化に起因する不法投棄などの発生を未然に防止することにあると考えられる。

しかしながら、現状の判定フローチャートによると、直近3期平均の当期純損益が黒字であれば要件を満たしてしまうことから、例えば、経常損益が毎期赤字で、かつ直近期が債務超過状態にあったとしても、3期前に非経常的な特別利益が発生したことで結果的に3期平均黒字の要件を満たしてしまうようなケースも発生しうることとなる。

このような事業者は、実質的には経理的基礎に疑義が生じている可能性があるが、現状ではこのような事業者についても経理的基礎ありと判断される仕組みとなっていることから、上述した経理的基礎の有無確認の趣旨を鑑みると、現在の判定フローチャートには問題があると言える。

（改善策）

本質的に経営難に陥っている事業者をスクリーニングする観点からは、短期的なフローを表す損益指標よりも、ストックを表す財政状態の指標の方が優先されるべきと考えられる。

そのため、自己資本比率をスタートの判定条件とするなどして、財政状態に問題のある事業者が判定から漏れることのないようにすることが必要である。

（9-2）監査の結果及び意見

| | |
|---------|-------|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|-------|

| | |
|------|--|
| 表題 | 許可申請の審査における判断基準について（その2） |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

（発見した事実）

県は、産業廃棄物の収集運搬業・処分業の新規許可申請及び更新申請に際して、事業者が当該業務を遂行するに足る経理的基礎を有することを証明するための書類として、個人事業主に対しては、財政状態を確認する資料として申請書添付書類第9号様式「資産に関する調書（個人用）」を、業績を確認する資料として「直近3年間の所得税の納税証明書」の提出を求めている。

しかしながら、「資産に関する調書」に関して、根拠となる証憑の提出までは要求しておらず、また法人とは異なり、経理的基礎の有無を判定するための具体的な要件が定められていない。

（問題点）

上述した経理的基礎の有無の確認の趣旨を鑑みると、事業者の形態（個人事業主であるか法人であるか）によって許可の判断基準が異なることは望ましくないと考えられる。

しかしながら、現状は、個人事業主に関しては業績及び財政状態の内容に関して、経理的基礎を有すると判断するための具体的な判断基準が設けられていないため、担当者によって判断が異なる余地が大きく残されている点で問題である。

（改善策）

個人事業主についても、法人と同様に、判定フローチャートを用いるなどして、経理的基礎を有するための要件について、業績及び財政状態の両面について具体的な数値基準を設けることが必要である。

7. PCB 廃棄物処理対策事業

（1）事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | PCB 廃棄物処理対策事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | PCB 特措法に定める適正な処理 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・期限内処理に係る周知啓発 ・事業者への適正保管指導 ・処理困難案件に係る行政代執行 等 |

| | |
|----------------------|---|
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第11条 他 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第2章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成14年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | ・チラシ作成（R6年度）、 ・行政代執行収集運搬・ ・処分委託（R5年度） |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|-------|------|
| 予算額 | 104 | 83 | 79 | 1,786 | 683 |
| 決算額 | 13 | 11 | 34 | 1,707 | 397 |

(3) 事業費の内訳（R6年度） (単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----|-------|
| 旅費 | 223 | 現地確認等 |
| 需用費 | 28 | 紙代等 |
| 役務費 | 7 | 通信費 |
| 委託料 | 139 | チラシ作成 |
| 合計額 | 397 | |

(4) 事業費の財源（R6年度） (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-----|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県（一般財源） | 397 | 100% | |
| 合計 | 397 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|-------------------------------------|-------|
| 決算額 | — | — | — | 1,451 | 139 |
| 契約方法 | — | — | — | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | — | — | — | JESCO（処分） JESCO-EXPRES （収集運搬） | ㈱城野印刷 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類（設定なし）

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

確知（発見）された PCB 廃棄物等に係る適正処理確保のためのものであるため。

② 指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 事業者等から PCB 廃棄物の届出、発見の連絡
- ↓
- ・ 現地確認、必要に応じ適正保管等の指導
- ↓
- ・ 事業者等による処理の実施、所有者不明等の場合は行政による代執行処理

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

8. 不法投棄等防止対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|-------------------------------|
| 事業名 | 不法投棄等防止対策事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 廃棄物の適正処理(不法投棄等の未然防止、適正処理の指導等) |
| 事業内容 | 立入調査、巡回指導等 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 19 条 他 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 2 章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成 3 年度 |
| 事業実施方法 | 直営 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 29,069 | 26,318 | 24,290 | 27,077 | 34,844 |

| | | | | | |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 決算額 | 24,432 | 24,678 | 23,277 | 25,545 | 31,515 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|--------|-----------|
| 需用費 | 1,458 | 紙代等 |
| 役務費 | 198 | 通信費等 |
| 公課費 | 31 | 重量税 |
| 旅費 | 1,427 | 活動費 |
| 使用料及び賃借料 | 178 | 高速代等 |
| 報酬 | 17,931 | 監視員人件費 |
| 職員手当等 | 6,810 | 監視員期末勤勉手当 |
| 共済費 | 3,482 | 掛金 |
| 合計額 | 31,515 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 31,515 | 100% | |
| 合計 | 31,515 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし)

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

立入調査、監視指導、巡回等に要する経費であり、法に基づく監視指導に類するものであるため。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 職員数 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・職員・監視員による巡回（不法投棄等の発見）、通報等に伴う現地確認等

↓

- ・立入調査、報告徴収等

↓

- ・指導、行政処分等

↓

- ・改善、告発等

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|--|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

(発見した事実)

県は、不法投棄の防止・発見並びに事業者に対する廃棄物の適正処理の指導を行うことを目的として、県内管轄の各保健所に 1 名ずつ、計 10 名の廃棄物監視指導員を会計年度任用職員として配置し、以下の業務を行なっている。

1. 廃棄物の不法投棄等の監視パトロール、改善指導
2. 廃棄物処理施設等への立入検査
3. 市町村等関係機関との連絡調整
4. その他廃棄物の適正処理を図るうえで必要な業務

当該事業は、「(3) 事業費の内訳」に記載したとおり、予算の大部分を当該会計年度任用職員に関する人件費が占めることから、毎年ほぼ固定的に発生しているが、上記「(6) 事業効果とその推移」に記載のとおり、「立入調査、監視指導、巡回等に要する経費であり、法に基づく監視指導に類するものである」ことを理由として具体的な効果指数の設定がなされていない。

(問題点)

当事業で行われている立入調査、監視指導及び巡回業務は、不法投棄の防止・発見等のために一定の効果があると考えられるものの、過去より継続しており、また今後も継続して固定的に予算が発生することが見込まれる以上、人員配置や勤務日数（勤務内容）の適切性などの観点から適切に事業評価を行うことが必要である。

そのため、事業評価を行う際の判断基準となる効果指数が設定されていないことは適切ではないと考えられる。

(改善策)

県は、廃棄物監視指導員に対して、日報や月報による活動実績の報告のほか、発見した不法投棄の発生・是正状況等の報告を実施させていることから、これらを利用して、例えば、不法投棄の発見・是正数などの事業目的に合致する具体的な目標数値を効果指数として設定することが必要である。

9. エコアくまもと環境教育推進事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | エコアくまもと環境教育推進事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 施設において実施する循環型社会の形成等に向けた環境教育の充実を図り、「環境立県くまもと」の実現に寄与する。 |
| 事業内容 | 公共関与産業廃棄物管理型最終処分場「エコアくまもと」における環境教育の実施。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | なし |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第2章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 委託：平成27年度、補助金：令和2年度 |
| 事業実施方法 | 委託・補助 |
| 委託内容 | ・環境教育プログラムの実施 ・施設見学の実施 ・環境教育・施設見学及び施設の周知 ・地域住民への施設のPR ・他団体との連携 ・H28年熊本地震等における災害廃棄物処理に係る啓発等 |
| 補助内容 | 熊本県内に存する小学校及び義務教育学校（小学校の過程に限る）が環境教育のためエコアくまもとを利用する際のバス代の一部を助成。 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 13,082 | 13,082 | 14,027 | 14,235 | 14,803 |
| 決算額 | 11,767 | 12,033 | 13,597 | 13,996 | 14,588 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|----------------------|
| 旅費 | 14 | (公財)熊本県環境整備事業団との打合せ |
| 委託料 | 13,935 | 環境学習の実施 |
| 補助金 | 638 | 県内小学校の環境学習・施設見学バス代補助 |
| 合計額 | 14,588 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 14,588 | 100% | |
| 合計 | 14,588 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 決算額 | 11,362 | 11,721 | 13,174 | 13,394 | 13,935 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | (公財)熊本県環境整備事業団 | (公財)熊本県環境整備事業団 | (公財)熊本県環境整備事業団 | (公財)熊本県環境整備事業団 | (公財)熊本県環境整備事業団 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

当事業は、エコアくまもとにおいて循環型社会の形成を目指した環境教育の充実を目的としている。その成果は参加者の理解度や意識の変化など定量化が難しい側面が多いため、数値目標としての効果指数は設定していない。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 職員数 | 5 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 | 5 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○委託

- ・契約締結

↓

- ・受託業者より業務実施計画書の提出、事業の実施、業務完了報告書の提出

↓

- ・検査、支払い

○補助金

- ・熊本県環境整備事業団から交付申請書の提出

↓

- ・交付決定

↓

- ・熊本県環境整備事業団が事業実施、実績報告書の提出

↓

- ・交付確定、支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は、施設において実施する循環型社会の形成等に向けた環境教育の充実を図り、「環境立県くまもと」の実現に寄与することを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。

(問題点)

一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって永続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形を変えていくことも必要と考えられる。

そのためには、事業を実施した結果を分析し、得られた結論を次の事業計画に織り込んでいくこと、いわゆる PDCA サイクルの考え方が重要となる。

現状では、P (計画) 及びD (実施) は実行されているものの、効果指数の設定がなく、フィードバックが得られていないため、C (分析) が不十分となり、結果としてA (再実施) に繋げることが困難になっていると考えられる。

(改善策)

PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。

10. リサイクル製品等利用促進事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | リサイクル製品等利用促進事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱に規定する認証基準 (品質、安全性等) を満たすリサイクル製品を認証することや、産業廃棄物の排出量抑制やリサイクル等に資する取り組みを支援することにより、循環型社会の形成を目指す。 |
| 事業内容 | リサイクル製品認証制度の運用、産業廃棄物排出量抑制支援 |
| 事業の根拠 (法令、条例、規則、要綱等) | <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会形成推進基本法第 10 条、32 条 ・熊本県リサイクル製品認証制度実施要綱 ・熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費補助金交付要項 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 2 章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成 30 年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託・補助 |
| 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・認証製品周知パンフレット作成業務 ・広報媒体を使用した周知業務 ・製品認定に係る土木技術事項判定業務 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 33,583 | 33,642 | 34,011 | 34,147 | 33,835 |
| 決算額 | 3,804 | 12,408 | 3,273 | 25,769 | 27,171 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|--------|--|
| 報酬 | 1,436 | 会計年度任用職員 (認証審査等事務、以降同じ) |
| 期末手当 | 297 | 会計年度任用職員 |
| 勤勉手当 | 249 | 会計年度任用職員 |
| 職員共済費 | 100 | 会計年度任用職員 |
| 一般共済費 | 210 | 会計年度任用職員 |
| 報償費 | 126 | 認証審査委員会謝礼 |
| 旅費 | 85 | 認証審査委員会 (委員、職員 (打合せ))、現地調査、会計年度任用職員通勤費 |
| 一般需用費 | 623 | リサイクル製品等認証に係る事務費、検査費 |
| 一般役務費 | 101 | 郵便代、電話代 |
| 委託料 | 3,924 | 認証製品周知パンフレット作成業務、広報媒体を使用した周知業務 |
| 使用料及び賃借料 | 20 | 審査委員会会場使用料 |
| 負担金、補助及び交付金 | 20,000 | 事業者等が行う産業廃棄物のリサイクル促進に繋がる施設整備への補助金 |
| 合計額 | 27,171 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 27,171 | 100% | |
| 合計 | 27,171 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|-------------------------|--|----------------------------------|
| 決算額 | — | — | 539 | 3,169 | 3,924 |
| 契約方法 | — | — | 随意契約 | ①随意契約 ②一般競争入札 | 随意契約 |
| 委託先 | — | — | ・(株)城野印刷所 ・(株)アドファータ | ①ハタノ総合印刷(株) ①(株)アドファータ ①COBOL Design Works ②(株)建設技術研究所 熊本事業所 | ・(株)アドファータ ・(一財)九州環境管理協会 熊本支所 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

申請毎に目指す目標が異なり、事業効果のフィードバックを確認できるような共通の指標が見当たらないため申請ごとにその事業効果の確認を行っている。

(指数の推移)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

○リサイクル製品認証制度の運用

- ・募集・周知
- ↓
- ・事業者が申請
- ↓
- ・審査会を開催、認証決定、製品周知、利用促進

○産業廃棄物排出量抑制支援

- ・募集・周知
- ↓
- ・事業者が補助金交付申請
- ↓
- ・検討会を開催、交付決定
- ↓
- ・事業者が実績報告
- ↓
- ・検査、交付確定、補助金交付

(9-1) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 |

| | |
|--|--|
| | ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |
|--|--|

(発見した事実)

当事業は、県が認証したリサイクル製品の利用を促進し、資源の循環的な利用拡大や廃棄物の減量化、県内リサイクル産業の育成に取り組むことにより、環境負荷が少ない循環型社会の形成を促進することを目的としている。このため、主たる活動は、広く県民へ啓蒙することであり、啓蒙による成果を捉えることが困難であることから、効果指数を設定していない。

(問題点)

一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって永続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形を変えていくことも必要と考えられる。

そのためには、事業を実施した結果を分析し、得られた結論を次の事業計画に織り込んでいくこと、いわゆる PDCA サイクルの考え方が重要となる。

現状では、P (計画) 及び D (実施) は実行されているものの、効果指数の設定がなく、フィードバックが得られていないため、C (分析) が不十分となり、結果として A (再実施) に繋げることが困難になっていると考えられる。

(改善策)

PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定することが必要である。想定される例としては、例えば、県が発注する公共工事における入札において、認証リサイクル品の利用に加点を付け、入札のデータから利用率の推移を取り、啓蒙活動の達成度を評価するなどが考えられる。

(9-2) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|---|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 財産処分制限に関する規定の不備について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 |

⑨その他（ ）

(発見した事実)

「令和 6 年度熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費補助金交付要項」において、財産処分の制限及び書類の保管期間について、以下のとおり定められている。

(財産の処分の制限)

第 20 条 補助事業者は、取得財産等について、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、予め別記第 19 号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 規則第 21 条第 2 項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する期間とする。

3 前項の承認に係る処分をしたことによる収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(証拠書類の保管)

第 21 条 規則第 23 条に規定する別に定める期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間とする。

(問題点)

当該補助事業で取得された固定資産にかかる財産処分制限は、法定耐用年数に渡るものと定められている。

しかしながら、現状の証拠書類保管期間は 5 年間と定められているため、耐用年数が 5 年を超える固定資産を 6 年目に売却するような場合、納付額を財産の取得価額や補助金の交付額に基づき算定するのであれば、証拠書類の保管期間を過ぎており、詳細が分からず納付額の算定が困難となる。

なお、産業廃棄物処理業における機械装置の法定耐用年数は、8 年または 17 年が想定される。

(改善策)

証拠書類の保管期限について、一律に 5 年とするのではなく、「財産処分制限の期間または 5 年のいずれか長い方」とし、耐用年数に準じる期間にするべきである。

11. 産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 産業廃棄物事業者育成指導及び支援事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業許可事業者に対する立入指導の強化 排出事業者及び処理業者の廃棄物処理法及びマニフェスト制度への理解促進 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> 会計年度任用職員を配置し、マニフェストによる不適正処理の監視・指導、並びにマニフェスト交付等状況報告書（廃棄物処理法 |

| | |
|----------------------|--|
| | <p>第 12 条の 3 第 7 項) による排出事業者ごとの年間データの入力業務等を実施することにより産業廃棄物の処理状況を把握し、業者指導につなげる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記会計年度任用職員により、産業廃棄物処理業許可申請、変更届出の書類審査・受付など、事業者に対する支援業務を実施。 ・産廃処理業者管理台帳システムの保守及び研修事業を業務委託。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 3 他 ・熊本県産業廃棄物指導要綱 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 2 章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 令和 2 年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県産業廃棄物処理業者等管理台帳システムの保守業務 ・産業廃棄物に係る実務者向けの研修事業の業務 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 10,292 | 14,073 | 14,013 | 15,818 | 21,084 |
| 決算額 | 8,510 | 10,475 | 10,544 | 13,196 | 17,028 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|--------|--------|--------------------------------|
| 需用費 | 92 | 各業務の印刷等に係るもの |
| 役務費 | 109 | 各業務の郵送料等に係るもの |
| 報酬 | 7,930 | マニフェスト指導員・産廃支援員に係るもの |
| 職員手当等 | 3,014 | マニフェスト指導員・産廃支援員に係るもの |
| 共済費 | 1,695 | マニフェスト指導員・産廃支援員に係るもの |
| 旅費 | 393 | 各業務の職員の移動に係るもの |
| 委託料 | 3,793 | 産業廃棄物処理業者管理台帳システム保守業務委託、研修事業委託 |
| 合計額 | 17,028 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 17,028 | 100% | |
| 合計 | 17,028 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|
| 決算額 | 17,898 | 1,504 | 1,014 | 2,609 | 3,793 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | 中電技術コンサルタント(株) | 中電技術コンサルタント(株) | 中電技術コンサルタント(株) | 中電技術コンサルタント(株) | ・中電技術コンサルタント(株) |

| | | | | | |
|--|--|--|--|--|------------------|
| | | | | | ・(一社)熊本県産業資源循環協会 |
|--|--|--|--|--|------------------|

(6) 事業効果とその推移

①効果指数 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

法に基づく許認可事務や廃棄物に係る適正処理の確保等のためのものであるため。

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| マニフェスト指導 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |
| 許可申請等事業者支援 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 4 人 | 4 人 |
| 産業廃棄物実務者向け研修 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |
| 処理業者等管理台帳システム保守 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○許可申請・届出の書類審査・支援業務

- ・産業廃棄物収集運搬業許可申請書の受付

↓

- ・形式審査、書類の補正

↓

- ・熊本県産業廃棄物処理業者管理台帳システムへの入力業務

○マニフェストによる監視・指導業務

- ・処理業者から提出されるマニフェストK票の内容の確認

↓

- ・不適正な取扱い等があった場合、助言・指導

- ・排出事業者から提出される産業廃棄物管理票等交付状況報告書の内容の確認

↓

- ・データ入力、一覧表の作成

○業務委託

- ・受託業者から見積書徴取、契約締結

↓

- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告

↓

- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

12. 最終処分場周辺環境整備等補助事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 最終処分場周辺環境整備等補助事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 産業廃棄物最終処分場周辺の住民の生活環境への影響に対する不安感や迷惑施設の立地に対する不安感を解消（緩和）し、最終処分場の立地に対する理解促進を図る必要がある。 |
| 事業内容 | 産業廃棄物最終処分場（安定・管理・遮断型（自社処分場も含む））が所在する市町村が実施する周辺環境整備事業等に対し補助を行う。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 熊本県産業廃棄物最終処分場周辺環境整備等補助金交付要項 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第2章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成17年度 |
| 事業実施方法 | 補助 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,388 | 1,999 | 2,138 | 2,428 | 2,495 |
| 決算額 | 1,361 | 1,940 | 2,105 | 2,416 | 2,238 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----|------|
|-------|-----|------|

| | | |
|-------------|-------|----------|
| 負担金、補助及び交付金 | 2,238 | 市町村への補助金 |
| 合計額 | 2,238 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 2,238 | 100% | |
| 合計 | 2,238 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし)

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

当該補助金の目的が最終処分場の周辺住民に対する不安解消であるが、その不安解消の程度を評価することが不可能であるため。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・補助金交付要項及び要領を制定し、市町村へ通知
- ↓
- ・市町村が交付申請
- ↓
- ・交付決定

- ↓
- ・市町村が補助金に係る業務実施、実績報告書提出
- ↓
- ・検査、交付確定、補助金支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

13. ごみゼロ県民運動推進事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | ごみゼロ県民運動推進事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |
| 事業目的 | 環境負荷の少ない循環型社会形成に向け、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第4項の規定に基づき、県民及び事業者に対し3R（リデュース、リユース、リサイクル）の促進を図る。 また、令和3年3月に策定された「熊本県廃棄物処理計画（第5期：R3～R7）」の達成を目指し、食品廃棄物削減の取組みや九州7県合同事業などにも取り組む。 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の飲食店に対し、食品廃棄物削減の取組みを行う「協力店」を募集し、「食べきり協力店」として登録し、登録店の情報発信や食品廃棄物削減に向けたキャンペーンを実施。 ・県内の修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録し、消費者に対して当該修理店の情報を発信し、ものを修理して長く使うことによるごみ削減を促す。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第4条第4項、第5条の6 ・九州地方知事会政策連合項目（ごみ減量化啓発事業共同実施） |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第2章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成4年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 九州食べきり協力店の普及啓発資材の作成及び梱包・発送 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 3,648 | 5,000 | 3,609 | 2,364 | 2,392 |
| 決算額 | 866 | 1,414 | 2,921 | 2,098 | 1,018 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----|-----------------|
| 委託料 | 496 | 写真撮影、啓発物の増刷及び発送 |
| 一般需用費 | 327 | 事務用品購入費 |

| | | |
|-------|-------|----------------|
| 一般役務費 | 165 | 電話代、郵便代 |
| 使用料 | 30 | 高速道路利用、タクシー利用料 |
| 合計額 | 1,018 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 1,018 | 100% | |
| 合計 | 1,018 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|-------|
| 決算額 | 598 | — | — | — | 496 |
| 契約方法 | 随意契約 | — | — | — | 随意契約 |
| 委託先 | ㈱トライ | — | — | — | ㈱トライ他 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

普及啓発業務においては、対象者の認知度や意識の変化といった数値では表しにくい成果が主であり、指数で測定することが困難なため。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・3者以上から見積りを徴取し、受託業者を選定

↓

- ・契約締結後、受託業者による準備行為

↓

- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告

↓

- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は、「食べきり協力店」の登録や情報発信及び「九州まちの修理屋さん」の登録や情報発信により、食品廃棄物削減とごみ削減の達成を目的としており、活動内容は主に県民に対する啓蒙活動である。このため、啓蒙の成果を捉えることが困難であることから、効果指数を設定していない。

(問題点)

一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって永続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形を変えていくことも必要と考えられる。

(改善策)

PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定することが必要である。想定される方法としては、県民アンケートなどに取り組みの周知度を測る項目を取り入れるなどが考えられる。

14. 産業廃棄物実態調査事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|-------------|
| 事業名 | 産業廃棄物実態調査事業 |
| 担当部署 | 循環社会推進課 |

| | |
|----------------------|---|
| 事業目的 | 令和 5 年度の熊本県内における廃棄物の発生、処理状況等の実態を把握するとともに、これら廃棄物の将来推計を行い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 の規定に基づく廃棄物処理計画（令和 8 年度～）の策定に向けた課題整理及び課題に対する取組の方向性を検討することを目的とする。 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・次期廃棄物処理計画（R8～R12）策定に向け、産業廃棄物の発生処理状況等の実態を把握するとともに、これら産業廃棄物の将来推計を行う ・次期廃棄物処理計画（R8～R12）策定に向け、熊本県内の廃棄物の実態把握及び廃棄物の将来予測値の推計、課題の整理、課題に対する取組の方向性の検討等を行う |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 廃棄物処理法第 5 条の 5 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 2 章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 令和 6 年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 産業廃棄物実態調査業務、廃棄物処理計画策定調査業務 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 予算額 | — | — | — | — | 18,363 |
| 決算額 | — | — | — | — | 18,249 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|--------|--------|-------------------|
| 旅費 | 32 | 県民アンケート実施に伴う市町村訪問 |
| 需用費 | 11 | 事業に必要な事務用品購入 |
| 委託料 | 18,205 | 調査業務委託 |
| 合計額 | 18,249 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 18,249 | 100% | |
| 合計 | 18,249 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 決算額 | — | — | — | — | 18,205 |

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|------------------|
| 契約方法 | — | — | — | — | 随意契約 (プロポーザル) |
| 委託先 | — | — | — | — | ㈱グリーンエコ |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

令和7年度に改定する熊本県廃棄物処理計画策定に必要なデータ収集、分析等を業務委託で実施する事業（計画策定に必要な前段階での業務）で、当該調査結果をベースに今後の計画を検討するなど計画を策定する途上の段階であり、現時点で効果指数等を設定するのは難しいため。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | — | — | — | — | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・プロポーザルにより受託業者を選定
- ↓
- ・契約締結後、受託業者による準備行為
- ↓
- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料の支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

15. 林業・木材産業生産性強化対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 林業・木材産業生産性強化対策事業 |
| 担当部署 | 林業振興課 |
| 事業目的 | TPP11、日EU・EPA及び日米貿易協定の発効による新たな国際環境の下、安定的な木材供給のための高性能林業機械導入や木材加工施設の大規模化・高効率化や高付加価値品目への転換の取組みや、花粉の少ない森林への転換を促進する取組みに対する支援を実施し、木材製品の生産性向上等の体質強化及び国際競争力の強化を図る。 |
| 事業内容 | 森林資源の充実に対応できる素材生産体制及び木材加工・流通体制の整備などの支援。 (今回対象：木質資源利用ボイラーの導入支援) |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱 等 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第2章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成28年度 |
| 事業実施方法 | 補助 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|---------|---------|-----------|
| 予算額 | — | — | 297,242 | 421,450 | 2,533,257 |
| 決算額 | — | — | 10,700 | 223,030 | 1,297,638 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-----------|-------------|
| 補助金 | 1,297,638 | 市町村等に対する補助金 |
| 合計額 | 1,297,638 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-----------|------|------------------------------|
| 国庫 | 1,297,638 | 100% | 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金 |
| 県(一般財源) | — | — | |
| 合計 | 1,297,638 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし)

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|-------|--------------|-----------------------------|
| 素材生産量 | 県内で生産される素材の量 | 160 万m ³ (R9 時点) |

(指数の推移)

(単位：万m³)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 目標値 | - | - | - | 140 | 160 (R9 時点) |
| 実績値 | 136 | 131 | 138 | 148 | 148 |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 事業主体が市町村へ個別計画書を提出、市町村が県へ計画作成申請書を提出
↓
- ・ 県が市町村へ、市町村が事業主体へ計画承認
↓
- ・ 事業主体が市町村へ、市町村が県へ交付申請書を提出
↓
- ・ 県が市町村へ、市町村が事業主体へ交付決定
↓
- ・ 事業主体が補助金に係る事業を実施、事業主体が市町村へ、市町村が県へ概算払請求書を提出
↓
- ・ 県が市町村へ、市町村が事業主体へ補助金概算払い
↓
- ・ 事業主体が市町村へ、市町村が県へ実績報告書を提出
↓
- ・ 県が市町村へ、市町村が事業主体へ交付確定

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

16. 海域漂流・海岸漂着物地域対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 海域漂流・海岸漂着物地域対策事業 |
| 担当部署 | 漁港漁場整備課 |
| 事業目的 | 漂流ごみ等の対策を実施することにより、安全な漁業活動を確保するとともに漁場環境の改善を図る。 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・台風や大雨等により大量に海域に流入する流木等の漂流ごみ、漂着ごみ、海底ごみの回収・処分の実施 ・白川河口域に漂流物対策フェンスを設置 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境保全対策費補助金交付要綱 ・海岸漂着物等地域対策推進事業実施要領 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第2章 循環型社会の推進 |
| 事業開始年度 | 平成28年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 漂流ごみ等の回収・処分、フェンスの設置及び維持管理 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|---------|---------|---------|--------|--------|
| 予算額 | 160,000 | 104,800 | 110,260 | 76,200 | 75,570 |
| 決算額 | 155,779 | 104,422 | 106,470 | 74,507 | 75,440 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|--------|-------------------|
| 委託料 | 58,000 | 流木等の漂流ごみの回収・処分 |
| 委託料 | 6,630 | フェンス補修・維持管理(沖新地先) |
| 委託料 | 10,810 | フェンス新設・維持管理(小島地先) |
| 合計額 | 75,440 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|--------------|
| 国庫 | 60,352 | 80% | 地域環境保全対策費補助金 |
| 県(一般財源) | 15,088 | 20% | |
| 合計 | 75,440 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|--|--|--|--|--|
| 決算額 | 155,779 | 104,422 | 106,470 | 74,507 | 75,440 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県漁連 ・小島漁協 ・沖新漁協 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

漁船の事故の状況やノリの種付け作業等の状況を聞き取りにより確認し、効果検証をしているため、指標の設定までは行っていない。

(指数の推移)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○流木等の漂流ごみ等の回収・処分

- ・今年度の回収方法等を熊本県漁連と協議、契約締結

↓

- ・発災後、熊本県漁連から各漁協に被害状況の確認及び改修の通知

↓

- ・関係漁協による回収、処分

↓

- ・実績報告書の提出

↓

- ・検査、委託料支払い

○フェンス設置（補修）・維持管理

- ・小島漁協及び沖新漁協と契約締結

↓

- ・受託漁協によるフェンス設置（補修）の工事発注・実施

↓

- ・フェンスの現場確認、必要に応じて立て直し等の維持管理、県へ毎月報告

↓

・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | フェンスの再設置について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

沖新漁協に平成28年から平成29年にかけて設置したフェンスが令和6年度に流失(7本)、倒伏(50本)し、再設置が必要となっている。

この際、コンポーズ(海苔養殖支柱)の埋め込みを従来の2メートルから3メートルに変更して流失防止を図っている。

(問題点)

上記の再設置に伴い、設置費用5,823,180円が新たに発生している。

(改善策)

先行事例がない工事であるが、フェンス修理(コンポーズの埋め込み)により追加費用が生じており、設置段階でより慎重な検討が必要であったと思われる。

IV. 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現

1. 野焼き後継者育成事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 野焼き後継者育成事業 |
| 担当部署 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 |
| 事業目的 | 牧野組合員等の高齢化等による野焼きの担い手不足を解消するため、研修会等を開催し後継者の育成を図る。 |
| 事業内容 | 野焼きを実施する団体を対象とする研修会を実施し、各団体の野焼き後継者を育成する。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | なし |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 平成26年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 開催団体の選定、研修会の開催 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 予算額 | 2,000 | 2,029 | 2,029 | 1,829 | 1,829 |
| 決算額 | 1,980 | 1,980 (R4繰越) | 2,005 (R5繰越) | 1,819 (R6繰越) | 1,818 (R7繰越) |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|------------|
| 旅費 | 22 | 打ち合わせに伴う旅費 |
| 一般役務費 | 3 | 通信費 |
| 委託料 | 1,793 | 研修会開催委託料 |
| 合計額 | 1,818 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----------------------|
| 国庫 | 897 | 49% | 令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金 |
| 県(一般財源) | 921 | 51% | |
| 合計 | 1,818 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 決算額 | 1,980 | 1,980 | 1,980 | 1,793 | 1,793 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

当事業は阿蘇の草原維持のために欠かせない後継者育成の手段の一つであり、効果指数の設定は困難であるため。

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・見積書の徴取

↓

- ・契約締結後、受託事業者による業務の実施

↓

- ・業務完了報告

↓

- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は、牧野組合員等の高齢化等による野焼きの担い手不足を解消するため、研修会等を開催し後継者の育成を図ることを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。

(問題点)

一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって永続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形を変えていくことも必要と考えられる。

そのためには、事業を実施した結果を分析し、得られた結論を次の事業計画に織り込んでいくこと、いわゆるPDCAサイクルの考え方が重要となる。現状では、P(計画)及びD(実施)は実行されているものの、効果指数の設定がなく、フィードバックが得られていないため、C(分析)が不十分となり、結果としてA(再実施)に繋げることが困難になっていると考えられる。

(改善策)

PDCAサイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。

2. 野焼き放棄地の草原再生パイロット事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 野焼き放棄地の草原再生パイロット事業 |
| 担当部署 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 |
| 事業目的 | 牧野組合員等の高齢化や野焼きの担い手不足により野焼きを休止している牧野に、ボランティアによる輪地切り・灌木の除去などを実施し、野焼き再開に向けた支援を行う。 |
| 事業内容 | 野焼き放棄地における野焼き再開及び野焼きの継続に向けた支援。 |
| 事業の根拠(法令、条例、規則、要綱等) | なし |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 平成25年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 支援を行う原野の選定、輪地切り及び輪地焼き、灌木処理 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 5,321 | 5,321 | 5,321 | 4,006 | 4,006 |
| 決算額 | 5,053 | 5,002 | 5,109 | 3,845 | 3,927 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-------|---------------------------|
| 旅費 | 175 | 打ち合わせに伴う旅費 |
| 一般需用費 | 20 | 資料印刷代 |
| 一般役務費 | 6 | 通信費 |
| 委託料 | 3,663 | 野焼き再開及び野焼きの継続に向けた支援に係る委託費 |
| 使用料及び賃借料 | 63 | 打ち合わせに伴う施設借上げ料等 |
| 合計額 | 3,927 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----------------------|
| 国庫 | 1,832 | 47% | 令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金 |
| 県(一般財源) | 2,095 | 53% | |
| 合計 | 3,927 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 決算額 | 4,994 | 4,950 | 4,950 | 3,663 | 3,663 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

効果指数や目標値としての明確な設定は無いが、阿蘇の草原の現状や草原維持再生に係る今後の方針を示す、「阿蘇草原再生全体構想〈第3期〉」の後期アクションプランに掲げる目標値を達成するための取組の一つである。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 実績値 | — | — | — | — | — |
|-----|---|---|---|---|---|

(7) 職員の配置実績

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 職員数 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・見積書の徴取
- ↓
- ・契約締結後、受託事業者による業務の実施
- ↓
- ・業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|---|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は、牧野組合員等の高齢化や野焼きの担い手不足により野焼きを休止している牧野に、ボランティアによる輪地切り・灌木の除去などを実施し、野焼き再開に向けた支援を行うことを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。

(問題点)

一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって永続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形

を変えていくことも必要と考えられる。

そのためには、事業を実施した結果を分析し、得られた結論を次の事業計画に織り込んでいくこと、いわゆる PDCA サイクルの考え方が重要となる。

現状では、P（計画）及びD（実施）は実行されているものの、効果指数の設定がなく、フィードバックが得られていないため、C（分析）が不十分となり、結果としてA（再実施）に繋げることが困難になっていると考えられる。

（改善策）

PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。

3. 阿蘇草原応援企業サポーター認証事業

（1）事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 阿蘇草原応援企業サポーター認証事業 |
| 担当部署 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 |
| 事業目的 | 阿蘇の草原維持に積極的に取り組む企業・団体を支援し、新たな担い手や財源を確保すること。 |
| 事業内容 | 草原維持のボランティアや募金を行う企業・団体を「阿蘇草原応援企業サポーター」として認定し、支援する。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 熊本県阿蘇草原応援企業サポーター認証制度実施要綱 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 令和3年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 広報、認定手続き、活動実績の管理 |

（2）事業費の推移

（単位：千円）

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | — | 3,000 | 5,000 | 4,952 | 4,842 |
| 決算額 | — | 1,947 | 3,788 | 4,284 | 4,338 |

（3）事業費の内訳（R6 年度）

（単位：千円）

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|------------------|
| 旅費 | 25 | 打ち合わせ旅費 |
| 一般需用費 | 10 | 消耗品購入費 |
| 委託料 | 4,303 | 広報、認定手続き、活動実績の管理 |
| 合計額 | 4,338 | |

（4）事業費の財源（R6 年度）

（単位：千円）

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----------------------|
| 国庫 | 2,151 | 49% | 令和6年度デジタル田園都市国家構想交付金 |
| 県（一般財源） | 2,187 | 51% | |
| 合計 | 4,338 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 決算額 | — | 1,926 | 3,762 | 4,260 | 4,303 |
| 契約方法 | — | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | — | (公財) 阿蘇グリーンストック | (公財) 阿蘇グリーンストック | (公財) 阿蘇グリーンストック | (公財) 阿蘇グリーンストック |

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

阿蘇の草原の現状や草原維持再生に係る今後の方針を示す「阿蘇草原再生全体構想〈第3期〉」の後期アクションプランでは、官民が一体となり設定目標数値の達成を目指すものであり、県単独の効果指数や目標値の設定はしていない。

② 指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| | — | 3 人 | 3 人 | 3 人 | 3 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・見積書の徴取

↓

- ・契約締結後、受託事業者による業務の実施

↓

- ・業務完了報告

↓

・検査・委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は、阿蘇の草原維持に積極的に取り組む企業・団体を支援し、新たな担い手や財源を確保することを主たる目的としている。このため、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。

(問題点)

一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって持続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形を変えていくことも必要と考えられる。

そのためには、事業を実施した結果を分析し、得られた結論を次の事業計画に織り込んでいくこと、いわゆる PDCA サイクルの考え方が重要となる。

現状では、P (計画) 及び D (実施) は実行されているものの、効果指数の設定がなく、フィードバックが得られていないため、C (分析) が不十分となり、結果として A (再実施) に繋げることが困難になっていると考えられる。

(改善策)

PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。

4. 恒久防火帯整備モデル事業

(1) 事業の概要

| | |
|-----|--------------|
| 事業名 | 恒久防火帯整備モデル事業 |
|-----|--------------|

| | |
|----------------------|---|
| 担当部署 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 |
| 事業目的 | 恒久防火帯を整備することで、野焼き従事者の負担を軽減し、持続可能な草原の維持管理に繋げる。 |
| 事業内容 | 恒久防火帯の整備 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | なし |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 平成28年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 恒久防火帯の整備 |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-----------------|-----------------|------------------|-------|
| 予算額 | 3,107 | 6,000 | 6,000 | 12,160 | 5,000 |
| 決算額 | 3,052 | 5,944 (R4繰越) | 5,992 (R5繰越) | 12,104 (R6繰越) | 4,920 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|------------|
| 委託料 | 4,920 | 恒久防火帯整備委託費 |
| 合計額 | 4,920 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 4,920 | 100% | |
| 合計 | 4,920 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|----------------|----------------|----------------|----------------|-------|
| 決算額 | 3,047 | 5,940 | 5,940 | 12,100 | 4,920 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック | (公財)阿蘇グリーンストック | 南阿蘇村 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

阿蘇の草原の現状や草原維持再生に係る今後の方針を示す「阿蘇草原再生全体構想〈第3期〉」の後期アクションプランでは、官民が一体となり設定目標数値の達成を目指すものであり、県単独の効果指数や目標値の設定はしていない。

(指数の推移)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・見積書の徴取
- ↓
- ・契約締結後、受託事業者による業務の実施
- ↓
- ・業務完了報告
- ↓
- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

5. 阿蘇草原維持再生調査事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 阿蘇草原維持再生調査事業 |
| 担当部署 | 阿蘇草原再生・世界遺産推進課 |
| 事業目的 | 今後の草原維持再生の取り組みの在り方や、県として取り組むべき課題等を検討し、効果的な草原維持再生施策のために調査分析を行う。 |
| 事業内容 | 市町村及び牧野組合へのヒアリング、調査票の作成、草原維持に係る費用の試算。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | なし |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |

| | |
|--------|---------------|
| 事業開始年度 | 令和6年度（単年度） |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 調査、費用試算、調査票作成 |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|-------|
| 予算額 | — | — | — | — | 4,760 |
| 決算額 | — | — | — | — | 4,741 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|-----------|
| 委託料 | 4,741 | 調査分析に係る委託 |
| 合計額 | 4,741 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県（一般財源） | 4,741 | 100% | |
| 合計 | 4,741 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|-----------|
| 決算額 | — | — | — | — | 4,741 |
| 契約方法 | — | — | — | — | 随意契約 |
| 委託先 | — | — | — | — | (株)メッツ研究所 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

今後の草原再生に取り組むための課題を洗い出すための調査であるため、効果指数等の設定は難しいため。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | | | | | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
| 職員数 | — | — | — | — | 3 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・見積書の徴取

↓

- ・契約締結後、受託事業者による業務の実施

↓

- ・業務完了報告

↓

- ・検査・委託料支払い

(9-1) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|--|
| 表題 | 随意契約（単独見積）について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

(発見した事実)

当事業は阿蘇草原維持再生調査業務であり、野焼きの担い手不足や高齢化に伴い放棄地の面積が拡大する中、牧野の状況を把握し、将来の草原維持再生についての施策の検討に資する調査分析を行うことを目的としている。熊本県は阿蘇の草原を次世代へ継承するため、官民一体の先導的かつ実証的な取組を推進しており、本業務はそのための基盤情報の整備を担っている。

業務委託は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により株式会社メッツ研究所との随意契約となっている。

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

| |
|--|
| 第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 |
|--|

また、熊本県会計規則第 95 条第 1 項第 1 号により単独見積となっている。

熊本県会計規則第 95 条第 1 項第 1 号

(単独見積)

契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として 3 人以上から見積書を徴しなければならない。ただし、当該契約を履行できる相手方が 2 人しかいないときはその 2 人から見積者を徴することができることとし、次の各号のいずれかに該当するときは、1 人から見積書を徴することができる。

(1) 契約の性質又は目的により契約の相手方が特定しているとき。

単独見積の理由として、伺い書に記載されている理由は以下のとおりである。

阿蘇の地形や牧野組合の現況、野焼き・輪地切りの実施状況を把握してデータ化するには、同種調査の実績や環境省の GIS データを取り扱うノウハウが必要であり、長年にわたり阿蘇草原再生協議会の事務局業務を担ってきた受託者が唯一適任である。

(問題点)

環境省の GIS データは公表されており、当該データを取り扱える事業者は他にも存在するものと思われる。また、受託者が長年の事務局業務で得た知見や地域関係者との信頼関係を有していることは、調査の円滑化に資するものであるが、これらの事情は仕様書と審査基準に必要な要件として明確化すれば、公募型プロポーザルや一般競争入札の場でも適切に評価できるはずである。したがって、これらを根拠に「契約の性質又は目的により相手方が特定しており、その性質又は目的が競争入札に適さない」とまではいえず、単独随意契約の適用理由としては弱いと思われる。

(改善策)

環境分野は事業の公共性が高く、関与主体が限られやすいため、特定の事業者依存する構造が固定化しやすい。競争が働かない状況が続くと、価格や品質、再利用性の観点で最適性が担保されにくくなり、将来の施策立案に不可欠なデータ・成果物の活用範囲も狭まるおそれがある。

そのため、契約方式は、公募型プロポーザル又は総合評価方式の一般競争を基本とすることが必要である。必要な能力を仕様書と評価基準に具体化し、環境省が公表する GIS の取扱い実績、牧野組合や自治体等との協働体制、野焼き・輪地切りを含む現地調査計画、品質管理・検査体制を明示する。配点や合否基準を事前に提示して可視化し、共同企業体の参加や業務分割の活用を許容することで、潜在的な参入希望者の障壁を下げることもできる。

(9-2) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|--|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 編集データの納入について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 |

| | |
|--|--|
| | ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |
|--|--|

(発見した事実)

現行の契約書では、成果物の著作権が県に帰属する旨を定めているが、第三者が改訂可能な編集データ式の納入については明記していない。

(問題点)

著作権を県に帰属させているにもかかわらず、編集元ファイルや管理情報の納入要件が欠落しているため、成果物の再利用性と将来の競争環境が担保されていない。編集可能な地理情報や図版、文書の元データがない状態は、翌年度以降の仕様標準化や見積精度の向上、受注者間の公平な比較に不利に働き、特定事業者への依存を強めるおそれがある。

(改善策)

成果物とデータの再利用性を契約上明確に確保することは、受託者との間の過度な依存関係を避け、途中参入や共同実施を可能にして、参入障壁を下げる上で有効である。特に阿蘇の草原では担い手不足等により維持再生の難度とコストが高まっているため、多様な知見を持つ事業者や関係団体が継続的に関与できる環境を整えることが必要である。

6. 自然公園保護事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 自然公園保護事業 |
| 担当部署 | 自然保護課 |
| 事業目的 | ○自然公園保護事業 ・自然公園法及び熊本県立自然公園条例に基づき、県内の自然公園を保護するため。 ○国立公園清掃活動費補助 ・自然公園法第 19 条に基づく清潔の保持のため。 |
| 事業内容 | ○自然公園保護事業 ・国定公園、県立自然公園内の許認可事務等 ・自然公園区域図印刷等 ○国立公園清掃活動費補助 ・本県を代表する観光地でもある阿蘇、天草の両国立公園において、清掃活動を実施する熊本県自然公園美化清掃協会に対しての |

| | |
|----------------------|---|
| | 補助事業 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・自然公園法第19条 他 ・熊本県立自然公園条例第4条 他 ・熊本県国立公園清掃活動補助金交付要項 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 昭和32年度 |
| 事業実施方法 | 直営・補助 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,546 | 1,493 | 1,472 | 1,469 | 1,469 |
| 決算額 | 1,463 | 1,388 | 1,354 | 1,337 | 1,323 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|-------|--------------------------|
| 旅費 | 43 | 各地域振興局の許認可事務(現地調査)の事務費 |
| 一般需用費 | 0 | 自然公園区域図印刷に係る費用 |
| 一般役務費 | 0 | 通信費(郵送料等) |
| 使用料及び賃借料 | 0 | 自然公園の現地視察等に係る高速道路の使用料 |
| 負担金、補助及び交付金 | 1,280 | 国立公園重点地域内の清潔を保持するための補助事業 |
| 合計額 | 1,323 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 1,323 | 100% | |
| 合計 | 1,323 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし) (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

- ・許認可事務は法令に基づく義務的事務であり、成果は手続の適正性や法令遵守の確保にあるため、事業効果指数の設定は行っていない。
- ・本補助事業は、国立公園の清潔の保持や、自然公園の快適な利用環境の維持を目的としており、清掃に係る効果は定性的であるため事業効果指数の設定が困難である。

② 指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○ 自然公園保護事業

- ・地域振興局へ旅費等の令達

↓

- ・地域振興局にて現地調査の実施

↓

- ・執行残の引き上げ

○ 国立公園清掃活動補助金

- ・美化清掃協会から交付申請書の提出

↓

- ・交付決定

↓

- ・補助金の概算払い

↓

- ・美化清掃協会から実績報告書の提出

↓

- ・交付確定

(9) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|--------------|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 実績報告書について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 |

| | |
|--|--|
| | ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |
|--|--|

(発見した事実)

実績報告書の添付書類として、「補助事業者の歳入、歳出決算書」が必要であるが、協会の4支部（阿蘇、菊池、上天草、天草西海岸）から提出されている決算書は様式が統一されておらず、協会全体の決算書も提出されていない。

例えば、県からの補助金は決算書では以下のように記載されている。

| 支部 | 区分 | 科目 | 備考（又は摘要） |
|-------|----|------|----------------|
| 阿蘇 | 収入 | 負担金 | 熊本県自然公園美化清掃協会 |
| 菊池 | 収入 | 負担金 | 熊本県自然公園美化清掃協会 |
| 上天草 | 収入 | 県支出金 | 記載なし |
| 天草西海岸 | 歳入 | 県支出金 | 熊本県国立公園清掃活動補助金 |

支出についても同様に、支部ごとに異なった科目で処理されている。

(問題点)

実績報告書の添付書類である決算書の様式が支部ごとに異なっており、協会全体の決算書も提出されていない。このため、協会全体としてどのような活動を行ったのかが不明確である。

(改善策)

支部ごとに異なる決算書の様式を統一したうえで、協会全体の決算書の提出も求める必要がある。

7. 自然環境保全対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|------------|---|
| 事業名 | 自然環境保全対策事業 |
| 担当部署 | 自然保護課 |
| 事業目的 | 自然環境保全地域の保全対策を行い、県民の豊かな生活に欠かせない自然環境を健全な状態で維持するため。 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境保全地域の保全対策や保護区等の巡視、普及啓発 ・自然環境保全地域の現地確認、保全活動（湿地帯の掘り下げ、草の搬出） |
| 事業の根拠（法令、条 | ・自然公園法第3条 他 |

| | |
|----------------------|--|
| 例、規則、要綱等) | ・熊本県立自然公園条例第3条 他 ・自然環境保全法第2条 他 ・自然環境保全条例第2条 他 ・熊本県自然ふれあい指導員要項 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 昭和48年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | 無田湿原自然環境保全地域内での刈草の搬出、運搬及び処分 |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 予算額 | 835 | 835 | 792 | 752 | 752 |
| 決算額 | 760 | 576 | 515 | 574 | 661 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-----|-----------------------------------|
| 報償費 | 17 | 自然ふれあい指導員研修会講師報償費 |
| 旅費 | 191 | 自然環境保全対策のための現地調査、自然ふれあい指導員研修会講師旅費 |
| 一般需用費 | 16 | 印刷費、自然ふれあい指導員支給品購入費 |
| 保険料 | 22 | 自然ふれあい指導員ボランティア保険料 |
| 一般役務費 | 0 | |
| 委託料 | 407 | 無田湿原自然環境保全地域保全対策事業 |
| 使用料及び賃借料 | 6 | 会場借り上げ |
| 合計額 | 661 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-----|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 661 | 100% | |
| 合計 | 661 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------------|------------|------------|------------|--------|
| 決算額 | 238 | 193 | 193 | 253 | 407 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | シルバー人材センター | シルバー人材センター | シルバー人材センター | シルバー人材センター | 有村造園土木 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

当事業は将来の生物多様性の確保や、自然環境の保全を目的としており、事業の成果が定性的な性質をもっている。加えて、人間では制御できない天候や動物の生態等様々な外的要因が関係しており、単純に数値化することのできない事象が相互に影響を及ぼしあっているため、事業効果指数の設定が困難である。

なお、現在保全対策を行っている無田湿原では、これまでは希少な植物の生育が確認できていなかったが、最近では、生育が確認できたりする等の事業効果指数に大きな影響を与えるほどではないが、自然環境の保全対策の効果はあると考えられる。

(指数の推移)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○自然ふれあい指導員

- ・指導員の任命
- ↓
- ・指導員の研修会の開催
- ↓
- ・各々が自然ふれあい指導員として県内で活動
- ↓
- ・年度当初に前1年間の活動報告書提出

○自然環境保全地域無田湿原の保全対策

- ・関係団体及び専門家と打合せ、今年度の事業内容の検討
- ↓
- ・保全対策事業実施計画の策定
- ↓
- ・県南広域本部へ予算の令達

- ↓
- ・事業実施
- ↓
- ・執行残の引き上げ

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

8. 鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 鳥獣被害防止対策・ジビエ利活用加速化事業 |
| 担当部署 | 農林水産部農村振興局むらづくり課 |
| 事業目的 | 地域が主体となって「生息環境管理」「被害防除」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を推進し、「えづけ STOP!」をキーワードに正しい鳥獣被害対策の理解促進や対策の普及、鳥獣国庫交付金の活用による市町村（協議会）の活動を支援する。 |
| 事業内容 | 被害防止柵の整備、捕獲活動の支援、箱わなの購入、ジビエ取り組み等 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止特別措置法第2条 ・鳥獣保護管理法第9条 ・鳥獣被害防止総合対策交付金等交付要綱 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 令和2年度 |
| 事業実施方法 | 委託・補助 |
| 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害防止対策に係る人材育成 ・ジビエの利用拡大に向けた販売促進活動 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 511,902 | 583,511 | 543,919 | 586,156 | 660,946 |
| 決算額 | 447,835 | 544,719 | 514,848 | 534,001 | 650,752 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|---------------|
| 報酬 | 1,681 | 会計年度職員の報酬 |
| 職員手当 | 686 | 会計年度職員の職員手当 |
| 共済費 | 365 | 会計年度職員の共済費 |
| 報償費 | 255 | 専門家による研修会の報償費 |

| | | |
|-------------|---------|----------------------------------|
| 旅費 | 1,924 | 鳥獣被害対策に係る旅費 |
| 需用費 | 162 | 研修資料の印刷等 |
| 役務費 | 13 | 所属の通信工事 |
| 委託料 | 15,242 | 被害防止対策に係る人材育成、ジビエの利用拡大に向けた販売促進活動 |
| 使用料及び賃借料 | 278 | 研修に係る高速使用料 |
| 負担金、補助及び交付金 | 630,146 | 鳥獣被害防止総合対策交付金による事業実施主体の支援 |
| 合計額 | 650,752 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|---------|------|---------------|
| 国庫 | 636,089 | 98% | 鳥獣被害防止総合対策交付金 |
| 県(一般財源) | 14,663 | 2% | |
| 合計 | 650,752 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|--------------------|--------------------|-------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
| 決算額 | 10,858 | 8,973 | 17,239 | 17,039 | 15,242 |
| 契約方法 | 企画コンペによる随意契約 | 企画コンペによる随意契約 | 企画コンペによる随意契約 | 企画コンペによる随意契約 | 企画コンペによる随意契約 |
| 委託先 | ・(株)イノP ・(有)ハンズ | ・(株)イノP ・(有)ハンズ | ・(株)イノP ・熊本県土改連 ・(有)ハンズ | ・(株)イノP ・(株)マルダ イ ・(有)ハンズ | ・(株)イノP ・(株)九州自然環境研究所 ・(有)ハンズ |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----------------|------------------------------------|--------|
| 野生鳥獣による農作物被害金額 | 令和5年度の野生鳥獣による農作物被害金額を基準に被害金額の軽減を図る | 511百万円 |

※【熊本県食糧・農業・農村基本計画(計画期間：R6～R9)】にて目標を設定

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 目標値 | — | — | — | 342百万円 | — |
| 実績値 | 548百万円 | 538百万円 | 597百万円 | 537百万円 | 683百万円 |

※【熊本県食糧・農業・農村基本計画(計画期間：R2～R5)】における目標値は342百万円

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○委託事業（鳥獣被害対策に係る人材育成、生息環境管理、ジビエ利活用）

- ・受託業者の選定に係る企画コンペの実施、契約締結

↓

- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告

↓

- ・検査、委託料支払い

○補助事業（生息環境管理、侵入防止策整備、有害鳥獣捕獲、ジビエ利活用）

- ・補助対象団体から交付申請書の提出

↓

- ・交付決定

↓

- ・各団体における事業実施、概算払請求書の提出

↓

- ・概算払い

↓

- ・実績報告書の提出

↓

- ・交付額の確定

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

9. 世界農業遺産推進事業

(1) 事業の概要

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 世界農業遺産推進事業 |
| 担当部署 | むらづくり課 |
| 事業目的 | 阿蘇地域世界農業遺産の更なる認知度向上や草資源を活用した農産品の販売促進等を行い、循環型農業システムの継続を推進することで阿蘇の草原再生を加速化させ、阿蘇の価値を次世代へ継承する。 |
| 事業内容 | ・県や市町村で構成する阿蘇地域世界農業遺産推進協会への負担金 ・阿蘇の「食」を体験できるイベントの実施（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）活用） |
| 事業の根拠（法令、条 | なし |

| | |
|----------------------|------------------------------|
| 例、規則、要綱等) | |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 平成29年度 |
| 事業実施方法 | 委託・負担金 |
| 委託内容 | 阿蘇の「食」を体験できるイベントの実施 |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|--------|--------|-------|--------|
| 予算額 | 5,001 | 12,801 | 12,073 | 9,619 | 11,019 |
| 決算額 | 4,726 | 11,204 | 11,641 | 9,111 | 10,431 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|---------------------------------|
| 旅費 | 1,098 | 事業実施のための旅費：阿蘇振興局への令達含む |
| 需用費 | 116 | 消耗品購入等 |
| 役務費 | 24 | 通信費等：阿蘇振興局への令達分含む |
| 委託費 | 4,798 | 阿蘇の「食」を体験できるイベント実施に係る委託費 |
| 使用料及び賃借料 | 8 | タクシー代等 |
| 負担金補助及び交付金 | 4,387 | 阿蘇地域世界農業遺産推進協会の活動費や補助金の財源となる負担金 |
| 合計額 | 10,431 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|-----------------|
| 国庫 | 2,399 | 23% | デジタル田園都市国家構想交付金 |
| 県(一般財源) | 8,032 | 77% | |
| 合計 | 10,431 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|-----------------|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 決算額 | 4,829 | 6,466 | 5,951 | 1,986 | 4,798 |
| 契約方法 | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) | 随意契約 (企画コンペ) |
| 委託先 | (株) JTB 熊本支店 | ・(有) ハンズ ・(株) 熊本日日新聞社 | (株) 熊本日日新聞社 | (株) SMO 南小国 | (株) SMO 南小国 |

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|------------------------------|----------------------------|--------|
| 草資源を活用した農産品に係る”食の体験”イベント参加者数 | 阿蘇世界農業遺産の認知度向上のためのイベント参加者数 | 830人 |

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | - | 100 人 | 200 人 | 800 人 | 830 人 |
| 実績値 | 0 人 | 160 人 | 318 人 | 816 人 | 835 人 |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○阿蘇世界農業遺産推進協会負担金

- ・阿蘇世界農業遺産推進協会が当該年度の事業費を算定し、各負担者へ負担金額を提示
↓
- ・負担金支払い

○阿蘇世界農業遺産 PR 業務委託

- ・受託業者の選定に係る企画コンペの実施、契約締結
↓
- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告
↓
- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 対象外経費について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託 標準仕様を確認したところ、以下のような記載があった。

(5) 留意事項等

ア 対象外経費について

本業務の委託費には、以下に例示するような「特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類する経費」を含むことはできない。ただし、以下に例示する経費であっても、本業務の目標を達成するため効果的と認められる場合は、予算の範囲内において県等が別途経費を負担する。

[対象外経費の例]

- ・ 販促物（ノベルティ）の製作にかかる経費
 ※広報に用いるポスターやガイドブック等は除く
- ・ 金券やクーポン券等発行費
- ・ イベント来場者を対象とした各種企画に付随する景品購入代（スタンプラリー等を実施する際の抽選プレゼント購入代等を含む）

本業務委託について確認したところ、業者からの見積書にはフェア参加費としてQUO Pay、県作成の委託費積算資料にはスタンプラリー参加賞という項目があった。単価、数量が一致していることから、同じ内容のものを意図していると考えられる。なお、業者との本委託契約における契約金額は、業者の見積書の金額そのものであった。

(問題点)

この参加賞は、まさに上記の「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託 標準仕様における対象外経費に該当するため、委託料の金額から除外すべきであった。

県の委託費の積算についても、対象外経費の確認が不十分であったため、同経費を加えて算定しており予定価格が過大になっていた。

(改善策)

まずは、「食」による阿蘇地域世界農業遺産情報発信業務委託 標準仕様に即した委託費の積算をするよう留意しなければならない。

そのうえで、業者から提出される見積書について、対象外経費が含まれていないか、都度確認する必要がある。

10. 森林環境保全整備事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 森林環境保全整備事業 |
| 担当部署 | 森林整備課 |
| 事業目的 | 森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資する。 |
| 事業内容 | ①森林環境保全直接支援事業 森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者等が森林 |

| | |
|----------------------|---|
| | 経営計画等に基づき計画的に実施する森林整備（人工造林・間伐等）に対する助成。 ②特定機能回復事業 自然条件等の理由により、森林所有者の自助努力では整備が進まない森林において、事業実施主体が市町村と森林所有者との協定に基づいて実施する森林整備（人工造林等）に対する助成。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 193 条 ・ 森林法施行令第 11、12 条 ・ 森林環境保全整備事業実施要綱 ・ 森林環境保全整備事業実施要領 ・ 熊本県造林事業補助金等交付要項 ・ 熊本県森林環境保全整備事業実施要領 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 1 章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 第 4 編第 3 章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 第 4 編第 5 章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 |
| 事業開始年度 | 平成 8 年度 |
| 事業実施方法 | 補助 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 3,409,375 | 3,409,797 | 3,748,404 | 4,674,189 | 5,111,926 |
| 決算額 | 1,841,684 | 2,239,836 | 2,172,765 | 2,377,571 | 2,467,663 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|------------|-----------|---------------------|
| 旅費 | 2,524 | 担当職員旅費 |
| 一般需用費 | 3,590 | コピー用紙、文房具等購入費 |
| 保険料 | 52 | 自動車自賠責保険料 |
| 一般役務費 | 447 | 電話代、郵便料等 |
| 委託料 | 2,495 | 造林補助金システム保守委託 |
| 使用料及び賃借料 | 697 | タクシー使用料、担当職員パソコン賃借料 |
| 備品購入費 | 37 | 無停電電源装置 (NAS 保護用) |
| 負担金補助及び交付金 | 2,457,743 | 補助金 |
| 公課費 | 73 | 自動車重量税 |
| 合計額 | 2,467,663 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-----------|------|---------------|
| 国庫 | 1,824,085 | 74% | 森林環境保全整備事業費補助 |
| 県 (一般財源) | 193,578 | 8% | |
| 県 (県債) | 450,000 | 18% | 国土強靱化、間伐特措法 |
| 合計 | 2,467,663 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 決算額 | 1,868 | 2,737 | 2,627 | 2,363 | 2,495 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | (株)熊本計算センター | (株)熊本計算センター | (株)熊本計算センター | (株)熊本計算センター | (株)熊本計算センター |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|------------|---------------------------------------|---|
| 再造林面積・間伐面積 | 県内民有林における再造林及び間伐の実施面積（当事業以外の実施面積を含む。） | 再造林面積 ：1,400ha/年 間伐面積 ：5,200ha/年 |

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|---|---|---|---|---|
| 目標値 | 再造林率(面積) ：70% (1,400ha/年) 間伐面積 ：8,000ha/年 | 再造林率(面積) ：70% (1,400ha/年) 間伐面積 ：8,000ha/年 | 再造林率(面積) ：70% (1,400ha/年) 間伐面積 ：8,000ha/年 | 再造林率(面積) ：70% (1,400ha/年) 間伐面積 ：8,000ha/年 | 再造林面積 ：1,400ha/年 間伐面積 ：5,200ha/年 |
| 実績値 | 再造林面積 ：735ha 間伐面積 ：6,074ha | 再造林面積 ：948ha 間伐面積 ：5,629ha | 再造林面積 ：1,048ha 間伐面積 ：4,056ha | 再造林面積 ：1,000ha 間伐面積 ：4,057ha | 再造林面積 ：935ha 間伐面積 ：3,648ha |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・事業実施主体（森林組合等）が事業実施、補助金交付申請

↓

- ・完了確認検査

↓

- ・交付決定及び交付確定、補助金支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

11. 熊本県次世代につなぐ森林づくり事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 熊本県次世代につなぐ森林づくり事業 |
| 担当部署 | 森林整備課 |
| 事業目的 | 主伐跡地における再造林や広葉樹林への転換を推進することで、主伐後の造林未済地の発生を抑制し、県民共有の財産としての森林を次世代へ引き継ぐとともに、森林の健全な育成を図り、森林の持つ公益的機能の維持向上に資する。 |
| 事業内容 | 県内民有林における主伐後の再造林及び下刈りに要する経費の一部を助成。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 ・熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 第4編第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 |
| 事業開始年度 | 令和2年度 |
| 事業実施方法 | 補助 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 154,478 | 278,051 | 211,300 | 233,901 | 241,275 |
| 決算額 | 6,426 | 183,002 | 195,993 | 210,747 | 232,992 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|------------|---------|------|
| 負担金補助及び交付金 | 232,992 | 補助金 |
| 合計額 | 232,992 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|---------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 232,992 | 100% | |
| 合計 | 232,992 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし)

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|
| 委託先 | — | — | — | — | — |
|-----|---|---|---|---|---|

(6) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|-------|---------------------------------------|-----------|
| 再造林面積 | 県内民有林における再造林の実施面積 (当事業以外の実施面積を含む。) | 1,400ha/年 |

(指数の推移)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------|
| 目標値 | 再造林率(面積) : 70% (1,400ha/年) | 再造林率(面積) : 70% (1,400ha/年) | 再造林率(面積) : 70% (1,400ha/年) | 再造林率(面積) : 70% (1,400ha/ 年) | 再造林面積 : 1,400ha/年 |
| 実績値 | 再造林面積 : 735ha | 再造林面積 : 948ha | 再造林面積 : 1,048ha | 再造林面積 : 1,000ha | 再造林面積 : 935ha |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・事業実施主体（森林組合等）が事業計画承認申請
- ↓
- ・事業計画承認通知
- ↓
- ・事業実施主体が補助金交付申請
- ↓
- ・交付決定
- ↓
- ・事業実施主体が事業実施、完了届を提出
- ↓
- ・完了確認検査、事業実施主体が実績報告を提出
- ↓
- ・交付確定、補助金支払い

(9-1) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|-------|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|-------|

| | |
|------|--|
| 表題 | 事業費の算定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

(発見した事実)

一部の事業者において、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領・令和6年度次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に記載された単価とは異なる単価を用いて事業費を算定していた。

(問題点)

実績報告書の提出にあたり、添付書類として、事業実績書と収支精算書の添付が必要である。事業実績書は、別記第10号様式によるものとされており、以下の構成となっている。

○総括表

1. 再造林促進
2. 広葉樹造林推進
3. シカ食害防止施設の設置
4. 保育支援
5. 荒廃農地森林造成事業
6. 侵入竹除去事業

1～6の該当する箇所に記載し、総括表を作成する。作成された総括表に基づいて別記第4号様式の収支精算書を作成し、実績報告に添付して報告することになっている。

上記、事業実績書の「1.再造林促進」において記載される苗木単価は、熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領において、令和6年度次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に記載された単価を用いて算定する必要がある。

一部の事業者において、令和6年度次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に記載された単価ではなく、実際に苗木購入に要した単価をもって事業費が算定されていた。

当該事業に係る補助金は、要望額が予算額を超過したことにより各事業者に対して申請可能額の上限が設定されていたことから、令和6年度次世代につなぐ森林づくり事業苗木単価表に記載された単価で事業費を算定したとしても、補助金額に変更はないものの、事業費総額が異なったまま、実績報告が実施され承認されている。

(改善策)

実績報告書の提出にあたり、添付される事業実績書と収支精算書の内容の確認のみならず、事業費算定の計算過程や補助金額算定過程を含め、担当課において再度チェックを実施すべきである。

(9-2) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 実績報告書について (その1) |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

実績報告に添付する事業実績書において、「3. シカ食害防止施設の設置」の箇所がある。当該箇所においては、補助金を算定するにあたり、補助単価を事業量に乗じて補助金を算定する。補助単価は、シカ侵入防止柵の種類ごとに補助単価が異なるため、実際の設置した柵の種類にあった単価を用いる必要があることから、防止柵の種類ごとに記載箇所が異なるようにひな型が作成されている。

一部の事業者において、実際に使用した防止柵の種類とは違う種類の記載箇所に記載されていた。

(問題点)

実績報告書の提出にあたり、添付書類として、事業実績書と収支精算書の添付が必要である。事業実績書は、別記第10号様式によるものとされており、以下の構成となっている。

○総括表

1. 再造林促進
2. 広葉樹造林推進
3. シカ食害防止施設の設置
4. 保育支援
5. 荒廃農地森林造成事業
6. 侵入竹除去事業

1～6の該当する箇所に記載し、総括表を作成する。作成された総括表に基づいて別記第4号様式の収支精算書を作成し、実績報告に添付して報告することになっている。

上記、事業実績書「3 シカ食害防止施設の設置」の欄は、設置したシカ防止柵の種別ごとに補助単価が異なるため、防止柵の種類ごとに記載箇所が異なるようにひな型が作成されている。一部の事業者において、実際に使用した防止柵の種類とは違う種類の記載箇所に記載されていた。担当課に事実確認を実施したところ、記載箇所の誤りとのことであり、補助単価は実際に使用した種類の防止柵の単価で補助金額は算定されていることから、補助金自体の計算に誤りはない。

(改善策)

事業実績書の「3 シカ食害防止施設の設置」においては、防止柵の種類ごとに補助単価が異なるため、誤った単価を使用して補助金額が算定されないように、あえてひな形から防止柵の種類ごとに記載箇所を区分していることから、単に補助金金額の計算過程をチェックするだけではなく、防止柵の種類ごとの記載箇所と使用した単価の一致を確認することが必要である。

(9-3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 実績報告書について (その2) |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

実績報告書を確認すると、以下のような事例があった。

- ①実績報告書に添付される事業実績書の事業完了年月日が1月1日となっているが、県への提出日記載が3月21日となっている。
- ②実績報告書の日付は3月27日であるものの、実績報告書に添付される事業実績書の事業完了年月日が3月31日となっている。

(問題点)

- ①について、実績報告書は以下のとおり提出期限が決められている。

・熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領

第 14 条：実施主体は規則第 13 条及び要項第 13 条の規定による実績報告書は、局長等を経由して知事に提出するものとする。

・熊本県農林水産業振興補助金等交付要項
(実績報告)

第 13 条 3 項：実績報告書の提出期限は、補助事業等の完了の日の翌日から起算して 1 月を超えない範囲内で別表の事業遂行状況報告及び実績報告の欄に掲げるとおりとする。

実績報告書の提出期限は、事業完了日の翌日から起算して 1 月を超えない範囲内となるため、事業完了日が 1 月 1 日の場合には、3 月 21 日の実績報告提出は期限後提出となる。

なお、担当課を通じて実績報告書を提出している事業者の確認を取ったところ、事業完了日の日付の入力を仮入力したものをそのまま提出したとのことであった。

実際に当該事業完了日は、3 月 21 日であったことから、事業完了日の翌日から起算した 1 月を超えないため、期限内の提出であり、実績報告の提出日より後の事業完了日でもないことから、問題はない。

②について、事業完了日より前の日付での実績報告書の提出となっている。

(改善策)

熊本県次世代につなぐ森林づくり事業実施要領及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項に実績報告の提出期限が設けられている趣旨は、年度内に事業が適切に実施され、事業が問題なく完了したことを適時に確認することで、当該事業を円滑に遂行・完了するためにあると考えられる。

実績報告として提出されている書類の数値や記載内容が適切になされていることのみを確認するだけではなく、提出された時期が適切か否かも確認する必要がある。

12. 間伐等森林整備促進対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 間伐等森林整備促進対策事業 |
| 担当部署 | 森林整備課 |
| 事業目的 | 森林資源の質的充実と公益的機能の維持増進のため間伐等を推進し、併せて木材の安定供給体制を確立して地域材の競争力を強化すること、及び、成熟期を迎えたスギ・ヒノキ人工林の皆伐利用が進む中で、再造林経費の低減が見込まれる主伐・植栽一貫作業システムや低コスト再造林を県内民有林へ定着させるとともに、年間を通して主伐・植栽一貫作業システム等に活用できる林業用コンテナ苗の増産を図ることで、林業の低コスト化と成長産業化を促し、「持続可能な林業経営」を確立することを目的とする。 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業内容 | 搬出間伐、路網整備、一貫施業等の低コスト造林及びコンテナ苗生産基盤施設等整備に対する助成 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付要綱 ・林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領 ・熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 ・熊本県間伐等森林整備促進対策事業実施要領 ・間伐等森林整備促進対策事業（主伐・植栽一貫作業システム支援等）実施要領 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 第4編第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 |
| 事業開始年度 | 平成7年度 |
| 事業実施方法 | 補助 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 予算額 | 1,488,433 | 1,264,142 | 1,275,269 | 1,380,401 | 1,151,246 |
| 決算額 | 825,548 | 642,881 | 522,018 | 692,634 | 559,313 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|---------|------|
| 負担金、補助及び交付金 | 559,313 | 補助金 |
| 合計額 | 559,313 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|---------|------|--|
| 国庫 | 559,313 | 100% | 林業・木材産業循環成長対策交付金 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金 |
| 県(一般財源) | — | — | |
| 合計 | 559,313 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし) (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|------------|---------------------------------------|---|
| 再造林面積・間伐面積 | 県内民有林における再造林及び間伐の実施面積（当事業以外の実施面積を含む。） | 再造林面積 ： 1,400ha/年 間伐面積 ： 5,200ha/年 |

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|--|--|--|--|---|
| 目標値 | 再造林率(面積) ： 70% (1,400ha/年) 間伐面積 ： 8,000ha/年 | 再造林面積 ： 1,400ha/年 間伐面積 ： 5,200ha/年 |
| 実績値 | 再造林面積 ： 735ha 間伐面積 ： 6,074ha | 再造林面積 ： 948ha 間伐面積 ： 5,629ha | 再造林面積 ： 1,048ha 間伐面積 ： 4,056ha | 再造林面積 ： 1,000ha 間伐面積 ： 4,057ha | 再造林面積 ： 935ha 間伐面積 ： 3,648ha |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 事業実施主体（森林組合等）が事業計画承認申請
- ↓
- ・ 事業計画承認通知
- ↓
- ・ 事業主体が補助金交付申請
- ↓
- ・ 交付決定
- ↓
- ・ 事業実施主体が事業実施、完了届を提出
- ↓
- ・ 完了確認検査、事業実施主体が実績報告を提出
- ↓
- ・ 交付確定、補助金支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

13. 熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業 |
| 担当部署 | 森林整備課 |
| 事業目的 | 木材価格の低迷等から森林所有者が林業経営意欲を失い、管理が困難な人工林について、強度の間伐により針広混交林への誘導を促進するとともに、間伐木を安全な場所に移動集積することにより、流木被害も含めた山地災害防止等の森林の公益的機能を高度に発揮できる、多様で健全な森林の育成を図る。 |
| 事業内容 | 強度間伐、危険木除去、侵入竹等除伐、森林作業道作設に要する経費の助成 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・熊本県農林水産業振興補助金等交付要項 ・熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第1章 ゼロカーボン社会・くまもとの推進 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 第4編第5章 リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進 |
| 事業開始年度 | 令和2年度 |
| 事業実施方法 | 補助 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|---------|---------|---------|--------|---------|
| 予算額 | 152,478 | 183,770 | 170,646 | 98,587 | 114,365 |
| 決算額 | 151,455 | 174,925 | 159,256 | 71,923 | 53,332 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|--------|--------|
| 負担金、補助及び交付金 | 53,273 | 補助金 |
| 需用費 | 32 | 消耗品等購入 |
| 旅費 | 27 | 担当職員旅費 |
| 合計額 | 53,332 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|----------------|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 53,332 | 100% | 熊本県水とみどりの森づくり税 |
| 合計 | 53,332 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし)

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |

| | | | | | |
|------|---|---|---|---|---|
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|------|--------------------------------------|---------------------|
| 間伐面積 | 県内民有林における間伐の実施面積 (当事業以外の実施面積を含む。) | 間伐面積 : 5,200ha/年 |

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 目標値 | 間伐面積 : 8,000ha/年 | 間伐面積 : 8,000ha/年 | 間伐面積 : 8,000ha/年 | 間伐面積 : 8,000ha/年 | 間伐面積 : 5,200ha/年 |
| 実績値 | 間伐面積 : 6,074ha | 間伐面積 : 5,629ha | 間伐面積 : 4,056ha | 間伐面積 : 4,057ha | 間伐面積 : 3,648ha |

(7) 職員の配置実績

| 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・事業実施主体（森林組合等）が事業計画承認申請

↓

- ・事業計画承認通知

↓

- ・事業主体が補助金交付申請

↓

- ・交付決定

↓

- ・事業実施主体が事業実施、完了届を提出

↓

- ・完了確認検査、事業実施主体が実績報告を提出

↓

- ・交付確定、補助金支払い

(9) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|-------|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|-------|

| 表題 | 補助金交付申請書について |
|------|--|
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

(発見した事実)

令和6年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業補助金交付申請書において、間伐の着工(予定)年月日が、協定書の締結より前の日付となっている計画書が添付されていた。

(問題点)

「熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業実施要領」に以下が定められている。

(協定の締結)

第7条 事業の実施に当たり、市町村長、森林所有者及び実施主体の三者で、当事業に係る協定(別記第7号様式)を締結するものとする。

別記第7号様式：防災・減災・景観保全森林整備事業の実施に関する協定書

一部の事業者において提出された令和6年度熊本県防災・減災・景観保全森林整備事業補助金交付申請書に添付される防災・減災・景観保全森林整備事業計画書において、間伐の着工(予定)年月日が、協定書の締結より前の日付となっていた。

協定書の締結の趣旨は、事業の実施にあたり、市町村長、森林所有者及び実施主体の三者と協定を締結することで、三者の当該事業に対する理解のもと、事業を円滑に遂行するところにあると考えられる。

仮に着工後に協定書を締結した場合で、協定書締結前の着工で何らかの問題が生じた場合の責任の所在が不明となる。

そのため、着工前に締結することが絶対条件であり、締結をまって着工すべきところであるが、適切でない着工年月日の記載に対し、修正されることなく事務手続きが行われていた。

(改善策)

実施主体が、補助金交付申請を行う際には、事業計画書(別記第8号様式)を添付して、本部長等に提出するものとされている。

別記第8号様式の別紙は施工箇所チェック票となっており、「(1) ①協定を締結した森林であること。」について確認する欄が設けられているが、締結日付と着工(予定)日の整合性について

でも確認する旨の記載が必要と考える。

14. くまもと林業大学校人財づくり事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | くまもと林業大学校人財づくり事業 |
| 担当部署 | 林業振興課 |
| 事業目的 | <p>熊本の成熟した森林資源を積極的に循環利用し、林業の成長産業化と森林管理の適正化を推進するため、「くまもとの森林・林業を守りつなぐ」という人材育成方針のもと、林業に必要な技術と現場力を兼ね備えた即戦力となる人材や、地域の核となる意欲と能力のある林業従事者、熊本の森林を自ら守ることのできる自伐林家など幅広い林業担い手の確保・育成を図る。</p> <p>また、「くまもと林業大学校」を核とした林業担い手確保・育成対策に加速的に取り組むことで、県内の雇用を創出・確保し、県外からの移住を促す効果が図られる。さらに中山間地域の重要な産業である林業が活性化することで、雇用・経済の両面からの地方創生が図られる。</p> |
| 事業内容 | <p>(1) 新規就業者育成コース事業 新規就業希望者（新卒者、就業・転職検討者等）を対象とした長期課程及び短期課程に係る研修就業準備給付金による支援、林業大学校に係る運営・PR経費。</p> <p>(2) 従事者育成コース事業 林業従事者を対象とした基礎課程や指導者育成課程、女性担い手育成研修に係る研修経費ほか。</p> <p>(3) 林業体験・学習コース事業 高校生を対象とした高校生体験研修及び林業就業希望者を対象とした林業トライアル支援に係る経費。</p> |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・森林・林業基本法第6条 他 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 令和元年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託・補助 |
| 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・くまもと林業大学校の運営委託 ・くまもと林業大学校ホームページの保守管理委託 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | | | | | |
|--|------|------|------|------|------|
| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|--|------|------|------|------|------|

| | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 118,295 | 182,022 | 131,319 | 142,094 | 154,014 |
| 決算額 | 104,032 | 132,424 | 128,586 | 116,651 | 136,387 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|--------------|---------|--------------------|
| 報償費 | 383 | 外部委員等への報償 |
| 旅費 | 1,084 | 職員の旅費 |
| 一般需要費 | 457 | 消耗品等購入 |
| 一般役務費 | 857 | 切手代等 |
| 委託料 | 107,744 | くまもと林業大学校の運営委託等 |
| 使用料及び賃借料 | 944 | 高速道路使用料等 |
| 負担金、補助金及び交付金 | 24,917 | くまもと林業大学校研修生への給付金等 |
| 合計額 | 136,387 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|---------|------|------------------|
| 国庫 | 23,506 | 17% | 緑の青年就業準備給付金事業補助金 |
| 県(一般財源) | 112,881 | 83% | |
| 合計 | 136,387 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 決算額 | 73,448 | 81,752 | 81,832 | 87,354 | 107,744 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | ・林業従事者 育成基金 ・(株)熊本日 日新聞社 | ・林業従事者 育成基金 ・(株)熊本日 日新聞社 | ・林業従事者 育成基金 ・(株)熊本日 日新聞社 | ・林業従事者 育成基金 ・SHIN(株) | ・林業従事者 育成基金 ・SHIN(株) |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|--------|----------------|--------|
| 新規就業者数 | 林業に新たに就業した従事者数 | 100人 |

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | 110 | 110 | 110 | 110 | 100 |
| 実績値 | 83 | 77 | 79 | 81 | 73 |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 5人 | 5人 | 5人 | 4人 | 4人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○緑の青年就業準備給付金事業補助金

- ・ (公財)熊本県林業従事者育成基金(以下、育成基金)が計画承認申請書を提出
- ↓
- ・ 計画承認通知を发出
- ↓
- ・ 育成基金が補助金交付申請書を提出
- ↓
- ・ 交付決定通知を发出
- ↓
- ・ 育成基金が実績報告を提出
- ↓
- ・ 交付確定通知を发出、補助金支払い

○くまもと林業大学校【長期課程】

- ・ 育成基金から見積書を徴取、業務委託契約を締結
- ↓
- ・ 育成基金が委託業務を実施、業務完了報告を提出
- ↓
- ・ 検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

15. 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認証業務を除く）

(1) 事業の概要

| | |
|------------|--|
| 事業名 | 県民の未来につなぐ森づくり事業（森林吸収量認証業務を除く） |
| 担当部署 | 森林保全課 |
| 事業目的 | 県民みんなによる森づくり活動の支援及び森林空間整備 |
| 事業内容 | 団体等による森づくりへの支援（補助）、森林環境教育活動への支援（補助）、森林公園整備・活用の支援（補助）、森林インストラクター養成（委託）、森林自然観察・体験教室・森林ガイドの実施（委託）、森林ボランティア活動の支援（委託）、「くまもと森づくり活動の日」の実施（委託） |
| 事業の根拠（法令、条 | ・ 未来につなぐ森づくり事業実施要領 |

| | |
|----------------------|--|
| 例、規則、要綱等) | |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 平成17年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託・補助 |
| 委託内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林インストラクター養成 ・森林自然観察・体験教室・森林ガイドの実施 ・森林ボランティア活動の支援 ・「くまもと森づくり活動の日」の実施 |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 68,195 | 70,799 | 72,399 | 71,745 | 67,245 |
| 決算額 | 54,061 | 57,160 | 61,583 | 67,169 | 61,639 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|------------|--------|-----------------------|
| 報償費 | 21 | 森林インストラクター受講者選考委員報償費等 |
| 旅費 | 1,026 | 職員旅費 |
| 需用費 | 373 | 事務購入等 |
| 役務費 | 132 | 通信費等 |
| 委託料 | 21,921 | 各種業務委託 |
| 使用料及び賃借料 | 67 | 職員交通費等 |
| 負担金補助及び交付金 | 38,099 | 事業補助金等 |
| 合計額 | 61,639 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 61,639 | 100% | |
| 合計 | 61,639 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|---|---|---|---|---|
| 決算額 | 16,175 | 16,093 | 24,848 | 24,612 | 21,921 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県森林インストラクター協会 ・熊本県緑化推進委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県森林インストラクター協会 ・熊本県緑化推進委員会 他 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

県民への森づくり意識の醸成を図るものであり、効果の指数が設定できないため

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○補助事業

- ・ 団体等へ要望調査
- ↓
- ・ 要望内容審査
- ↓
- ・ 補助金交付決定
- ↓
- ・ 事業実施
- ↓
- ・ 実績報告
- ↓
- ・ 検査、交付確定、支払い

○委託事業

- ・ 各種事業（業務）委託発注
- ↓
- ・ 事業（業務）の実施
- ↓
- ・ 事業（業務）完了報告（成果品等提出）
- ↓
- ・ 検査、支払い

(9-1) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|---|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 取引に関する公正性・透明性の確保について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は「森づくりボランティアネット管理運營業務委託」であり、平成 17 年度から継続して、県は公益社団法人（契約当初は社団法人）と随意契約を締結している。

令和 6 年 3 月 14 日に発注者である農林水産部森林局森林保全課が公益社団法人へ見積依頼を送付し、翌 15 日に見積書が提出されている。農林水産部森林局森林保全課は予定価格を積算し予定価格調書を作成したうえで、提出見積と予定価格を比較し、予定価格以下であったため契約手続に移行している。

他方、受注者である公益社団法人の理事長には、当該業務を所管する農林水産部の部長が就任している。委託開始当初（平成 17 年度）は社団法人の理事長を熊本県議会議長が務めていたが、平成 24 年の公益社団法人化後、理事の互選により理事長を選任することとされており、結果として農林水産部長が理事長に選任されている。なお、理事長報酬は無報酬であり、理事長就任前に農林水産部森林局森林保全課は人事課に対し理事長就任の可否について確認を行っている。

(問題点)

当事業の発注責任者は農林水産部森林局森林保全課長であり、事業を受託した公益社団法人の代表者（理事長）は、同課の統括管理者である農林水産部長である。

公益社団法人の代表者（理事長）について、互選による選任、報酬の無償性、人事課の事前確認といった個別事実が存在しても、発注側の統括管理者である農林水産部長が受託先の代表者（理事長）であるため、取引に関する公正性・透明性に関する合理的疑念が生じ、利益相反となる可能性が否定できない。

特に、当事業のような随意契約の場合には、取引に関する公正性・透明性の確保がより強く求められる。

(改善策)

当事業は森林ボランティア活動を推進することにより、県民参加の森づくりへの意識の醸成と

公益的機能の維持増進が発揮される森林づくりの推進を図ることを目的とするものである。公益性の高い事業であり、受託できる団体等は限られることから当該公益社団法人が継続して随意契約により受託していることは理解できる。一方で、そうであるからこそ、より取引に関する公正性・透明性を確保することが重要である。

このため、原則として発注部門の統括管理者およびその上位者が受託者である法人などの代表権者や役員を兼ねないことを規程に明記し、兼務はやむを得ない例外的な場合に限定する必要がある。

また、契約審査は会計管理部門、支出命令の審査は出納部門がそれぞれ行っており、取引の公正性・透明性を担保する体制となっているが、履行確認及び検査は所管課で行われている。

取引の公正性・透明性を確保するために、履行確認及び検査についても所管課外の部門が関与することが有効と思われる。

(9-2) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 参加費について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は「森林自然観察・体験教室及び森林ガイド業務委託」であり、令和6年4月25日付で、県は一般社団法人と随意契約を締結している。当事業のうち「森林自然観察・体験教室」について、受託者は参加者から大人で500円程度の参加費を徴収している。

随意契約前に提出された見積書には当該収入の記載はなく、委託業務完了後に提出される実施報告書にも収入の記載が見当たらない。一方で、報告書に添付された参加者募集チラシには参加費の記載がある。参加人数に単価を乗じて概算したところ、当該教室に係る事業収入は合計で約10万円程度であると推測できる。発注者である県は参加費の存在を把握しており、当該収入を事業経費外の弁当代や材料費などの実費に充当していると受託者の説明について了承している。締結済みの業務委託契約書には、「委託料は〇〇円とする。ただし、業務遂行後、精算額が本条の委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする」との実績精算条項(第3条)と、「検査の結果、契約内容に適合すると認めるときに委託料の額を確定する」との検査・確定条項(第15条)が規定されている。

(問題点)

参加費という事業収入が見積書および実施報告書に反映されていないため、実績精算条項（第3条）に基づく精算の過程で過払いが生じるおそれがある。受託者に収入が発生しているにもかかわらず、精算資料に当該収入を記載しない取扱いが継続した場合、事業経費を実費精算するための委託料が本来より高額となり、結果として二重補填につながるリスクが高まる。

参加費を事業経費外の実費に充当したという説明があるものの、実施報告書に収支明細や証憑を添付していないため、参加費の発生、金額、用途および残余の有無を委託者が検証できない状況が生じている。検査・確定条項（第15条）に基づく検査の実効性は、収入・支出・成果の突合によって担保されるどころ、収入情報の不記載が継続すると、委託料の額の確定に当たり十分な裏付けを得られない状態が続くことになる。

(改善策)

当該委託事業における参加費は少額であり、受託者の説明もある程度合理的であると判断するが、契約条項に基づく精算の適正と説明可能性を確保する観点から、収入の扱いを明確化し、見積から検査・確定までの手続きを統一する必要がある。

参加費等の事業収入の取り扱いを、仕様書・契約書・実施要領に明確に位置づける。具体的には、収入の発生可能性がある業務について、見積段階で「収入見込み額」「収入の帰属」「収入の用途」「残余の扱い（委託料の減額精算または返還を含む）」を必須記載事項として定義し、実施報告段階では収支計算書（収入・支出内訳、充当関係、残余）および証憑の写しを必須添付とし、検査・確定条項（第15条）に基づく検査で当該資料の整合性を突合する手続きを標準化する。

また、契約条項を収入前提の精算方式に合わせて再設計する。収入控除精算方式（発生した収入相当額を委託料から控除したうえで最終精算する方式）を明記するか、収入受託者帰属方式を採る場合でも収入を考慮した必要費用の範囲内で委託料を確定する旨を条文化し、虚偽・不記載・過大精算が判明した場合には、減額・返還・違約金等の適用要件と手続を契約書に明示する。

(9-3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 対象経費について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業は「森林自然観察・体験教室及び森林ガイド業務委託」及び「森林インストラクター養成講座業務委託」であり、それぞれ令和 6 年 4 月 25 日付及び令和 6 年 9 月 6 日付で、県は一般社団法人と随意契約を締結している。

本件の業務委託は、少なくとも直近 3 年以上、単独随意契約として継続している。予定価格の算定に用いた積算資料と、委託先が提出した実績報告書の支出明細を照合すると、総額は概ね一致しているが、費目構成には相違が見られる。積算資料では、体験教室やガイドに係る人件費などの直接費が主要部分を占めている一方で、実績報告書の支出明細では事務局活動経費などの間接費の割合が相対的に大きい。また、支出明細には事業の関連性が低いと思われる「パソコン修理」「PC バージョンアップ」「Office インストール代」「パソコンネットワーク修理」「会計業務委託料（顧問料・決算料）」等の計上がある。

締結済みの業務委託契約書には、「委託料は〇〇円とする。ただし、業務遂行後、精算額が本条の委託料を下回ったときは、その精算額をもって委託料とする」との実績精算条項（第 3 条）と、「検査の結果、契約内容に適合すると認めたときに委託料の額を確定する」との検査・確定条項（それぞれ第 15 条及び第 13 条）が規定されている。

（問題点）

当事業の契約では実費精算により委託料を減額し得る仕組みを備えるが、対象経費の範囲や間接費の扱い、検査における判断基準が仕様書等で明確化されていない。このため、必要経費の線引きが運用上あいまいになっている。

また、予定価格の積算が、継続している随意契約の過去実績を十分に踏まえておらず、直接費中心の積算と、間接費比重が高い実績との間で費目構成の乖離が生じている。とりわけ事務局活動経費は時間×単価の積上げで算定しているにもかかわらず、日当・時間単価の基準規程や作業日報・工数台帳等の裏付け資料が提出されておらず、実費としての妥当性を外形的に確認しにくい。

さらに、「パソコン修理」「ソフト導入・バージョンアップ」「ネットワーク修理」「会計顧問料・決算料」といった当事業には直接関係ないと思われる経費が計上されており、委託目的に直接要した費用と受託者の一般管理費との境界が不明確である。

（改善策）

本件契約は条項構成上、実費弁済型の業務委託と解される。したがって、対象経費は当該事業の遂行に直接必要な費用に限定する運用が相当であり、間接費についても事業に合理的に帰属する範囲にとどめることが必要である。恒常的な一般管理・基盤維持費（例：パソコン修理、汎用ソフト導入、ネットワーク修理、一般の会計顧問料等）は、原則として精算対象外とする取扱いが相当と考える。やむを得ず計上する場合は、本委託に固有であることや便益が委託期間に限定されること等の要件を備えることが妥当と考えられる。

予定価格の積算については、直近実績の費目構成とアウトプット（開催回数、参加者数、ガイ

ド提供時間等)を反映して年次更新し、直接費・間接費の配分および単価前提を精緻化することが必要である。

また、事務局活動経費の算定については、仕様書等において根拠と手続を一定程度制度化することが望まれる。具体的には、職種・役割別の標準単価表(支給基準・積算ロジックを含む)、作業定義と承認フローを備えた工数日報などを提出資料として求めることが適当と考える。以上の整理により、必要経費の線引きが明確になり、積算と精算の接続や検査時の一貫性が向上することが期待される。

(9-4) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|--|
| 表題 | 補助事業における利害関係と委託の適正化について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他() |

(発見した事実)

当事業は、「熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業(県民応援型活動支援)」であり、補助事業である。県は令和6年10月17日付で森林・山村の多面的機能の発展のために活動している任意団体に対して、交付決定を行った。当該団体は補助事業を利用して、自然観察学習会の開催や、間伐材などの森林資源を活用した木工体験の実施に加え、トレッキングコースの草刈りや危険木の伐採を含む整備を行っている。

実績報告書を確認したところ、補助金に対応する経費のうち、相当額が委託費であり、トレッキングコース整備や木工体験準備などの業務について申請団体の代表者が代表取締役を務める株式会社への委託していた。

熊本県県民の未来につなぐ森づくり事業実施要領には、申請団体と委託先との利害関係に関する取扱いが明示されておらず、利害関係者への委託の可否や開示・申告の手続を求める規定が整備されていなかった。

(問題点)

申請団体の代表者と委託先の代表者が同一である関係は、利害関係の存在を推認させる事情に該当し、補助事業に求められる公平性や中立性について外形的な疑義を生じさせるおそれがあると考えられる。公金を原資とする事業において第三者から見た説明可能性が確保されない場合、制度運用への信頼が損なわれるリスクがある。

さらに、利害関係者への委託では市場競争が働きにくく、費目ごとの単価設定や一般管理費の按分根拠の妥当性を第三者の視点で検証することが相対的に難しくなる。競争性が限定される局面ほど、見積と実績の差異や仕様変更の理由を後追いで確認できる資料整備と検証手続の整合が重要になるが、当該年度の運用では十分に制度化されていたとは言い切れない。

(改善策)

県も同様の問題意識を持っており、監査対象の翌年度である令和7年度の実施要領を改訂し、採択要件として以下の内容を追加している。

- ・ 特定の個人、団体、企業の利益を追求する取組でない
- ・ 委託経費は事業費の2分の1以内
- ・ 委託、借上げについては、2者以上の見積り徴収が必要

これにより、公平性と価格妥当性を確保するための基本的な枠組みが整備されたと評価できる。

特定の個人・団体・企業の利益を追求する取組ではないとの要件に関しては、実効性を担保するために、申請時点で利害関係の有無を申告する簡潔な様式を併置することが有効と考える。代表者や役員の兼務、親族関係、実質的支配の有無を記載させ、該当する場合には審査時に当該事実を把握できるようにすることで、採択判断の透明性を高められる。

委託経費の上限規定については、上限の運用に際して委託比率の根拠を簡潔に説明させることが適切と考える。具体的には、事業実施体制と自ら行う作業範囲、委託に付す作業範囲の区分を様式上で示させることで、委託偏重の回避と体制の妥当性の確認が容易になる。

2者以上からの見積徴収については、比較可能性を確保するために、仕様の要点と数量前提、主要費目の積算内訳を簡潔に記載する添付を求めることが有効と考える。相見積が形式的な提出にとどまると価格比較が機能しにくいため、主要な前提条件の一致を担保する最小限の情報項目を明示する運用が適当である。

上記の3点に加えて、利害関係者への委託を例外的に認める場合には、見積と実績の差異を簡潔に整理する様式を用いて、数量や単価の変更理由を記録として残す取扱いを併せると、外形的な疑義に対する説明可能性を補強できると考える。

(9-5) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 効果指数の設定について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 |

| | |
|--|---------|
| | ⑨その他（ ） |
|--|---------|

(発見した事実)

当事業は、県民への森づくり意識の醸成を図ることを主たる目的としており、具体的には、森林自然観察や体験教室の実施等を行っている。また、成果を捉えることが困難であるとして、効果指数を設定していない。

(問題点)

一般的に環境に関する社会課題は、短期的に解決できるものではなく、長期的な視点に立って解決を目指すものであるため、環境問題に対する取り組みや事業は、将来にわたって永続的に実施されていくものと考えられる。また、事業を継続していく中では、より良い事業となるよう形を変えていくことも必要と考えられる。

そのためには、事業を実施した結果を分析し、得られた結論を次の事業計画に織り込んでいくこと、いわゆる PDCA サイクルの考え方が重要となる。

現状では、P (計画) 及びD (実施) は実行されているものの、効果指数の設定がなく、フィードバックが得られていないため、C (分析) が不十分となり、結果としてA (再実施) に繋げることが困難になっていると考えられる。

(改善策)

PDCA サイクルを通じて事業の有効性を高めていくため、効果指数を設定する必要があると考えられる。

16. 保安林整備事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 保安林整備事業 |
| 担当部署 | 森林保全課 |
| 事業目的 | 機能が低下した保安林において改植や本数調整伐などの森林整備を行うことにより保安林機能の維持増進を図る。 |
| 事業内容 | 保安林機能の維持増進に資するための森林整備の実施及びそのための調査業務。 |
| 事業の根拠 (法令、条例、規則、要綱等) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 10 条の 15 ・ 民有林補助治山事業実施要領 ・ 熊本県営治山事業実施要領 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 3 章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 令和 2 年度以前 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | ・ 保安林整備事業計画情報調査業務、 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・保安林整備事業等調査業務 ・保安林整備業務 |
|--|---|

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 509,138 | 663,563 | 638,580 | 505,837 | 475,250 |
| 決算額 | 220,249 | 310,090 | 302,008 | 248,564 | 303,773 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|---------|---------|
| 旅費 | 604 | 職員旅費 |
| 需用費 | 237 | 事務用品購入等 |
| 役務費 | 22 | 通信費等 |
| 委託料 | 302,896 | 各種業務委託 |
| 使用料及び賃借料 | 14 | 職員交通費等 |
| 合計額 | 303,773 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|---------|------|-----------|
| 国庫 | 142,178 | 47% | 民有林補助治山 他 |
| 県 (一般財源) | 16,495 | 5% | |
| 県 (県債) | 145,100 | 48% | |
| 合計 | 303,773 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|--|--|--|--|--|
| 決算額 | 140,253 | 309,416 | 295,361 | 247,718 | 302,896 |
| 契約方法 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 |
| 委託先 | <ul style="list-style-type: none"> ・熊本県森林組合連合会 ・各地域の森林組合 ・測量設計コンサルタント |

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|------------|--|---|
| 再造林面積・間伐面積 | 県内民有林における再造林及び間伐の実施面積 (当事業以外の実施面積を含む。) | 再造林面積 : 1,400ha/年 間伐面積 : 5,200ha/年 |

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|--|--|--|--|---|
| 目標値 | 再造林率(面積) : 70% (1,400ha/ 年) 間伐面積 : 8,000ha/年 | 再造林面積 : 1,400ha/年 間伐面積 : 5,200ha/年 |
| 実績値 | 再造林面積 : 735ha 間伐面積 : 6,074ha | 再造林面積 : 948ha 間伐面積 : 5,629ha | 再造林面積 : 1,048ha 間伐面積 : 4,056ha | 再造林面積 : 1,000ha 間伐面積 : 4,057ha | 再造林面積 : 集計中 間伐面積 : 集計中 |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・保安林整備事業計画情報調査業務委託
- ↓
- ・保安林整備事業実施個所の詳細測量調査
- ↓
- ・保安林整備事業業務委託発注
- ↓
- ・事業（業務）の実施
- ↓
- ・事業（業務）完了報告（成果品等提出）
- ↓
- ・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|--|
| 表題 | 調査報告書の記載水準の見直しについて |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 |

| | |
|--|--|
| | ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |
|--|--|

(発見した事実)

当事業は「保安林整備事業計画情報調査業務委託」であり、公益的機能が低下した保安林について情報収集と調査を行い、その機能回復に向けた整備事業に関する計画概要書および実施計画書に必要な情報を把握することを目的とする業務委託である。

県は入札を実施し、令和6年5月15日付で受託者と委託契約書を締結した。受託者は仕様書に基づいて調査を進め、令和7年3月17日に調査報告書を提出している。

当該報告書には、施行予定箇所に関する情報収集の結果、計画概要書の資料、実施計画書の資料等が整理されている。地域の地図、林内の状況、保全対象の写真などが掲載され、仕様書に掲げる主要な構成要素を備えていることが確認できる。

他方で、写真の撮影日時や撮影場所の詳細の記載がなく、写真から読み取れる状況や評価の説明が付されていない。さらに、調査の体制や日程、所要時間、具体的な方法といった基本的な記録が示されておらず、外形的には地図と写真を中心とした構成に見える。県へのヒアリングによれば、受託者とは調査期間中や検査の過程で複数回の打合せを行い、詳細な説明を受けており、報告書に明記はなくとも仕様書の成果物要件は満たしているとの見解が示されている。

(問題点)

調査報告書のみで妥当性を検証しようとする、写真や調査の裏付けとなる基本情報が不足しているため、第三者が調査の経緯や判断の妥当性を追跡しにくい。ここでいう基本情報とは、撮影の日時と場所、撮影者、写真に写っている対象の説明、調査の実施日、体制、所要時間、手順などである。これらが整っていないため、現況の判断と計画資料の内容がどのように結びついているのかが読み取りづらく、成果物としての説得力が弱まっている。

また、受入検査の段階で口頭説明に依存する運用が続いており、調査の記録や打合せでの合意事項といった証跡が、報告書や付属資料に十分に組み込まれていない。担当者が交代した場合や将来の監査、翌年度以降のモニタリングにおいて、同一地点を再度特定し比較するための基盤情報が不足するおそれもある。

(改善策)

仕様書と検収要領に文書化の要件を明確に定義することが必要である。調査の目的、範囲、手法、サンプリングの考え方、体制、スケジュール、品質管理を記載した調査計画書の提出を必須とし、実施段階では「いつ、どこで、誰が、何を、どのくらいの時間」行ったかを時系列で記録するとともに、写真については撮影日時、位置情報、撮影者、天候、撮影方向、写っている対象、観察した内容などを記載することで撮影した意図などを明確にする。打合せの議事要旨や合意事項は技術メモとして整理し、報告書の付属資料として納品させる。

検収の実効性を高めるために、必要な記載事項の充足、写真・説明・位置情報の突合、議事録の添付状況を確認するチェックリストを用い、抽出地点での現地確認の手順と割合を定める。これまで口頭で補ってきた説明内容を文書に整理し、報告書付属の技術メモとして一体化することで、監査や引継ぎ、翌年度のモニタリングに支障が生じない体制を整えることが必要である。

17. 水産多面的機能発揮対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 水産多面的機能発揮対策事業 |
| 担当部署 | 水産振興課 |
| 事業目的 | 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する「環境・生態系保全」、「海の安全確保」に係る活動への支援を通じ、水域や水辺、水産業の多面的機能が効果的、効率的に発揮され、水産業・漁村の活性化を図ることを目的とする。 |
| 事業内容 | 漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する「環境・生態系保全」、「海の安全確保」に係る活動について、市町村及び活動団体等に対し適宜指導を行う。また、熊本県漁業協同組合連合会が事務局を担う、「熊本県水産多面的機能発揮対策協議会」に対し、国及び県は交付金、市町は負担金を支出し、協議会が活動組織に対して交付金として支援する。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱 ・水産多面的機能発揮対策交付金交付等要綱の運用 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 |
| 事業開始年度 | 平成25年度 |
| 事業実施方法 | 補助 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 20,904 | 19,600 | 22,143 | 19,599 | 19,599 |
| 決算額 | 14,375 | 17,276 | 18,106 | 18,077 | 17,227 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|--------|-----------------|
| 交付金 | 15,226 | 活動組織の活動に係る経費の支援 |
| 交付金(政策論議枠分) | 1,959 | 活動組織の活動に係る経費の支援 |
| 都道府県推進事業 | 42 | 職員の行動費 |
| 合計額 | 17,227 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----|----|----|----|
| | | | |

| | | | |
|---------|--------|------|----------------|
| 国庫 | 42 | 0% | 水産多面的機能発揮対策交付金 |
| 県（一般財源） | 17,185 | 100% | |
| 合計 | 17,227 | 100% | |

(5) 委託料等の推移（該当事項なし）

（単位：千円）

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

当事業は国事業による交付と一体となって地方公共団体の追加交付を行うものであり、事業目的・運用は国事業に則って行われるものであるため、県独自の指数の設定は行っていない。

(指数の推移)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| 年度 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・熊本県水産多面的機能発揮対策協議会（以下「協議会」という。）が交付申請書を提出
- ↓
- ・交付決定
- ↓
- ・協議会が活動組織に交付決定、活動組織における事業実施、協議会へ実績報告
- ↓
- ・協議会が実績報告書を提出
- ↓
- ・交付確定、協議会に交付金支払い

(9) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|---|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 補助金交付団体への指導について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

水産多面的機能発揮対策事業は、「熊本県水産多面的機能発揮対策協議会」（以下協議会という）に対し、国及び県は交付金、市町は負担金を支出し、協議会が活動組織に対して交付金として支援するものである。

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると規定されている（熊本県水産多面的機能発揮対策協議会規約第24条）。令和5年度事業実績及び収支決算の議案について、事業年度末である令和6年3月31日より8ヶ月経過後の令和6年11月15日開催の総会によって決議されており、監事による監査報告書の提出日は、事業年度終了後7ヶ月後の令和6年10月31日となっている。

(問題点)

協議会が活動組織に対して支援した交付金は、国・県の交付金及び市町の負担金より構成されている。そのため、交付金が適時適切に活動組織に交付されたのか協議会の財産状況に問題はないのか、等について県としても確認する必要がある。

熊本県水産多面的機能発揮対策協議会規約（平成25年5月24日制定 令和6年2月27日一部改正）に以下の規約がある。

| |
|--|
| 第29条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催日の14日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。 (1) 年度事業報告書 (2) 収支計算書 (3) 正味財産増減計算書 (4) 貸借対照表 (5) 財産目録 2 監事は前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。 |
|--|

上記のとおり、現在の規約によれば、事業年度終了後いつまでに第 29 号に規定する書類について監査を受けた結果を総会に提出しなければならないとの定めがないため、今回のように事業年度終了後 8 ヶ月経過後であっても規約上、問題はない。

しかし、協議会が受け入れた交付金が適切に運用され、財産状況に問題がないのかを確認するためには、タイムリーな総会への報告及び監査の実施が必要である。

(改善策)

交付金の使途を把握するためにも、適時適切な時期に通常総会開催がされるように、協議会に指導を行う必要がある。

V. 安全で快適な生活環境の確保

1. 地下水位観測井管理事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 地下水位観測井管理業務 |
| 担当部署 | 環境立県推進課 |
| 事業目的 | 地下水の水量の状況の監視 |
| 事業内容 | 熊本県地下水保全条例で指定する重点地域及び指定地域において、県の観測井戸を設置し、地下水位の変動を常時観測する。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・熊本県地下水保全条例第36条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第4章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 昭和57年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | ・34ヶ所の観測井の地下水位観測及び結果の取りまとめ ・観測機器のメンテナンス及び修繕 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|--------|-------|
| 予算額 | 6,512 | 4,671 | 5,080 | 11,552 | 6,440 |
| 決算額 | 6,423 | 4,549 | 5,024 | 11,315 | 6,351 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-------|------------------|
| 旅費 | 75 | 観測井点検に係る出張旅費 |
| 一般需用費 | 17 | 観測機器修繕費等 |
| 委託料 | 6,083 | 地下水位観測業務及び水位計等交換 |
| 一般役務費 | 170 | 電話等通信費 |
| 使用料及び賃借料 | 7 | 個人所有地への賃借料 |
| 合計額 | 6,351 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県（一般財源） | 6,351 | 100% | |
| 合計 | 6,351 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|--------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 決算額 | 4,950 | 3,756 | 4,215 | 10,477 | 6,083 |
| 契約方法 | 一般競争入札 | ①一般競争入札 ②随意契約 (※) | ①一般競争入札 ②随意契約 (※) | ①一般競争入札 ②随意契約 (※) | ①一般競争入札 ②随意契約 (※) |

| | | | | | |
|-----|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 委託先 | (株)協和計器 | ①(株)協和計器 ②(株)協和計器 | ①(株)協和計器 ②(株)協和計器 | ①(株)協和計器 ②(株)協和計器 | ①(株)協和計器 ②(株)協和計器 |
|-----|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|

(※) 修繕（水位計交換）については、上記委託先のみが県内で唯一機器を取り扱っているため
単独随意契約となっている。

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類（設定なし）

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

条例に定められた地下水位の監視業務であり、効果を示す指数を設定することは困難であるため。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・受託業者の選定に係る入札事務
- ↓
- ・契約締結後、受託業者による準備行為
- ↓
- ・契約期間における業務の実施、業務完了報告
- ↓
- ・検査・委託料支払い

(9-1) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|--|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 測定機器の更新について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 |

| | |
|--|---|
| | ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |
|--|---|

(発見した事実)

現行機器は耐用年数を大幅に超えているため、水位のずれ等の不具合が頻繁に発生しており、修繕に係る費用も突発的に生じている。

(問題点)

地下水に関する県民の関心が高い中、地下水位の観測や情報発信については着実に実施する必要があるが、現行機器は耐用年数を大幅に超え老朽化しているため、適時・適切な情報発信に支障となる恐れがある。

(改善策)

計画的に老朽化した機器の更新を図るべきと思われる。

また、更新にあたっては、長期的に維持管理費用を抑える観点から DX 化を進めるのがよいと思われる。

現行機と通信一体型水位計 (DX) の概要は以下のとおりである。

| 機種 | 通信一体型水位計 (DX) | 現行機 |
|-----------|----------------------------------|--------------------------------|
| 1 台当たり金額 | 約 2,000 千円 | 約 3,000 千円 |
| メンテナンスの頻度 | 3 か月に 1 回 | 月 1 回 |
| 内容 | 通信型により、水位のみでなく電源電圧の状態もリモートで確認可能。 | 耐用年数を大幅に超えているため、水位のずれ等の不具合が頻繁。 |

現行機と通信一体型水位計 (DX) の保守料は以下のとおりである。

| | 通信一体型水位計 (DX) | 現行機 |
|-----------|-------------------|-------------------------|
| 機器保守料 | 2,100 千円 (積算値) | 4,950 千円 (令和 7 年度実績) |
| 通信保守料 | 1,110 千円 (積算値) | 1,230 千円 (令和 7 年度実績) |
| 合計 | 3,210 千円 | 6,180 千円 |
| 年間のコスト削減額 | △2,970 千円 | — |

機器保守料の差額は主にメンテナンス頻度の違いによるものである。

総務省のデジタル活用推進事業債を活用すると 45%補助対象となるため、仮に 34 台 (現在の設置数) 通信一体型水位計に更新した場合

(投資額)

2,000千円×34台×(1-0.45) = 37,400千円

(年間のコスト削減額)

2,970千円

(回収期間)

37,400千円÷2,970千円=12.6年

コスト面でも13年ほどで回収可能であると試算できる。

(9-2) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 熊本市との連携について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

県と同様に地下水を観測している熊本市とは、「くまもとデータ連携基盤共通ダッシュボードサービス」において表示の一元化などの連携を行っている。

(問題点)

「くまもとデータ連携基盤共通ダッシュボードサービス」において表示の一元化は図られているが、県と熊本市の観測地点が一部、隣接している。

(改善策)

観測機器の更新や観測地点の見直しを図るにあたっては、熊本市とのより一層の連携を図る必要がある。

2. くまもと地下水財団支援事業

(1) 事業の概要

| | |
|------|--------------------------------|
| 事業名 | くまもと地下水財団支援事業 |
| 担当部署 | 環境立県推進課 |
| 事業目的 | 熊本地域の地下水保全推進体制を担う組織としての公益財団法人く |

| | |
|----------------------|---|
| | まもと地下水財団（以下、「財団」という。）に対する運営支援。 |
| 事業内容 | 財団の賛助会規約に基づく負担金の負担 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・熊本県地下水保全条例第5条の2 ・熊本地域地下水総合保全管理計画及び第3期行動計画 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第4章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 平成24年度 |
| 事業実施方法 | 負担金 |
| 委託内容 | — |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|--------|
| 予算額 | 4,836 | 6,186 | 5,876 | 8,246 | 10,324 |
| 決算額 | 4,836 | 6,186 | 5,876 | 8,246 | 10,324 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度) (単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|--------|-------------|
| 負担金、補助及び交付金 | 10,324 | 財団に対する負担金交付 |
| 合計額 | 10,324 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 10,324 | 100% | |
| 合計 | 10,324 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし) (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 決算額 | — | — | — | — | — |
| 契約方法 | — | — | — | — | — |
| 委託先 | — | — | — | — | — |

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|---------------|--------------------------|------------------------------|
| 財団による水田湛水事業実績 | 財団が実施している水田湛水事業による地下水涵養量 | 430万 ³ m (R6年度年度) |

② 指数の推移 (単位：万³m)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | 230 | 280 | 330 | 380 | 430 |
| 実績値 | 216 | 230 | 229 | 400 | 627 |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・財団において、当該年度の事業費の算定及び各負担者（県及び熊本地域 11 市町村）に対する負担金額の提示を行う。
- ↓
- ・負担金の支払い。
- ↓
- ・年度途中で不足額が生じた場合、財団から県及び熊本市に対し追加負担の請求。
- ↓
- ・負担金の支払い。

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|--|
| 表題 | 負担金割合について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

(発見した事実)

財団の概況は以下のとおりである。

| | |
|-------|--|
| 設立年月日 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 目的 | 熊本地域の人々の暮らしを始め、農、工業など産業活動の礎である地下水について、地域の住民・事業者及び行政機関等それぞれが、この地域の大地に地下水の広がりがあることを再認識し、一つの共同体として、地下水の健全な循環環境の整備に取り組むことにより、地下水と地域社会の永続的な調和を図ること。 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下水環境調査研究事業 ・地下水質保全対策事業 ・地下水涵養推進事業 ・地下水採取・使用適正化推進事業 |

| | |
|--------|--------------------|
| 所管官庁 | 環境立県推進課 |
| 主たる事務所 | 熊本市中央区安政町 8 番 16 号 |
| 理事長 | 熊本市長 |
| 副理事長 | 熊本県副知事 他 2 名 |

財団設立時の「熊本地域の地下水保全に係る新しい推進組織についての基本合意」は以下のとおりである。

| |
|--|
| <p>Ⅲ 新推進組織の財源について</p> <p>2 負担金に関する基本的な考え方は次のとおりとする。</p> <p>(1) 負担金は、水道事業者の地下水取水量等に応じ負担する「事業負担金」と新財団の事務局の運営経費に係る「運営負担金」の合計額とする。</p> <p>(2) 事業負担金は、新財団が実施予定の事業の中で、県及び市町村が合意した事業経費を総取水量で除した単価（以下「基準単価」という。）を定めるものとし、新財団発足初年度及び次年度においては、想定される事業費から 1 m³当たり 0.3 円を基準単価とする。</p> <p>(3) 新財団発足初年度及び次年度の運営負担金は、熊本市を除く 10 市町村が各 20 万円を負担し、運営負担額との差額の負担については熊本市及び熊本県が協議して決定する。</p> <p>(4) 新財団発足(平成 24 年度)から 2 ヶ年度を経過した後(平成 26 年度以降)の負担金の金額及び算定方法については、事業の実績や需要、協力金等の収入の実態を踏まえ、新財団発足から 1 年を経過した後(平成 25 年度)に再度検討する。</p> <p>(注) 協力金：民間取水者からの寄付金</p> |
|--|

(問題点)

運営負担額（財団事務局の運営経費）の見直しはこれまで行われていない。

運営負担額についての過去 5 年間の負担割合は以下のようになっている。

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 熊本県 | 4,485 | 5,564 | 5,440 | 6,866 | 9,918 |
| 熊本市 | 4,485 | 5,564 | 5,440 | 6,866 | 9,918 |
| 10 市町村 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 |

県と熊本市以外の 10 市町村は一律 20 万円の負担であり、最終不足額は県と熊本市で各々 1/2 負担している。

近年の半導体関連企業の進出により財団の事業費が急激に増加し、県と熊本市の負担が増加している。

(改善策)

財団設立時の「熊本地域の地下水保全に係る新しい推進組織についての基本合意」に基づき、県及び熊本市を含 11 市町村で応分の負担がなされるよう見直しを行う必要がある。

なお、令和 7 年度の県の負担金は予算ベースで 24,000 千円程になっている。

3. 大気汚染監視調査事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 大気汚染監視調査事業 |
| 担当部署 | 環境保全課 |
| 事業目的 | 大気環境の保全を目的として、大気汚染状況の常時監視を実施する。 |
| 事業内容 | 大気汚染防止法に基づき、県下主要地域の大気環境を常時監視するために、大気環境監視システムの管理運営を行う。(県設置：20局(一般環境局19局、自動車排ガス測定局1局)、測定項目：微小粒子状物質等8項目) |
| 事業の根拠(法令、条例、規則、要綱等) | ・大気汚染防止法第22条 ・環境保全協定(県・荅北町・九州電力) |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第4章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 昭和48年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 大気環境監視 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 46,185 | 45,366 | 44,967 | 42,147 | 39,174 |
| 決算額 | 45,242 | 45,179 | 42,706 | 40,839 | 38,134 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|--------|------------------------------|
| 旅費 | 100 | テレメータデータ処理・システム障害等緊急時対応 |
| 一般需用費 | 3,903 | 測定機器修理部品代、測定局電気代 |
| 一般役務費 | 2,355 | 電話代、郵送料、測定局から中央監視局との通信利用料金 |
| 委託料 | 26,506 | 自動測定局測定機保守業務、大気汚染常時監視に附帯する業務 |
| 使用料及び賃借料 | 5,268 | テレメータシステムリース、高速料金 |
| 合計額 | 38,134 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 38,134 | 100% | |
| 合計 | 38,134 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 決算額 | 29,797 | 29,966 | 27,744 | 26,464 | 26,506 |

| 契約方法 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 |
|------|---------------------------------|---------------------------------|--|---------------------------------|--|
| 委託先 | ・(株) 旺計社 ・(株) システム ニシツウ 他 | ・(株) 旺計社 ・(株) システム ニシツウ 他 | ・グリーンブルー (株) ・(株) システム ニシツウ 他 | ・(株) 旺計社 ・(株) システム ニシツウ 他 | ・グリーンブルー (株) ・(株) システム ニシツウ 他 |

(6) 事業効果とその推移

(効果指数の種類)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----------|--------------------------------|--------|
| 環境基準の達成率 | 項目によって各々の基準が定められており、その達成率を毎年把握 | 100% |

(指数の推移)

※環境基準は、多数の項目毎に基準が定められているが、一般的な項目である二酸化硫黄を示す。

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 実績値 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 | 1 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・入札事務、契約締結、業務実施

↓

- ・調査結果の集計、環境基準の達成状況の評価

↓

- ・環境省への結果報告、大気・化学物質・騒音等環境報告書での結果公表

(9-1) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 業務完了報告書等について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 |

| | |
|--|----------|
| | ⑨その他 () |
|--|----------|

(発見した事実)

当事業を確認したところ、令和6年度大気汚染監視自動測定機等の保守点検整備業務委託契約を行っている事業者から県に提出される書類には「請求書」「業務完了届」「大気汚染自動測定機随時点検・軽微修理報告書」等、多数の書類があるが、事業者による提出日の記載がいずれの書類にもなかった。

(問題点)

いずれも日付を記載する様式であるが空白のままであったことから、本来は日付を記載すべきところ、記載が省略されてしまっていると思われる。

(改善策)

県としての受付印に日付の記載はあるものの、様式に記載があることから、事業者の提出日の記載が必要である。

特に「請求書」「業務完了届」に関しては、年度内になされたものかなど、日付が重要な意味合いを持つため、提出日の記載が漏れないよう注意することが必要である。

(9-2) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 予定価格の積算について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

当事業を確認したところ、大気汚染常時監視ネットワーク施設の賃借料の設計において、2年間の緊急点検の員数のべが〇人とされていたが、これは同じ2年間の定期点検の員数のべ〇人と一致していた。定期点検については全6ルートを年2回点検することで2年間では△人。これに一定の調整率を乗ずることで〇人としているが、緊急点検も同じ算定式であった。

(問題点)

緊急のものが定期のものと同じ作業量というのは通常考えられない。業者からの見積書にも緊

急点検の人員については定期点検よりも少ない人員で2人日とされており、大きな隔りがある。

(改善策)

過去数年間の緊急点検における人員数の実績の平均値などを基に、積算することが必要である。

4. 自動車交通公害対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 自動車交通公害対策事業 |
| 担当部署 | 環境保全課 |
| 事業目的 | 自動車騒音の状況の常時監視は、全国の自動車騒音の状況を継続的、統一的に把握し、自動車単体規制強化等の国の自動車騒音対策の基礎資料を得るとともに、各地方自治体でも問題地域の把握や各種騒音対策を実施していくために行う。 |
| 事業内容 | 調査計画に基づき、県内（町村区域のみ）1,424kmの道路交通騒音について、原則5年で県内全域を把握する。方法は以下のとおり。 ①評価対象区間の土地利用状況、交通量、交通速度、建物等を調査し、必要に応じて騒音強度を測定する。 ②評価対象区間において面的評価を行い、基準達成状況を把握する。 ③評価結果については国等に報告するとともに、県においても公表する。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・騒音規制法第18条 ・環境基本法第16条（騒音に係る環境基準） |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第4章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 平成12年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | ①評価対象区間の土地利用状況、交通量、交通速度、建物等を調査し、必要に応じて騒音強度を測定する。 ②評価対象区間において面的評価を行い、基準達成状況を把握する。 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 3,222 | 3,064 | 3,169 | 2,083 | 2,434 |
| 決算額 | 2,868 | 3,063 | 2,192 | 2,079 | 1,925 |

(3) 事業費の内訳（R6年度）

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|----------------|
| 委託料 | 1,925 | 自動車騒音の常時監視の委託費 |
| 合計額 | 1,925 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 1,925 | 100% | |
| 合計 | 1,925 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|
| 決算額 | 2,860 | 3,059 | 2,189 | 2,299 | 1,925 |
| 契約方法 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 |
| 委託先 | (株) 静環検査センター | (有) 日本交通流動リサーチ | (株) 静環検査センター | (株) 静環検査センター | (株) 静環検査センター |

※R5年度は他事業の予算を合わせて支出しているため、本表の決算額と「(2) 事業費の推移」の決算額は一致しない。

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----------|---|--------|
| 環境基準の達成率 | 自動車騒音については、区域や時間の区分で基準が定められており、その達成率を毎年把握 | 100% |

② 指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 実績値 | 97.3% | 93.9% | 99.7% | 99.9% | 83.5% |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 監視対象道路の詳細を把握し、評価区間の設定を行い、騒音強度実測の必要性を検討し、今年度の調査計画を策定。

↓

- ・ 入札事務、委託業務の実施。

↓

- ・ 本県及び各市の前年度調査結果のとりまとめ。

↓

- ・ 前年度調査結果を環境省へ報告し、環境白書及び大気・騒音調査結果報告書に掲載。

↓

- ・来年度の調査計画（案）を作成。

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

5. ダイオキシン類対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | ダイオキシン類対策事業 |
| 担当部署 | 環境保全課 |
| 事業目的 | 平成 11 年 7 月 12 日にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、環境中のダイオキシン類濃度の常時監視と廃棄物焼却炉等の発生源対策が県知事の事務となった（平成 12 年 1 月 15 日施行）。県においては法律に規定された環境基準等を担保するため、県知事の義務である大気や水等の常時監視調査を行う。また、特定施設を設置した事業者に対して立ち入り検査を実施し、排出基準の遵守を確認する。 |
| 事業内容 | 法に規定された大気、水質等の常時監視及び廃棄物焼却炉等の発生源への立入調査等を主に実施する。常時監視は、前年度に策定した調査計画に基づき、県下を 4 つのブロックに分けて毎年度 1 ブロックずつ 4 年で県内の状況・変化を把握できるよう調査を行う。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 4 章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 平成 12 年度 |
| 事業実施方法 | 委託 |
| 委託内容 | 大気環境、土壌、公共用水域水質（河川）、公共用水域底質（河川）、地下水のダイオキシン類の測定 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 2,668 | 2,216 | 2,482 | 2,427 | 1,913 |
| 決算額 | 2,426 | 1,854 | 2,033 | 2,086 | 1,757 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|------------------------------------|
| 旅費 | 45 | 環境調査（地点予備調査）及び試料採取立ち会い 工場・事業場指導 |
| 一般役務費 | 62 | 公用携帯 |
| 委託料 | 1,650 | 常時監視委託 |
| 合計額 | 1,757 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 1,757 | 100% | |
| 合計 | 1,757 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 決算額 | 1,749 | 1,760 | 1,760 | 1,650 | 1,650 |
| 契約方法 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 |
| 委託先 | 東和環境科学 (株) | 東和環境科学 (株) | 東和環境科学 (株) | 東和環境科学 (株) | 東和環境科学 (株) |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----------|--|--------|
| 環境基準の達成率 | 大気・水質 (河川、地下水)・底質・土壌の各々の基準が定められており、その達成率を毎年把握。 | 100% |

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 実績値 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○常時監視 (環境モニタリング) 調査委託

- ・入札事務、契約締結、委託業務の実施

↓

- ・前年度調査結果を環境省へ報告、環境白書及び大気・騒音調査結果報告書へ掲載

↓

- ・来年度の調査計画の策定

○発生源対策 (特定施設 (排出ガス、排水))

- ・届出指導、立入調査の実施 (通年)

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

6. 環境放射能水準調査事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 環境放射能水準調査事業 |
| 担当部署 | 環境保全課 |
| 事業目的 | 自然及び人工放射性物質の分布状況を把握するために実施。 |
| 事業内容 | 降水について全ベータ放射能調査、降下物・大気浮遊じん・陸水・米・野菜・牛乳・茶・土壌について核種分析調査、県内6地点（宇土市、荒尾市、八代市、熊本市、天草市、水俣市）について空間放射線量率調査を実施。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・原子力基本法第3条の2 ・原子力規制委員会設置法第4条 ・大気汚染防止法第22条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第4章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 平成元年度 |
| 事業実施方法 | 直営、委託 |
| 委託内容 | モニタリングポストの保守点検 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|-------|--------|--------|-------|
| 予算額 | 14,442 | 9,530 | 12,217 | 26,091 | 7,377 |
| 決算額 | 13,906 | 8,585 | 11,525 | 25,626 | 6,868 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|--|
| 旅費 | 188 | 試料採取の交通費、環境放射能分析研修、放射能技術検討会 |
| 一般需用費 | 1,024 | 理化学材料等、電気代 |
| 一般役務費 | 582 | モニタリングポスト通信費、試料等運搬費 |
| 委託料 | 1,923 | Ge半導体検出器点検校正、サーベイメーター点検校正、モニタリングポスト及びサーベイメーター運搬処分費 |
| 報酬 | 1,915 | 補助者賃金 |
| 期末手当 | 422 | 補助者賃金 |
| 勤勉手当 | 354 | 補助者賃金 |
| 職員共済費 | 148 | 補助者共済費 |
| 一般共済費 | 289 | 補助者共済費 |
| 旅費 | 20 | 補助者通勤手当 |

| | | |
|-----|-------|--|
| 合計額 | 6,868 | |
|-----|-------|--|

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-------|------|--------------|
| 国庫 | 6,868 | 100% | 環境放射能水準調査委託金 |
| 県 (一般財源) | — | — | |
| 合計 | 6,868 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|---|---|---|---|-------------------------------------|
| 決算額 | 9,372 | 4,737 | 7,590 | 8,231 | 1,923 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | ・(株)イケダ化学 ・ミリオンテクノ ロジーズ・キャン ベラ (株) | ・(株)イケダ化学 ・ミリオンテクノ ロジーズ・キャン ベラ (株) | ・(株)イケダ化学 ・ミリオンテクノ ロジーズ・キャン ベラ (株) | ・(株)イケダ化学 ・ミリオンテクノ ロジーズ・キャン ベラ (株) 他 | ・ミリオンテク ノロジーズ・キ ャンベラ (株) 他 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

過去のデータとの比較を行い、問題ないことを確認しているため。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・原子力規制委員会 (事務局：原子力規制庁) から県に調査を委託
- ↓
- ・環境保全課から保健環境科学研究所へ調査を依頼
- ↓
- ・保健環境科学研究所にて調査・分析、環境保全課に報告

- ↓
- ・原子力規制庁へ報告、原子力規制庁と県で結果を公表
 - ・保健環境科学研究所から日本分析センターへ試料を送付
- ↓
- ・日本分析センターにて分析、原子力規制庁へ報告

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

7. 硝酸性窒素対策事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 硝酸性窒素対策事業 |
| 担当部署 | 環境保全課 |
| 事業目的 | 地下水の硝酸性窒素汚染について地域の社会的特性、汚染実態、発生源等の状況に応じた実効性のある対策を推進する。 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・地下水調査 ・硝酸性窒素削減対策会議の開催 ・土壌分析及び市町村個別計画策定支援 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法第15条 ・熊本県地下水保全条例第21条の5 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第4章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 平成26年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | 土壌採取、土壌分析 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 2,486 | 4,022 | 5,034 | 4,056 | 3,511 |
| 決算額 | 453 | 1,537 | 3,417 | 2,500 | 2,448 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|------------------|
| 旅費 | 272 | 調査、会議出席等に伴う旅費 |
| 一般需用費 | 533 | 地下水(硝酸)調査に伴う試薬代等 |
| 委託費 | 1,479 | 土壌採取、土壌分析 |
| その他 | 163 | 報償費、一般役務費、使用料 |
| 合計額 | 2,448 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 2,448 | 100% | |
| 合計 | 2,448 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|-----------------------|-----------------------|
| 決算額 | — | — | — | 1,335 | 1,479 |
| 契約方法 | — | — | — | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | — | — | — | ・肥後生科研(株) ・(株)アバンス | ・肥後生科研(株) ・(株)アバンス |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|--------------|------------|-------------|
| 硝酸性窒素基準超過井戸数 | 熊本地域の超過井戸数 | 全ての井戸で基準を満足 |

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | 0% | 0% | 0% | 0% | 0% |
| 実績値 | 15.5% | 11.7% | 12.9% | 16.2% | 16.0% |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 職員数等 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・関係市町村と調査地点の協議、計画策定

↓

- ・見積徴取、契約締結、委託業務実施。保健環境科学研究所にて分析業務実施

↓

- ・調査結果を集計、地下水については環境基準の達成状況を評価

↓

- ・関係市町村への結果報告、水質調査報告書として結果を公表

(9) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|-----------|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 契約の単位について |

| | |
|------|--|
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |
|------|--|

(発見した事実)

令和6年度土壌等分析業務委託契約を確認したところ、土壌分析と堆肥分析に関する単価契約であった。結果的に、堆肥分析を希望する農家等がいなかったため、土壌分析のみの業務委託となった。なお、令和5年度についても同様に土壌分析のみとなっていた。

当業務委託契約は予定価格（単価×予定検体数で算定）が100万円以下のため3社からの複数見積を行い、予定価格の範囲内かつ最低限の見積を提出した業者と契約を行った。

(問題点)

土壌分析と堆肥分析を合わせたところの総額で最も安価な業者と契約していたが、実際には土壌分析のみの業務となったことから、土壌分析だけの金額で算定した場合、他の業者よりも高額になってしまう可能性がある。

なお当業務委託については、いずれの項目も最も安価な業者であったため、影響はなかった。

(改善策)

この二つの分析業務について、一つの契約にまとめる必要性もなく土壌分析と堆肥分析とを分けて、複数見積を行ってれば、それぞれにより安価な単価契約を結ぶことも可能となる。このように、細分化できる単価契約については、個別に契約することが必要である。

8. 公共用水域水質常時監視事業

(1) 事業の概要

| | |
|---------------------|--|
| 事業名 | 公共用水域水質常時監視事業 |
| 担当部署 | 環境保全課 |
| 事業目的 | 公共用水域の水質にかかる監視及び環境基準の達成状況の評価等を行う。 |
| 事業内容 | 河川129地点、湖沼3地点、海域55地点について、1年間で4～15回水質調査を実施する。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 水質汚濁防止法第15条 |
| 第六次熊本県環境基本 | 第4編第4章 安全で快適な生活環境の確保 |

| | |
|------------|---------------|
| 計画における位置づけ | |
| 事業開始年度 | 昭和 47 年度 |
| 事業実施方法 | 直営、委託 |
| 委託内容 | 海域環境調査、河川環境調査 |

(2) 事業費の推移 (単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 20,319 | 21,132 | 20,054 | 32,366 | 45,540 |
| 決算額 | 19,569 | 20,199 | 19,413 | 31,600 | 40,551 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度) (単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|--------|--------|------------------------|
| 旅費 | 88 | 調査、会議出席等に伴う旅費 |
| 一般需用費 | 1,002 | 海域、河川調査 (健康項目) に伴う試薬代等 |
| 委託費 | 39,283 | 海域、河川採水及び分析 (生活環境項目) |
| 一般役務費 | 177 | 通信費等 |
| 合計額 | 40,551 | |

(4) 事業費の財源 (R6 年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|----------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県 (一般財源) | 40,551 | 100% | |
| 合計 | 40,551 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 決算額 | 15,708 | 15,781 | 16,337 | 25,116 | 39,283 |
| 契約方法 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 |
| 委託先 | ㈱三計テクノス 他 | ㈱三計テクノス 他 | ㈱三計テクノス 他 | ㈱三計テクノス 他 | ㈱三計テクノス 他 |

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類 (設定なし)

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

○環境基準は水域毎、項目毎に基準が定められているため、統一した効果指数や目標値の設定が困難だが、一般的な汚濁分 (河川：BOD、海域：COD) の環境基準達成率の実績は以下の通り。

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 河川 (BOD) | 100% | 97.9% | 100% | 100% | 98.0% |
| 海域 (COD) | 73.7% | 73.7% | 84.2% | 73.7% | 73.7% |

②指数の推移

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

(7) 職員の配置実績

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 職員数等 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・熊本県環境審議会水保全部会で調査計画を審議、意見を踏まえて計画策定
↓
- ・入札、契約締結、委託業務実施。県保健環境科学研究所にて分析業務実施
↓
- ・調査結果を集計、環境基準の達成状況を評価
↓
- ・環境省への結果報告、水質調査報告書として結果を公表

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 業務委託設計書の値引きについて |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

県の作成した令和 6 年度海域水質環境調査業務委託設計書を確認したところ、採水費、分析費、諸経費などで構成されていたが、そのうち分析費の明細書において 40%値引き（多検体分析による試薬使用等の効率化による値引き約 900 万円）が見受けられた。

業務委託料を構成する一要素である分析費の明細書は、全窒素などの生活環境項目ごとの単価に検体数を乗じることで項目ごとの金額を算出し、これらを合計することで分析費の積算を行っている。なお単価については、3 社から見積もりを徴収し、その平均値をもって単価としている。

(問題点)

3 社からの単価見積には、実際に当業務委託を落札した業者が含まれていたため、監査人が当業者の単価のみで積算したところ、分析費だけでも実際の落札金額 1,920 万円より高額となった。落札金額には、採水費などの一般に数百万円以上になるものも含まれていることから、実際の乖離はもっと大きく、単価見積が、入札における実際の金額よりもかなり過大に見積もられていると考えられる。

したがって県の設計書作成にあたり、単価見積をそのまま踏襲せずに、値引きによる調整を行うことは、理解できる。しかしながら、なぜ値引きを積算後の総額から 40%としたのかの判断過程の記録がなく、妥当かどうか、判断ができなかった。

(改善策)

金額的にも大きく、客観性を持たせる意味でも、40%値引きの算出過程を残すことが必要である。算定式については、例えば、値引きをせずに算定した予定価額に対する落札率の過去数年の平均値などが考えられる。

9. 公害監視調査事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--------------------------------------|
| 事業名 | 公害監視調査事業 |
| 担当部署 | 環境保全課 |
| 事業目的 | 地下水の水質にかかる監視及び環境基準の達成状況の評価等を行う。 |
| 事業内容 | 定点監視調査、新規概況調査、汚染地区調査等の地下水の水質調査を実施する。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 水質汚濁防止法第 15 条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第 4 編第 4 章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 昭和 63 年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | 地下水環境調査 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 3,349 | 3,124 | 3,717 | 4,591 | 6,486 |
| 決算額 | 2,871 | 2,837 | 3,337 | 4,207 | 5,297 |

(3) 事業費の内訳 (R6 年度)

(単位：千円)

| 費目 (節) | 決算額 | 主な内容 |
|--------|-----|------|
|--------|-----|------|

| | | |
|-------|-------|---------------------|
| 旅費 | 239 | 調査、会議出席等に伴う旅費 |
| 一般需用費 | 1,676 | 地下水調査（要監視項目）に伴う試薬代等 |
| 委託費 | 3,381 | 地下水調査（環境基準項目等） |
| 合計額 | 5,297 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県（一般財源） | 5,297 | 100% | |
| 合計 | 5,297 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|---------|---------|---------|--------------|---------|
| 決算額 | 2,399 | 2,524 | 2,966 | 3,502 | 3,381 |
| 契約方法 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 | 一般競争入札 |
| 委託先 | ㈱三計テクノス | ㈱三計テクノス | ㈱三計テクノス | ㈱三計テクノス 他 | ㈱三計テクノス |

(6) 事業効果とその推移

① 効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|------------|---------------|--------|
| 有害物質漏洩事故件数 | 工場等における漏洩事故件数 | 0件 |

② 指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 実績値 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 職員数等 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・ 熊本県環境審議会水保全部会で調査計画を審議、意見を踏まえて計画策定
↓
- ・ 入札、契約締結、委託業務実施。県保健環境科学研究所にて分析業務実施
↓
- ・ 調査結果を集計、環境基準の達成状況进行评估
↓
- ・ 環境省へ結果報告、水質調査報告書として結果を公表

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

10. 県民理解の促進・消費拡大推進事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 県民理解の促進・消費拡大推進事業 |
| 担当部署 | 農業技術課 |
| 事業目的 | 地下水と土を育む農業やくまもとグリーン農業を推進するために、県民会議の開催やP R業務、副読本の作成や県独自認証の取組みを実施し、県民の理解促進や消費拡大につなげる。 |
| 事業内容 | 地下水と土を育む農業推進県民会議の開催、イベント開催等P R業務、地下水と土を育む農業副読本の作成、地下水と土を育む農産物認証業務 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 熊本県地下水と土を育む農業推進条例第1条 他 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第3章 熊本の恵みを未来につなぐ自然共生社会の実現 第4編第4章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 平成27年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | P R業務、副読本作成、地下水と土を育む農産物認証業務 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 予算額 | 16,075 | 12,626 | 13,875 | 13,813 | 13,772 |
| 決算額 | 14,013 | 11,818 | 12,929 | 13,055 | 12,753 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|--------|--------------------------------|
| 報償費 | 32 | 県民会議委員謝金 |
| 旅費 | 177 | 県民会議委員旅費他 |
| 一般需用費 | 25 | 課内利用分 |
| 委託料 | 12,437 | P R業務、地下水副読本作成、地下水と土を育む農産物認証業務 |
| 使用料及び賃借料 | 82 | 県民会議会場使用料 |
| 合計額 | 12,753 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|--------|------|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 12,753 | 100% | |

| | | | |
|----|--------|------|--|
| 合計 | 12,753 | 100% | |
|----|--------|------|--|

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|---|---|---|---|---|
| 決算額 | 13,942 | 11,600 | 12,463 | 12,472 | 12,437 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株) 熊本日新聞社 ・(株) シーズプランニング ・(特非) 熊本県有機農業研究会 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株) 熊本日新聞社 ・(株) シーズプランニング ・(特非) 熊本県有機農業研究会 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株) カラーズプランニング ・(株) シーズプランニング ・(特非) 熊本県有機農業研究会 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株) 熊本日新聞社 ・(株) シーズプランニング ・(特非) 熊本県有機農業研究会 | <ul style="list-style-type: none"> ・(株) 熊本日新聞社 ・(株) シーズプランニング ・(特非) 熊本県有機農業研究会 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----------------------------|--|------------|
| 販売農家のうち、くまもとグリーン農業生産宣言者の割合 | くまもとグリーン農業生産宣言制度における、くまもとグリーン農業に取り組む生産者の割合 | 70% (R6年度) |

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | — | — | — | — | 70% |
| 実績値 | 65.2% | 65.9% | 66.5% | 66.6% | 66.9% |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○地下水と土を育む農業推進県民会議の開催

- ・委員との調整、資料作成

↓

- ・会議の開催

○委託業務

- ・受託業者の選定 (プロポーザル、単独随意契約)、契約締結

↓

・受託業者による業務実施、業務完了報告

↓

・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|--|
| 表題 | 随意契約（単独見積）について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

(発見した事実)

当事業は「『地下水と土を育む農業』副読本等作成・配送業務」に係る委託であり、平成29年度に企画コンペで受託者を選定した後、同一受託者との単独随意契約により毎年度の改訂・配送を継続している。

契約書第7条では、受託者が作成した成果物の著作権が発注者である県に帰属し、受託者は著作人格権を行使しない旨を定めている一方で、二次利用・改変・第三者改訂の可否や、編集可能データの引渡しなど、実務上の権利・仕様は十分に規定されていない。

副読本は毎年一部を修正する運用であり、現行の編集・レイアウト資産を保有する受託者のみが改訂を行う前提となっている。県はこの状況をもって「その性質又は目的が競争入札に適さない（契約の相手方が特定している）」と整理し、単独随意契約を継続している。

(問題点)

地方公共団体の契約は競争が原則であり、単独随意契約は限定列举の要件に該当する場合に限られる。現行契約は著作権の帰属を定めているものの、二次的著作物の取扱い、第三者による改訂を可能にする編集データの引渡し、ライセンスの範囲などが仕様上不明確であるため、結果として当該受託者しか改訂できない状態が継続している。

この状態は市場実態や独自技術に基づく客観的制約ではなく、権利設計・仕様設計の不足に起因する「事実上一者化」の色彩が強い。単独随意契約の要件を根拠づける事情としては脆弱であり、競争性・透明性・経済性の確保に課題がある。

(改善策)

県も同様の問題意識を持っており、監査対象年度である令和6年度をもって当該委託業務を終

了した。令和7年度の新たな委託業務においては予定価格が200万円以下であったため随意契約を選択しているが、2人以上からの見積書を取得している。また、委託業務の要件として、著作権と著作権を県に帰属させ、第三者による改訂が可能となる編集可能データの提出を求めている。

このように、著作権・著作権の県帰属を明確化し、県が二次的著作物の作成・改変・再許諾を行える旨を規定することが重要である。また、第三者が改訂可能な編集データ一式（原稿、図版、写真データ、レイアウトファイル等）の完全納品を義務づける。納品形式は一般的な制作環境で再現可能な拡張子とし、使用バージョン等の再現情報を記録させる。さらに、写真・イラスト・フォント等のライセンスは第三者改訂・二次利用に支障がない条件で取得し、権利処理台帳の提出を求めることも有効である。

以上の措置により、特定の事業者依存しない継続的な競争環境を確保できると考える。

11. 河川環境美化推進事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 河川環境美化推進事業 |
| 担当部署 | 河川課 |
| 事業目的 | 河川の正常な機能の維持及び良好な河川環境の維持 |
| 事業内容 | ①護岸雑草処理 ②ボランティア団体活動支援（マイリバーサポート事業） ③水質事故対策 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | ・河川法第1条、9条、10条 ・くまもとマイ・リバー・サポート事業実施要項 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第4章 安全で快適な生活環境の確保 |
| 事業開始年度 | 平成16年度（マイリバーサポート事業） 他は、未詳（県が河川管理を担う当初から） |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | 河川敷に繁茂し、堤防点検に支障を来す雑草の除去 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 予算額 | 270,308 | 234,334 | 226,640 | 248,448 | 279,451 |
| 決算額 | 244,248 | 212,918 | 204,708 | 232,146 | 258,788 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|-------------|---------|----------------|
| 委託費(雑草処理) | 238,810 | 雑草処理 |
| 委託費(マイリバ) | 88 | サインボード設置 |
| 委託費(水質事故) | 399 | 不法投棄物件除去 |
| 工事請負費 | 16,254 | 雑草処理 |
| 一般需用費(マイリバ) | 356 | 支援物品購入(燃料、ゴミ袋) |

| | | |
|-------------|---------|----------------|
| 一般需用費（水質事故） | 566 | オイルマット等購入 |
| 保険料 | 732 | ボランティア保険 保険料負担 |
| 旅費 | 8 | 現地調査等 |
| 報償費 | 1,575 | 団体活動支援 |
| 合計額 | 258,788 | |

（４）事業費の財源（R6年度）

（単位：千円）

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|---------|------|--------|
| 国庫 | — | — | |
| 県（一般財源） | 188,788 | 73% | |
| その他 | 70,000 | 27% | 宝くじ収益金 |
| 合計 | 258,788 | 100% | |

（５）委託料等の推移

（単位：千円）

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 決算額 | 242,528 | 211,150 | 202,549 | 219,517 | 255,551 |
| 契約方法 | 随意契約 一般競争入札 | 随意契約 一般競争入札 | 随意契約 一般競争入札 | 随意契約 一般競争入札 | 随意契約 一般競争入札 |
| 委託先 | ・熊本市、宇城市、氷川町 他 ・(株)村吉産業他 | ・熊本市、宇城市、氷川町 他 ・(株)村吉産業他 | ・熊本市、宇城市、氷川町 他 ・(株)村吉産業他 | ・熊本市、宇城市、氷川、他 ・(株)村吉産業他 | ・熊本市、宇城市、氷川町 他 ・(株)村吉産業他 |

（６）事業効果とその推移

①効果指数の種類（設定なし）

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----|-------|--------|
| — | — | — |

【効果指数を設定していない理由】

雑草の繁茂状況は年によって異なるため、事前に目標値を設定することは困難。

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | — | — | — | — | — |
| 実績値 | — | — | — | — | — |

（７）職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 護岸雑草処理 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| マイリバーサポート | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |
| 水質事故対策 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○護岸雑草処理

- ・河川課から各振興局に予算令達

↓

- ・各振興局において、事業計画を策定し、市町村又は業者に委託

↓

- ・各振興局において、実績に応じて支払い

○マイリバーサポート事業

- ・河川課から各振興局に予算令達

↓

- ・各振興局において協定団体からの要請に応じて支援物資を提供

○水質事故対策

- ・各振興局からの要請に応じて河川課から予算令達

↓

- ・各振興局において事故対策物資を購入、対策を実施

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

VI. リスクに備えた社会づくりと球磨川流域における「緑の流域治水」の推進

該当事業なし

VII. 環境立県くまもと型未来教育

1. 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|---|
| 事業名 | 食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進） |
| 担当部署 | 消費生活課 |
| 事業目的 | 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第2項により、令和4年3月に「熊本県食品ロス削減推進計画」を策定した。これに伴い、食品ロス削減に向けた本県の目指す姿を実現するために、消費者教育の推進に関する法律第2条第2項により消費者教育に取り組み、現在まで「消費者教育推進事業」で取り組んできた消費者教育に食品ロス問題のメニューを加え、若者への消費者教育をより効果的、確実に推進し、消費者の意識改革を推進する。 |
| 事業内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校等や高齢者団体、障がい者団体への出前講座の働き掛け（外部講師の活用） ・学校等や高齢者団体、障がい者団体と食品ロス問題等消費者教育を担う関係者との橋渡し・調整 ・食品ロス問題等消費者教育に関するニーズの把握 ・食品ロス問題等消費者教育の情報提供・啓発 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育の推進に関する法律第11条 ・熊本県消費者教育コーディネーター設置要項 ・熊本県食品ロス削減推進計画 ・第4次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第6章 環境立県くまもと型未来教育 |
| 事業開始年度 | 令和4年度 |
| 事業実施方法 | 直営 |
| 委託内容 | － |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|-------|-------|-------|
| 予算額 | － | － | 9,331 | 3,310 | 4,261 |
| 決算額 | － | － | 7,306 | 2,857 | 3,690 |

※R4年度は第1章食品ロス削減推進事業（発生抑制・有効活用推進事業）、第1章食品ロス削減推進事業（意識改革・行動変容推進事業）と同一予算。

(3) 事業費の内訳（R6年度）

(単位：千円)

| 費目（節） | 決算額 | 主な内容 |
|-------|-------|-------------------------|
| 報酬 | 1,867 | 消費者教育コーディネーター報酬 |
| 期末手当 | 414 | 消費者教育コーディネーター期末手当 |
| 勤勉手当 | 348 | 消費者教育コーディネーター勤勉手当 |
| 職員共済費 | 131 | 消費者教育コーディネーター職員共済費 |
| 一般共済費 | 290 | 消費者教育コーディネーター一般共済費 |
| 旅費 | 576 | 消費者教育コーディネーター通勤手当、学校訪問、 |

| | | |
|---------|-------|-------------------------------------|
| | | 研修等 |
| 一般需用費 | 23 | 大学等送付チラシ印刷、参考図書購入 |
| 一般役務費 | 11 | 教材、チラシ、出前講座関係書類送付 |
| 使用料及貸借料 | 24 | 学校訪問に係る高速使用料、タクシー代（出前講座案内に係る関係機関訪問） |
| 合計額 | 3,690 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度) (単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-------|------|--------------|
| 国庫 | 1,831 | 50% | 地方消費者行政強化交付金 |
| 県（一般財源） | 1,859 | 50% | |
| 合計 | 3,690 | 100% | |

(5) 委託料等の推移 (該当事項なし) (単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|------|------|------|------|------|
| 決算額 | － | － | － | － | － |
| 契約方法 | － | － | － | － | － |
| 委託先 | － | － | － | － | － |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|-----------------------|---|--------|
| 食品ロス削減に取り組んでいない消費者の割合 | 食品ロス削減に意識して取り組んでいない県内消費者の割合（県民アンケート調査で把握） | 10%以下 |

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|
| 目標値 | － | 10%以下 | 10%以下 | 10%以下 | 10%以下 |
| 実績値 | － | 19.8% | 17.9% | 16.0% | 16.4% |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | － | － | 2人 | 2人 | 2人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

- ・「高校生等のための消費生活講座」の案内を発出

↓

- ・消費者教育コーディネーターが各学校を訪問し、上記案内文の説明、消費者トラブルの状況把握、学校現場のニーズ聞き取り（年間30校程度）

↓

- ・学校等から出前講座の申込みを受付、講師調整、実施

(9) 監査の結果及び意見

当事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

2. 出前講座事業

(1) 事業の概要

| | |
|----------------------|--|
| 事業名 | 出前講座事業 |
| 担当部署 | 環境立県推進課 |
| 事業目的 | 県民の環境保全活動の推進、普及 |
| 事業内容 | 地域での環境学習を支援するため当センターの環境指導員や環境センターに登録された指導者を派遣する。 |
| 事業の根拠（法令、条例、規則、要綱等） | 熊本県環境センター設置条例第3条 |
| 第六次熊本県環境基本計画における位置づけ | 第4編第6章 環境立県くまもと型未来教育 |
| 事業開始年度 | 平成5年度 |
| 事業実施方法 | 直営・委託 |
| 委託内容 | エコロジストリーダー派遣 |

(2) 事業費の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 予算額 | 1,875 | 2,267 | 2,267 | 2,267 | 2,327 |
| 決算額 | 660 | 1,324 | 2,146 | 2,020 | 2,097 |

(3) 事業費の内訳 (R6年度)

(単位：千円)

| 費目(節) | 決算額 | 主な内容 |
|----------|-------|---------------------|
| 報償費 | 294 | 環境教育指導者謝金 |
| 旅費 | 527 | 環境教育指導者旅費、環境指導員旅費 |
| 需用費 | 646 | 実験試薬購入、制作体験材料購入 等 |
| 役務費 | 106 | 環境教育指導者派遣事業傷害保険料 等 |
| 委託料 | 388 | エコロジスト・リーダー派遣業務委託 等 |
| 使用料及び賃借料 | 136 | 高速道路使用料 |
| 合計額 | 2,097 | |

(4) 事業費の財源 (R6年度)

(単位：千円)

| 区分 | 金額 | 割合 | 備考 |
|---------|-----|-----|----|
| 国庫 | — | — | |
| 県(一般財源) | 924 | 44% | |

| | | | |
|-----|-------|------|-----------|
| その他 | 1,173 | 56% | 環境保全基金繰入金 |
| 合計 | 2,097 | 100% | |

(5) 委託料等の推移

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 決算額 | 388 | 288 | 388 | 388 | 388 |
| 契約方法 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 | 随意契約 |
| 委託先 | エコ村伝承館 | エコ村伝承館 | エコ村伝承館 | エコ村伝承館 | エコ村伝承館 |

(6) 事業効果とその推移

①効果指数の種類

| 指数 | 指数の説明 | 指数の目標値 |
|----------------|--------------------------------|-----------------|
| 動く環境教育実施回数（年間） | 新型コロナウイルス感染症の流行前（令和元年度）の水準を目指す | 95回（目標年度：令和7年度） |

②指数の推移

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 目標値 | － | 95回 | 95回 | 95回 | 95回 |
| 実績値 | 26回 | 40回 | 58回 | 77回 | 66回 |

(7) 職員の配置実績

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|------|------|------|------|------|
| 職員数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

(8) 業務の流れ

当事業の業務の流れは、主に以下のようになっている。

○動く環境教室

- ・実施準備（申込・日程調整・実施要望書受領・実施決定書通知）

↓

- ・環境指導員派遣実施

↓

- ・実績報告書作成

○環境教育指導者派遣

- ・実施準備（申込・日程調整・派遣申請書受領・実施決定書通知）

↓

- ・派遣依頼、環境教育指導者派遣実施

↓

・実績報告書受領

↓

・報償費、旅費支払い

○エコロジスト・リーダー派遣業務

・エコロジスト・リーダー派遣業務委託契約

↓

・実施準備（申込・日程調整・派遣申請書受領・派遣決定書通知）

↓

・エコロジスト・リーダー派遣実施

↓

・業務完了報告書受領

↓

・検査、委託料支払い

(9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|--|
| 表題 | 相乗効果の発揮について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他（ ） |

(発見した事実)

熊本県環境センター（以下「環境センター」という。）では以下のような出前講座を行っており、これ以外にも各種の館内学習が行われている。

①動く環境教室

環境センターの指導員がテーマに応じた環境学習を行う

(内容)

- ・環境問題についての講義
- ・ものづくりと環境学習（リ・グラスアート、紙すき 等）
- ・川や海の生きもの観察
- ・ネイチャーゲーム

②エコロジスト・リーダー派遣

エコロジスト・リーダーボランティアが体験学習や伝統文化の体験の場を提供する

(内容)

- ・体験学習（里地・里山学習、食育・エコクッキング 等）
- ・自然の素材を生かしたものづくりや伝統文化の体験（竹箸づくり、水引江リサイクルアート 等）

③環境教育指導者派遣

各分野の専門家や大学教授が環境学習を行う。

(内容)

- ・講演会・学習会（環境保全・自然環境 等）
- ・自然観察会（生き物・植物、星空観察 等）

(問題点)

環境関係の啓蒙および教育活動が種々行われているが、各事業が必ずしも連携していない。

(改善策)

環境立県推進課が行う環境関係の啓蒙および教育活動と環境センター、肥後っ子教室を連携させて、対象者の拡大も含めて事業の相乗効果を最大限発揮できるようにする必要があると思われる。

(参考)

肥後っ子教室

公害の原点である水俣病を通して学んだ教訓を生かす視点から、社会科で公害について学ぶ公立小学校及び義務教育学校 5 年生を対象に水俣への現地訪問を実施し、水俣病資料館、水俣病情報センター、環境センターなどでの体験を通して水俣病についての正しい理解を図るとともに、環境モデル都市として公害被害から環境再生へと立ち上がる水俣の姿を間近に体感させることで、環境保全や環境問題の解決に意欲的に関わろうとする態度や能力を育成し、「環境立県くまもと」の担い手の育成を図るため、学校設置者である市町村に補助する県独自の事業。

VIII. 持続可能な環境の創造に向けた仕組みづくり

該当事業なし

IX. 公益財団法人熊本県環境整備事業団

出資団体の概要

| | | | | |
|-------|--|----------|-------|----------|
| 団体名 | 公益財団法人熊本県環境整備事業団 | | | |
| 所管部署 | 循環社会推進課 | | | |
| 所在地 | 熊本県玉名郡南関町大字下坂下字棒目木 4771 番地 3 | | | |
| 設立年月日 | 平成 19 年 12 月 7 日 | | | |
| 出資状況 | 出資金額 | 6,000 千円 | 県出資額 | 2,000 千円 |
| | 他の出資者及び出資額 | | 市町村 | 1,000 千円 |
| | | | 民間事業体 | 3,000 千円 |
| 役職員数 | 役員 12 名（うち非常勤 11 名） 職員 8 名（うち非常勤 4 名） | | | |
| 設立目的 | 産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、本県の優れた自然環境の保全及び県民の生活環境の保全並びに産業の健全な発展に寄与する。 | | | |

公益財団法人熊本県環境整備事業団はエコア熊本を運営しており、その概要は以下のとおりである。

| |
|--|
| <p>① 施設の概要</p> <p>施設種類：産業廃棄物管理型最終処分場</p> <p>建設費：5,831,470 千円</p> <p>埋立面積：31,121 m²</p> <p>埋立容積：422,349 m³</p> <p>敷地面積：115,167.82 m²</p> <p>浸出水処理施設の処理能力：60 m³/日</p> <p>建設期間：平成 25 年 7 月～平成 27 年 10 月</p> <p>② 基本的な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物最終処分場としての機能 主に県内の事業活動で排出される産業廃棄物のうち、燃え殻、汚泥等 13 品目について埋立処分（管理型埋立）を行う。 県北の環境教育拠点としての機能 「エコアくまもと」で実施する学習のテーマは、(1)埋立地の活用や埋立作業を見学できる「循環型社会」、(2)ソーラーパネルや水処理施設を活用した「低炭素社会と水循環」、(3)ため池を中心とした親水エリアや散策路周辺を活用した「自然共生社会と生物多様性」から構成されていて、これらの中から来場団体が希望されるテーマの環境学習を実施している。 <p>③ 具体的な活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の処理に関する事業 一般廃棄物(災害その他やむを得ない事情による一般廃棄物)の処理に関する事業 廃棄物の排出抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に関する啓発・調査研究事業 その他目的を達成するために必要な事業 <p>④ 施設の特徴</p> <p>施設の大きな特徴は「クローズド・無放流型」にある。</p> <p>「クローズド」とは、埋立地を屋根と壁で覆い、外部環境と隔離することである。このことにより、埋立地内で発生するホコリや臭い、騒音を封じることができ、周囲の環境に影</p> |
|--|

響を与えない。また、埋立地へ雨水の流入を防ぐことができるので、余分な水処理を行う必要がない。

「無放流型」とは、埋立地内で発生した水を河川などへ放出しないことである。埋立地内では人工的に散水を行い、廃棄物に付着している汚れなどを洗い出し、その廃棄物に触れた汚れや水を水処理棟において、基準を下回るきれいな水に処理し、さらにその処理した水を再び埋立地の散水に循環利用する。このことにより、河川水質などに影響を与えない。また、散水を計画的に行うことで水処理の量や費用を抑えることができる。



県の財政的支援

(単位：千円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 委託料 | 12,395 | 12,787 | 13,174 | 13,394 | 13,935 |
| 補助金 | 388 | 638 | 415 | 568 | 638 |
| 交付金・負担金 | — | — | — | — | — |

県の人的支援 (令和 6 年度末)

| 役員 | 人数 | | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
|----|-----|-----|---------|--------|
| | 常勤 | 非常勤 | | |
| 職員 | 常勤 | 4 人 | 4 人 | — |
| | 非常勤 | 4 人 | — | — |

貸借対照表

(単位：百万円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 流動資産 | 832 | 1,237 | 572 | 249 | 228 |
| 普通預金 | 537 | 962 | 330 | 112 | 83 |
| 定期預金 | 170 | 170 | 170 | 100 | 100 |
| その他 | 125 | 105 | 72 | 37 | 45 |
| 固定資産 | 6,958 | 6,836 | 7,069 | 6,941 | 6,541 |
| 基本財産 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 特定資産 | 2,228 | 2,326 | 2,804 | 2,902 | 2,740 |
| 維持管理積立資産 | 498 | 596 | 694 | 792 | 890 |
| 公益目的事業資産 | 1,730 | 1,730 | 2,110 | 2,110 | 1,850 |
| その他の固定資産 | 4,724 | 4,504 | 4,259 | 4,032 | 3,794 |
| 建物 | 1,613 | 1,548 | 1,483 | 1,418 | 1,353 |
| 建物付属設備 | 420 | 372 | 324 | 278 | 235 |
| 構築物 | 1,883 | 1,822 | 1,757 | 1,707 | 1,642 |
| 機械装置 | 520 | 457 | 393 | 331 | 268 |
| 土地 | 286 | 286 | 286 | 286 | 286 |
| その他 | 1 | 18 | 15 | 11 | 9 |
| 資産合計 | 7,791 | 8,074 | 7,641 | 7,190 | 6,770 |
| 流動負債 | 117 | 107 | 50 | 147 | 163 |
| 未払金 | 50 | 69 | 40 | 40 | 60 |
| 1年内返済長期借入金 | — | — | — | 91 | 91 |
| その他 | 67 | 38 | 10 | 16 | 12 |
| 固定負債 | 2,045 | 2,052 | 2,059 | 1,975 | 1,982 |
| 長期借入金 | 1,547 | 1,456 | 1,365 | 1,183 | 1,092 |
| 維持管理引当金 | 498 | 596 | 694 | 792 | 890 |
| 負債合計 | 2,163 | 2,160 | 2,110 | 2,123 | 2,146 |
| 指定正味財産 | 2,744 | 2,594 | 2,445 | 2,297 | 2,153 |
| 国庫補助金 | 922 | 871 | 821 | 771 | 722 |
| 地方公共団体補助金 | 1,816 | 1,716 | 1,617 | 1,520 | 1,424 |
| その他 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 一般正味財産 | 2,884 | 3,319 | 3,086 | 2,769 | 2,470 |
| 正味財産合計 | 5,628 | 5,914 | 5,531 | 5,067 | 4,623 |
| 負債及び正味財産合計 | 7,791 | 8,074 | 7,641 | 7,190 | 6,770 |

正味財産増減計算書

(単位：百万円)

| 科目 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 【一般正味財産増減の部】 | | | | | |
| 経常収益 | 827 | 1,023 | 377 | 250 | 290 |
| 事業収益 | 675 | 872 | 224 | 98 | 140 |
| 受取補助金等振替額 | 150 | 149 | 149 | 147 | 144 |
| その他 | 1 | 1 | 3 | 4 | 5 |
| 経常収益合計 | 827 | 1,023 | 377 | 250 | 290 |
| 事業費 | 655 | 586 | 608 | 565 | 587 |

| | | | | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 給与手当 | 12 | 10 | 10 | 11 | 8 |
| 減価償却費 | 337 | 241 | 241 | 238 | 234 |
| 委託料 | 142 | 172 | 193 | 147 | 173 |
| 維持管理引当金繰入額 | 98 | 98 | 98 | 98 | 98 |
| 租税公課 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 |
| 水道光熱費 | 12 | 14 | 14 | 14 | 13 |
| その他 | 22 | 20 | 22 | 28 | 33 |
| 管理費 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 経常費用合計 | 656 | 587 | 610 | 567 | 588 |
| 当期経常増減額 | 171 | 435 | △232 | △316 | △298 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 当期一般正味財産増減額 | 170 | 435 | △233 | △317 | △298 |
| 一般正味財産期首残高 | 2,713 | 2,884 | 3,319 | 3,086 | 2,769 |
| 一般正味財産期末残高 | 2,884 | 3,319 | 3,086 | 2,769 | 2,470 |
| | | | | | |
| 【指定正味財産増減の部】 | | | | | |
| 一般正味財産への振替額 | △150 | △149 | △149 | △147 | △144 |
| 当期指定正味財産増減額 | △150 | △149 | △149 | △147 | △144 |
| 指定正味財産期首残高 | 2,894 | 2,744 | 2,594 | 2,445 | 2,297 |
| 指定正味財産期末残高 | 2,744 | 2,594 | 2,445 | 2,297 | 2,153 |
| 正味財産期末残高 | 5,628 | 5,914 | 5,531 | 5,067 | 4,623 |

(注) (維持管理引当金)

最終処分場埋立終了後の維持管理費用の支払いに備えるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5に基づき計上している引当金である。

(受取補助金振替額)

国や県からの補助金を財源の一部として整備した建物等の減価償却費に相当する部分を一般正味財産に振り返る科目である。

(9-1) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 収支計算書について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

会計処理規程第48条では以下のように定められている。

毎会計年度末において決算を行い、会計年度終了後 2 か月以内に、次に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 財産目録
- (6) その他付属諸表

2 理事長は、前項の規定により提出された財務諸表を調査し、監事の審査等を経て、理事会の承認を受けなければならない。

(問題点)

会計処理規程第 48 条で作成が必要とされている収支計算書が作成されていない。

(改善策)

会計処理規程に従って、収支計算書を作成する必要がある。あるいは、現行の公益法人会計基準（平成 20 年会計基準）において、収支計算書の作成は必ずしも必要とされていないため、会計処理規程を見直す必要がある。

(9-2) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 勘定科目について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

会計処理規程第 4 条では取引に係る勘定科目については、別表に定めるとおりとするとしている。

(別表)

正味財産増減計算書に係る科目

| 科 目 | |
|-------|-------|
| 大 科 目 | 中 科 目 |
| | |

| | |
|-----------------|---|
| 経常収益 基本財産運用益 | 基本財産受取利息 基本財産受取配当金 基本財産受取賃貸料 |
| 特定資産運用益 | 特定資産受取利息 特定資産受取配当金 |
| 事業収益 | 事業収益 |
| 受取補助金等 | 受取国庫補助金 受取県補助金 受取地方公共団体補助金 受取民間補助金 受取収益 受取国庫助成金 受取地方公共団体補助金 受取民間助成金 受取補助金等振替額 |
| 受取負担金 | 受取負担金 |
| 受取寄付金 | 受取寄付金 |
| 雑収益 | 受取利息 有価証券運用益 雑収益 |
| 他会計からの繰入額 | 〇〇会計からの繰入額 |

(問題点)

令和6年度の正味財産増減計算書の記載は以下のとおりであり、会計処理規程に従った様式になっていない。

また、大科目とされている「特定資産運用益」が表示されていない。

(単位：円)

| 科目 | 金額 |
|-----------|-------------|
| (1) 経常収益 | |
| 基本財産受取利息 | 117 |
| 事業収益 | 140,568,563 |
| 受取県補助金 | 638,000 |
| 受取補助金等振替額 | 144,899,098 |
| 受取利息 | 4,595,414 |
| 雑収益 | 192,363 |
| 経常収益計 | 290,893,555 |

(改善策)

会計処理規程に従った様式とする必要がある。

なお、会計処理規程に従った場合は以下のようなになる。

(単位：円)

| 科目 | 金額 |
|-----------|-------------|
| (1) 経常収益 | |
| 基本財産運用益 | 117 |
| 基本財産受取利息 | 117 |
| 特定資産運用益 | 4,466,253 |
| 特定資産受取利息 | 4,466,253 |
| 特定資産受取配当金 | 0 |
| 事業収益 | 140,568,563 |
| 受取補助金等 | 145,537,098 |
| 受取県補助金 | 638,000 |
| 受取補助金等振替額 | 144,899,098 |
| 雑収益 | 321,524 |
| 受取利息 | 129,161 |
| 雑収益 | 192,363 |
| 経常収益計 | 290,893,555 |

(9-3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 備品台帳の整備について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

備品台帳の整備・運用状況を確認するため、事業団において保有している備品について現物確認を実施した結果、備品台帳への記載が漏れている備品が散見された。

具体的には、少なくとも以下の品目については備品台帳に記載がなされていなかった。

| 品目 | 数量 | 保管場所 |
|-----------|----|--------|
| 折りたたみ台車 | 1台 | 休憩室(洋) |
| スチールラック | 1台 | 書庫 |
| 木製キャビネット | 1台 | 会議室 |
| 折りたたみテーブル | 1台 | 1階階段付近 |

| | | |
|-----------|----|----------|
| ガラスキャビネット | 1台 | 1階正面玄関付近 |
|-----------|----|----------|

なお、事業団は、公益法人の一般的な会計処理では10万円以下の品目については消耗品費として取扱うことができるとの認識の下、備品台帳に記載していなかった。

(問題点)

「公益財団法人熊本県環境整備事業団会計処理規程」において、備品の管理に関しては以下のとおり定められている。

| |
|--|
| <p>第26条 この規定で物品とは、金銭を除いた一切の動産をいい、物品の区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 備品</p> <p>(2) 消耗品</p> <p>(3) 郵便切手類</p> <p>第29条 備品は、備品台帳を備え、適正にこれを管理しなければならない。</p> |
|--|

この点、事業団においては、備品台帳（備品一覧）を作成し、『品名』『企画・寸法等』『品番』『数量』『取得年月』等を記載しているが、「発見した事実」に上述したとおり、一部備品については備品台帳への記載がなされておらず、簿外となってしまう。このため、仮に当該資産が紛失もしくは盗難等なされた場合に把握できなくなる恐れがあるなど、資産管理上問題である。

(改善策)

備品台帳への記載漏れを事前に防止するためには、備品を取得した場合に、都度備品台帳に記載する旨を具体的に記載した業務マニュアル等を整備し、運用することが必要である。

また、事後的な備品台帳への登録漏れの発見及び現物の保管状況の確認のためには、定期的に備品の現物実査を行うことも必要である。

この他、備品登録の要件を事業団会計処理規定に定めることも必要である。

(9-4) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|--|
| 表題 | 維持管理積立金の算定基礎の見直しについて |
| 監査要点 | <p>①環境基本計画との整合性</p> <p>②事業内容の適時性・適切性・有効性</p> <p>③財務事務の適法性・適切性</p> <p>④委託契約の適切性</p> <p>⑤補助金、負担金事業の適切性</p> <p>⑥調査研究業務の成果物の有効活用性</p> <p>⑦効果指数の設定の有無・妥当性</p> <p>⑧財産の管理の適切性</p> <p>⑨その他 ()</p> |

(発見した事実)

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』(昭和四十五年法律第百三十七号) 第八条の五及び同法第十五条の二の四にて、特定産業廃棄物最終処分場の設置者は、最終処分場に係る埋立処分終了後における維持管理を適正に行うため、埋立処分終了までの期間において、毎年都道府県知事が通知する額の金銭を維持管理積立金として独立行政法人環境再生保全機構(以下、「機構」という。)に積み立てなければならない旨が定められており、事業団においても県知事からの通知に基づき、維持管理積立金の機構への積み立てを行っている。

この点、県知事より通知される維持管理積立金の算定基礎である「総維持管理費用」は、事業団が同法施行規則第十二条の七の十五に基づいて、毎年県知事に提出する『特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書』(以下、「報告書」という。)において「上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要」として報告した金額(1,478,811千円)が採用されているが、当該維持管理費用は、事業開始後初回の積立における平成28年度の報告書(平成28年10月31日付)で報告して以降、直近の令和6年度の報告書(令和6年10月24日付)に至るまで、一度も維持管理費用の金額及び算定基礎に修正・見直しがなされておらず、毎年同額で県知事への報告がなされている状況となっている。

(問題点)

『最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン』(平成18年4月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課) I.総則 3.留意事項 において提言されているとおり、最終処分場における埋立処分の終了後に必要な維持管理を適正に行うため、埋立処分の終了までの間に、埋立処分の終了後から施設の廃止に至るまでの間の維持管理に必要な費用を積み立てることとされている『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第八条の五及び同法第十五条の二の四の趣旨を鑑みると、維持管理費用の見積りは、処分場の利用状況、物価変動及び人件費水準の変動等の外部及び内部における事業環境の変化に応じて適宜見直すことが必要である。

この点、近年のエネルギー価格、物価水準及び人件費水準の高騰(下表参照)を鑑みると、令和6年度における見積金額が平成28年度の見積金額と内訳レベルで同額程度となることは考え難く、現時点では、将来の維持管理費用の積み立てが不足している恐れがあり、問題である。

参考：『最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン』

I. 総則

3. 留意事項

適正な維持管理積立金を確保するためには、維持管理費用を的確に算出することが望ましい。従って、埋立処分された廃棄物の種類や埋立期間中の処分場の維持管理の状況等の実績、埋立開始以降の基準強化等の状況の変化に基づき、維持管理費用を必要に応じて見直すことが重要である。

また、将来の維持管理費用を確保するためには、物価水準の変動が考慮されることが望ましい。実際に数十年後の物価水準を予測することが難しい場合には、埋立期間中の物価水準の変

化を毎年の年次報告に記載する維持管理費用に反映することなどにより、調整することが考えられる。

参考：熊本県の最低賃金の推移

| 年度 | 発効年月日 | 最低賃金 |
|---------|------------------|-------|
| 平成 28 年 | 平成 28 年 10 月 1 日 | 715 円 |
| 平成 29 年 | 平成 29 年 10 月 1 日 | 737 円 |
| 平成 30 年 | 平成 30 年 10 月 1 日 | 762 円 |
| 令和元年 | 令和元年 10 月 1 日 | 790 円 |
| 令和 2 年 | 令和 2 年 10 月 1 日 | 793 円 |
| 令和 3 年 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 821 円 |
| 令和 4 年 | 令和 4 年 10 月 1 日 | 853 円 |
| 令和 5 年 | 令和 5 年 10 月 8 日 | 898 円 |
| 令和 6 年 | 令和 6 年 10 月 5 日 | 952 円 |

参考：熊本市の消費者物価指数の推移

（「2020 年基準消費者物価指数時系列リスト」 e-Stat HP 2020 年基準消費者物価指数 長期時系列データ 都市階級・地方・都道府県庁所在市別中分類指数 熊本市 より抜粋）

| 年月 | 指数（2020 年=100） | | | |
|-------------------|----------------|-------|-------|-------|
| | 設備修繕 | 光熱・水道 | 電気代 | エネルギー |
| 2016（平成 28）年 10 月 | 87.7 | 93.3 | 90.0 | 91.6 |
| 2017（平成 29）年 10 月 | 87.9 | 97.0 | 96.3 | 95.7 |
| 2018（平成 30）年 10 月 | 87.5 | 100.1 | 100.8 | 106.1 |
| 2019（令和元）年 10 月 | 99.8 | 99.5 | 100.2 | 102.6 |
| 2020（令和 2）年 10 月 | 100.1 | 99.2 | 98.8 | 99.0 |
| 2021（令和 3）年 10 月 | 108.6 | 102.4 | 103.4 | 108.7 |
| 2022（令和 4）年 10 月 | 114.4 | 113.1 | 118.3 | 119.1 |
| 2023（令和 5）年 10 月 | 125.4 | 102.1 | 97.4 | 111.2 |
| 2024（令和 6）年 10 月 | 130.8 | 105.1 | 102.6 | 114.0 |

（改善策）

本来的には、毎年県知事に提出している報告書において、適宜維持管理費用総額の見直しを行うことが望ましいが、一方で当該見直しに関する事務処理負担等を加味すると、必ずしも毎年度見直しを図ることは有用ではないと考えられる。

そのため、例えば、3 年毎にその時点での単価等を反映させる形で見直しを行うなど、一定の基準を設けて維持管理費用の見積もり修正を行い、適切な積立金の積み立てを行っていくことが必要である。

また、最終的に維持管理積立金額を算定する責任は県にあることから、県の担当課である循環社会推進課においても、事業団から年次で提出される報告書における維持管理費用について、適切に見直しが図られているかをチェックする体制を整備し、運用していくことが必要である。

(9-5) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|--|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 経営計画について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 (経営計画について) |

(発見した事実)

平成 27 年度から令和 6 年度の過去 10 年間の正味財産増減計算書の事業収益額は大きく変動しており、例年は 1 億円から 2 億円程度であるが、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により災害廃棄物の受入れが急増した平成 28 年度 (25 億円)、平成 29 年度 (22 億円) 及び令和 2 年 7 月に発生した豪雨被害により災害廃棄物の受入れが急増した令和 2 年度 (7 億円)、令和 3 年度 (9 億円) は大幅に増えている。

これらの年度では当期経常増減額は利益となっているが、それ以外の通常の年度は損失となっている。

(問題点)

今後、年間の事業収益額が 1 億円から 2 億円程度で推移した場合には、損失が継続すると予想される。

過去に計上した特定資産 (公益目的事業資産) の取崩しも始まっており、借入金の返済や維持管理積立金の積み立てを勘案すると、利益を計上していくことが求められる。

毎年度の収支実績を踏まえて、経営計画を作成しているものの、今後予定している一般廃棄物の収入見込みや、維持管理期間の費用など不確定要素が多いこともあり十分とは言えず、より具体的な経営計画の作成が必要である。

(改善策)

エコアくまもとは管理型埋立施設であり、埋立が満杯になれば処分場としての機能をとめ、埋立物の浄化を進めた後、一定期間を経て解体される施設である。

最終的な解体時を見据え、経営計画を策定し、状況の変化に応じて適時、適切に見直していく必要がある。

なお、現時点では残りの稼働期間を 10 年～15 年、稼働停止から 15 年後の施設解体を想定している。

(参考)

過去10年間の事業収益及び当期経常増減額の推移は以下のとおりである。(単位：千円)

| | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 |
|-------------|----------|-----------|-----------|----------|----------|
| 産業廃棄物処理料金 | 583 | 39,097 | 201,001 | 65,665 | 120,823 |
| 災害廃棄物処理料金 | — | 2,418,367 | 2,026,724 | 1,356 | — |
| 教育環境業務委託 | 11,417 | 13,297 | 11,067 | 11,060 | 11,635 |
| 環境教育推進事業補助金 | — | — | — | — | — |
| 屋根及び土地賃貸料 | 2,416 | 3,207 | 3,212 | 3,207 | 3,207 |
| 事業収益合計 | 14,416 | 2,473,969 | 2,242,006 | 81,290 | 135,665 |
| | | | | | |
| 当期経常増減額 | △117,654 | 2,031,396 | 1,602,246 | △418,847 | △358,412 |

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 産業廃棄物処理料金 | 205,988 | 168,650 | 176,313 | 83,203 | 124,692 |
| 災害廃棄物処理料金 | 456,011 | 690,080 | 32,364 | — | — |
| 教育環境業務委託 | 10,329 | 10,656 | 11,976 | 12,177 | 12,668 |
| 環境教育推進事業補助金 | 388 | 302 | 415 | — | — |
| 屋根及び土地賃貸料 | 3,207 | 3,207 | 3,207 | 3,207 | 3,207 |
| 事業収益合計 | 675,925 | 872,897 | 224,276 | 98,588 | 140,568 |
| | | | | | |
| 当期経常増減額 | 171,370 | 435,688 | △232,659 | △316,792 | △298,001 |

今後、新たに一般廃棄物処理も予定している。

X. 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金

出資団体の概要

| | | | | |
|-------|--|---|------|-------------|
| 団体名 | 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金 | | | |
| 所管部署 | 林業振興課 | | | |
| 所在地 | 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目5-19 | | | |
| 設立年月日 | 平成元年12月22日 | | | |
| 出資状況 | 出資総額 | 2,513,930千円 | 県出資額 | 2,152,315千円 |
| | 他の出資者及び出資額 | 市町村 178,536千円 森林組合 139,873千円 森林組合連合会 12,248千円 民間事業体 30,955千円 | | |
| 役職員数 | 役員17名（うち非常勤16名） 職員14名（うち非常勤10名） | | | |
| 設立目的 | 地域森林の適正な管理のため熊本県内において林業を営む事業体に直接雇用されて林業労働に従事する者（以下「林業従事者」という。）の就業環境を整備すると共に、林業雇用労働への新規参入を促進するために、林業従事者の確保、育成を図る事業を行い、勤労意欲のある者に対する就労の支援と勤労者の福祉の向上に寄与する。 | | | |

事業内容

| |
|--|
| (1) 林業労働力確保・林業従事者対策（退職金共済、雇用保険、健康保険、厚生年金等の加入促進、新規参入者助成等）に関する事業 (2) 林業に関する研修教育事業 (3) 林業に関する雇用改善推進事業 (4) 林業に関する広報、啓発事業 (5) 林業労働無料職業紹介事業 (6) 林業就業促進資金貸付事業 (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 |
|--|

県の財政的支援

(単位：千円)

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 委託料 | 68,215 | 71,774 | 75,767 | 80,999 | 102,715 |
| 補助金 | 32,230 | 36,715 | 39,113 | 38,307 | 48,507 |
| 交付金・負担金 | — | — | — | — | — |

県の人的支援（令和6年度末）

| | | 人数 | うち県派遣職員 | うち県退職者 |
|----|-----|-----|---------|--------|
| 役員 | 常勤 | 1人 | — | 1人 |
| | 非常勤 | 13人 | 1人 | 1人 |
| 職員 | 常勤 | 13人 | 1人 | 4人 |
| | 非常勤 | 2人 | — | 1人 |

貸借対照表

(単位：百万円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 流動資産 | 129 | 130 | 74 | 87 | 83 |
| 現金預金 | 124 | 129 | 68 | 68 | 75 |
| 未収金 | 5 | 1 | 6 | 19 | 7 |
| 固定資産 | 2,677 | 2,344 | 2,256 | 2,400 | 2,243 |
| 基本財産 | 2,676 | 2,343 | 2,253 | 2,398 | 2,239 |
| 普通預金 | 45 | 62 | 63 | 413 | 13 |
| 投資有価証券 | 2,631 | 2,279 | 2,189 | 1,984 | 2,225 |
| 特定資産 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 2 |
| その他の固定資産 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 1 | 1 |
| 資産合計 | 2,806 | 2,475 | 2,329 | 2,488 | 2,326 |
| 流動負債 | 116 | 115 | 54 | 64 | 62 |
| 未払金 | 114 | 113 | 50 | 61 | 56 |
| その他 | 2 | 2 | 4 | 3 | 6 |
| 負債合計 | 116 | 115 | 54 | 64 | 62 |
| 指定正味財産 | 2,676 | 2,343 | 2,253 | 2,398 | 2,239 |
| 一般正味財産 | 13 | 15 | 21 | 25 | 24 |
| 正味財産合計 | 2,690 | 2,359 | 2,275 | 2,423 | 2,263 |
| 負債及び正味財産合計 | 2,806 | 2,475 | 2,329 | 2,488 | 2,326 |

正味財産増減計算書

(単位：百万円)

| 科目 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 【一般正味財産増減の部】 | | | | | |
| 基本財産運用益 | 32 | 44 | 65 | 67 | 66 |
| 受取補助金等 | 117 | 127 | 133 | 141 | 176 |
| 熊本県補助金 | 32 | 36 | 39 | 38 | 48 |
| 熊本県受託事業 | 68 | 71 | 75 | 80 | 102 |
| 全国森林組合連合会受託 | 16 | 18 | 19 | 22 | 22 |
| 市町村補助金 | — | — | — | — | 2 |
| 受取寄付金振替額 | 94 | 81 | — | — | — |
| 経常収益合計 | 243 | 252 | 199 | 208 | 243 |
| 事業費 | 236 | 247 | 190 | 201 | 240 |
| 退職金共済制度加入促進対策 | 18 | 16 | 5 | 6 | 5 |
| 社会保険制度加入対策 | 88 | 88 | 35 | 33 | 30 |
| 新規参入者給与安定対策 | 5 | 7 | 7 | 12 | 14 |
| 新規参入者確保促進 | — | — | 0.2 | — | 0.6 |
| 新規参入者住宅確保支援 | 0.1 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.2 |
| 法定外福利厚生助成 | — | — | — | 4 | 14 |
| 林業担い手支援助成 | — | — | — | — | 2 |
| 技術習得費 | 22 | 26 | 28 | 22 | 22 |
| 報償費 | 20 | 20 | 28 | 33 | 44 |
| 諸謝金 | 25 | 29 | 26 | 27 | 26 |
| 講習会参加費 | 10 | 11 | 10 | 10 | 10 |

| | | | | | |
|---------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 消耗品費 | 9 | 7 | 7 | 8 | 11 |
| 賃借料 | 7 | 9 | 10 | 8 | 9 |
| 委託料 | 3 | 2 | 2 | 2 | 8 |
| その他 | 29 | 32 | 32 | 36 | 44 |
| 管理費 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 経常費用合計 | 239 | 250 | 194 | 204 | 244 |
| 当期経常増減額 | 4 | 2 | 5 | 4 | △1 |
| 当期一般正味財産増減額 | 4 | 2 | 5 | 4 | △1 |
| 一般正味財産期首残高 | 9 | 13 | 15 | 21 | 25 |
| 一般正味財産期末残高 | 13 | 15 | 21 | 25 | 24 |
| | | | | | |
| 【指定正味財産増減の部】 | | | | | |
| 基本財産運用益 | 32 | 44 | 65 | 67 | 66 |
| 基本財産評価益 | 88 | — | 170 | 259 | 115 |
| 基本財産評価損 | 6 | 251 | 259 | 115 | 274 |
| 一般正味財産への振替額 | △126 | △125 | △65 | △67 | △66 |
| 当期指定正味財産増減額 | △11 | △332 | △89 | 144 | △159 |
| 指定正味財産期首残高 | 2,688 | 2,676 | 2,343 | 2,253 | 2,398 |
| 指定正味財産期末残高 | 2,676 | 2,343 | 2,253 | 2,398 | 2,239 |
| 正味財産期末残高 | 2,690 | 2,359 | 2,275 | 2,423 | 2,263 |

(9-1) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 諸規定の整備について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

諸規定の一覧表が作成されていない。

また、綴じられているファイルに新旧規定が混在している。

(問題点)

一覧表がないため、諸規定がすべて閉じられているか分からず、どの規定が最新のものであるか判然としない状態である。

(改善策)

諸規定の一覧表を作成し、規程の改正があった場合には、旧規定の次に新規定を綴じる等して諸規定のファイルを整理することが必要である。

(9-2) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 取扱要領について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

財団法人林業従事者育成基金 諸規定綴で管理されていた「財団法人熊本県林業従事者育成基金職員の自家用車による業務出張に関する取扱要領」を確認したところ、業務出張に使用する自家用車登録申請書の記載があるが、記載されている理事長名や年号が現況と異なる過去のままであった。

(問題点)

現在の理事長名や令和での様式に改訂すべきあるところ、以前のままであり問題がある。パソコン内のデータは改訂されているが、上記取扱要領の差し替えは行われていない。

(改善策)

取扱要領に改訂があった場合には、データのみでなく、打ち出してある資料の差し替えも忘れずに行う必要がある。

(9-3) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 勘定科目について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 |

| | |
|--|----------|
| | ⑨その他 () |
|--|----------|

(発見した事実)

「会計規程」第14条(勘定科目)第2項では、「各勘定科目の名称、性質及び処理基準については細則の定めるところによる。」とされており、これを受けて、「細則の別表 勘定科目」では科目の名称は記載されているが性質及び処理基準については定めがない。

(問題点)

どのような項目をどの勘定科目で処理するのかが不明確であり、例えば、給与手当として処理すべきものが報償費で処理されている。

(改善策)

会計規程に従って、細則で勘定科目の性質及び処理基準について定める必要がある。

(9-4) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 収支予算書について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金会計規程細則」には、下記のような別表 勘定科目の3 収支予算書及び収支計算書に係る科目、という様式が記載されている。

| 別表 勘定科目の3 収支予算書及び収支計算書に係る科目 (事業活動収支の部) | | |
|---|----------|-----|
| 大科目 | 中科目 | 小科目 |
| 事業費支出 | | |
| | 役員報酬手当支出 | |
| | 給料手当支出 | |
| | 臨時雇賃金支出 | |
| (一部抜粋) | | |

(問題点)

収支予算書は作成されているが、会計規程細則に沿った予算科目ではなく、正味財産増減計算書ベースでの収支予算書が作成されており、会計規程及び会計規程細則に基づく収支予算書が作成されていない。

(改善策)

「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金会計規程細則」について不備があったものの、実際の運用は、意図する通り適切にされている。

「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金会計規程細則」については、定期的な見直しや確認が必要である。

(9-5) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 備品台帳について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金会計規程細則」第19条2は以下のとおりである。

| |
|---|
| (物品の管理) 第19条 2 物品の受払については、次に掲げる物品受払台帳を設け、受払についての所要の記録を行い、残高を明確にしなければならない。但し、事務用消耗品については、善良なる管理者の責任において物品受払台帳の記入を省略することが出来る。 (1) 備品台帳 (様式第8号) (2) 物品台帳 (様式第3号) (3) 図書管理簿 (様式第9号) (4) 郵便切手・はがき使用受払簿 (様式第4号) (5) その他必要な書類 |
|---|

(問題点)

物品台帳は存在せず、備品台帳に集約されている。また、「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金会計規程細則」の末尾に(様式第3号)備品台帳との記載があるが、上記(様式第8号)

と番号が一致しない。さらに、これらの文言だけで、実際の様式が記載されていない。

(改善策)

「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金会計規程細則」については、定期的な見直しや確認が必要である。

(9-6) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 決裁規程について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

「森林の仕事ガイダンス」事業関係支出伺綴を確認したところ、〇〇委託の発注について(伺い)があり、決裁も受け押印等もなされているが、「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金決裁規程」には、これについての定めがなかった。

(問題点)

当伺いは、起案から決裁まで、多数の関係者による押印も多く、書類の保存期間まで記載のあることから、重要書類と考えられる。実際のところ、各発注時に作成するという運用がなされている中で、「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金決裁規程」に定めがないまま、業務が行われている状況である。

(改善策)

このような発注の伺いは、その位置付けを明確にする意味でも「公益財団法人熊本県林業従事者育成基金決裁規程」に明記することが必要である。また、物品の購入に関して「購入伺」というものも作成され、決裁を受けていることから、こちらについても同様に、明記することが望まれる。

加えて「購入伺」については、決裁における各担当者の押印のみで、決裁日の記載がないため、様式を変更し決裁の日付が分かることより良いと考えられる。

(9-7) 監査の結果及び意見

| | |
|---------|---|
| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
| 表題 | 契約保証金について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

「林業技能向上研修（知識研修）」について、委託契約書を確認したところ、契約保証金が免除されていたものがあつた。しかしながら契約保証金の免除の理由について記載されている書類はなかつた。

また免除を行うに当たり、免除申請書や免除通知もなかつた。

(問題点)

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金では、基本的に県の各規程に準じている。

「熊本県会計規則」によれば

| |
|--|
| <p>(契約保証金) 第 77 条 契約担当者は、契約の相手方をして契約金額（電子入札公有財産売却案件にあつては、予定価格）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。</p> <p>(契約保証金の免除) 第 78 条 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第一項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。 (3) 令第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 年の間に国(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成 15 年法律第 112 号)第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。第 87 条及び第 95 条において同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。第 87 条及び第 95 条において同じ。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。 (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納される時。 (6) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 |
|--|

と定められている。

当事案は随意契約であることから、上記、免除規定の（6）により、契約保証金を免除されていると想定されるが、何をもって「契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがない」と判断したのかが残されていない点で問題がある。

また、免除を行うに当たっては、免除申請の提出を受け、決裁及び免除通知の交付が必要であるが、これらが省略されている点についても問題がある。

（改善策）

「契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合」について県では、「会計規則に基づく入札保証金並びに契約保証金の免除について（伺い）」（昭和 39 年 6 月 8 日知事決裁）により、入札参加資格者名簿登録業者は契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる旨の判断をしており、当伺いを根拠として、入札参加資格者名簿登録業者のなかから登録された指名業者は、契約を履行しないこととなるおそれがないと認めることとしている。そして、入札参加資格者名簿登録業者とは、

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者②破産者で復権を得ない者③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者④希望する営業種目毎に、別表に定める許可、認可、登録、免許等を得ていない者⑤審査基準日（申請をする月の前月の末日現在）において、営業開始後 1 年を経過していない者、又は営業を停止若しくは休止したもので、審査基準日において営業再開後 1 年を経過していない者⑥消費税及び地方消費税、並びに都道府県税（個人住民税を含む）に未納がある者⑦物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱第 10 条の規定により入札参加資格を取り消された者で、審査基準日においてその処分の日から 2 年を経過していない者⑧熊本県暴力団排除条例（平成 22 年熊本県条例第 52 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者 |
|---|

とされている。当事案は入札参加資格者名簿登録業者を対象としたものではないため、上記にも該当せず、契約保証金の免除の理由について記載が必要と考えられる。したがって他の判断や手続きがない限り熊本県会計規則に則り、契約保証金を徴収する必要がある。

加えて熊本県会計規則の運用について（通達）によれば、（契約保証金の免除）第 78 条第 3 号解釈運用として

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 契約を履行しないおそれがないと認められることが要件であるため、事前に免除申請を提出させ、免除についての決裁を受け、免除通知をあらかじめ交付しておくこと。 |
|--|

とされていることから、当事案についても第 78 条第 3 号に基づき、免除を受ける以上は、免除申請に関する手続きが必要であったと言える。当事案に限らず、他の契約保証金の免除についてもこの手続きは一切なされていなかったため、今後、契約保証金の免除を行う際には、免除申請の提出を受け、決裁及び免除通知の交付が欠けることのないよう、留意する必要がある。

(9-8) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 前払金について |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

林業魅力発信事業における業務委託契約書を確認したところ、第6条2「甲は前項の規定にかかわらず、乙からの前払金請求書に基づき、その請求が正当であると認めるときは、前払金により支払うことができるものとする。」と定められている契約書があった。

前金払、そして概算払については、熊本県会計規則で以下のように定められている。

| |
|--|
| (概算払のできる経費) 第44条 令第162条第1号から第5号までに掲げる経費のほか、次に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 委託料 (2) 賠償金 (概算払の精算) 第45条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後速やかに、当該概算払を受けた者に精算をさせなければならない。 (前金払のできる経費) 第46条 前金払のできる経費は、令第163条第1号から第7号までに掲げる経費及び令附則第7条に規定する経費とする。 |
|--|

地方自治法施行令では、以下のとおりである。

| |
|--|
| (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 二 官公署に対して支払う経費 三 補助金、負担金及び交付金 四 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に対し支払う診療報酬 五 訴訟に要する経費 六 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上概算をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの (前金払) 第163条 次の各号に掲げる経費については、前金払をすることができる。 |
|--|

- 一 官公署に対して支払う経費
- 二 補助金、負担金、交付金及び委託費
- 三 前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費
- 四 土地又は家屋の買収又は収用によりその移転を必要とすることとなった家屋又は物件の移転料
- 五 定期刊行物の代価、定額制供給に係る電灯電力料及び日本放送協会に対し支払う受信料
- 六 外国で研究又は調査に従事する者に支払う経費
- 七 運賃
- 八 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上前金をもつて支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの

(問題点)

公益財団法人熊本県林業従事者育成基金では、基本的に県の各規程に準じている。

そこで地方公共団体の支払の原則は、相手方の契約の履行完了後の精算払が原則であるため、概算払又は前金払を行う必要がある場合は、施行何で概算払又は前金払を行う理由及び根拠条文、支払額の根拠、支払時期を明記し、契約書で概算払又は前金払を行うこと、支払額、支払時期について規定しておく必要があると考えられるが、伺いによる前払金を行う理由や支払額の根拠などについて記載されたものがなかった。また契約書についても前払金ができるということのみで、支払額、支払時期についての記載はなかった。

ここで概算払とは、債務者は確定しているが、支払うべき債務額が確定する前に概算をもって支払う制度とされており、一方、前金払とは、債務者、債務額ともに確定しているが、履行完了前に支払う制度とされている。

(改善策)

前払金は例外的な扱いであり、その理由が特に重要であるため伺いなどに記載しておく必要がある。

また、前払金の金額や支払時期についても前もって、契約書で定めておくべきである。

(9-9) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 林業労働力確保・林業従事者対策に関する事業（社会保険制度加入促進事業等）について |
| 監査要点 | <ul style="list-style-type: none"> ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 |

| | |
|--|----------|
| | ⑨その他 () |
|--|----------|

(発見した事実)

林業労働力確保・林業従事者対策に関する事業の一環として、以下のような助成事業を実施している。

| | 事業名 | 事業の内容 | 助成額等 |
|---|-------------|---|--|
| 1 | 退職金共済制度加入促進 | 認定事業体が負担した、林業従事者に対する林業退職金共済制度または中小企業退職金共済制度掛け金の事業主負担の一部を助成する。 | 暦年に要した経費の1/2以内。 |
| 2 | 社会保険制度加入促進 | 認定事業体が負担した、林業従事者に対する社会保険（雇用保険、健康保険、年金の3点セット）の掛け金の事業主負担の一部を助成する。ただし、3点セットのうち1から2点しか加入していない場合は対象外とする。 | 暦年に要した経費の1/2以内。 |
| 3 | 新規参入者給与安定対策 | 認定事業体が、55歳未満の新規参入者を雇用し、林業に必要な知識、技能を取得するために必要な経費の一部を一定期間助成する。 | 採用された月から3年間を対象期間とし、1人当たりの助成額は以下のとおりとする。 1年目 3万円/月以内 2年目 2万円/月以内 3年目 1万円/月以内 |
| 4 | 新規参入者確保促進 | 認定事業体が、55歳未満の新規参入者を雇用した場合、その基礎安全教育、基礎的技術指導に要する経費の一部を助成する。 | 一人当たり定額 20万円以内。 |
| 5 | 新規参入者住宅確保支援 | 認定事業体に新規参入した者のうち、就業に伴い新たな住居の確保が必要となった場合、一定期間、その住宅確保に要する経費を、所属する事業体を通じて支援する。 | 1人当たり、当該家賃の1/2以内、かつ、上限 1万円以内/月以内。 購入住宅の場合 1万円以内/月以内 新規入居後 4年間 |

令和6年度の助成額は以下のとおりである。

(単位：円)

| | 事業名 | 助成額 | 備考 |
|---|-------------|------------|-------------------------|
| 1 | 退職金共済制度加入促進 | 5,247,000 | 補助率 10% (設立5年以内 35%) |
| 2 | 社会保険制度加入促進 | 30,913,000 | 補助率 10% (設立5年以内 35%) |
| 3 | 新規参入者給与安定対策 | 14,500,000 | 申請額の100% |
| 4 | 新規参入者確保促進 | 600,000 | 申請額の100% |
| 5 | 新規参入者住宅確保支援 | 200,000 | 申請額の100% |
| | 合計 | 51,460,000 | |

(問題点)

「1. 退職金共済制度加入促進事業」及び「2. 社会保険制度加入促進事業」について、申請のあったすべての認定事業体に助成金を交付している。

これらの認定事業体が行う事業の中には、収益性の高い事業と低い事業が混在しており、必ずしも一律の助成を必要としないと思われる。

(改善策)

一律に助成するのではなく、事業区分等を考慮して助成を行う必要があると考えられる。

また、例えば、事業区分ごとに上限を定めて、これを超える時は新たな助成事業に振り向ける等、段階的な事業の見直しも有効と思われる。

(9-10) 監査の結果及び意見

| 指摘・意見区分 | 指摘・意見 |
|---------|---|
| 表題 | 基本財産の取崩しについて |
| 監査要点 | ①環境基本計画との整合性 ②事業内容の適時性・適切性・有効性 ③財務事務の適法性・適切性 ④委託契約の適切性 ⑤補助金、負担金事業の適切性 ⑥調査研究業務の成果物の有効活用性 ⑦効果指数の設定の有無・妥当性 ⑧財産の管理の適切性 ⑨その他 () |

(発見した事実)

正味財産増減計算書の基本財産運用益と受取寄付金振替額の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

| 一般正味財産増減の部 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 経常収益 | | | | | |
| 基本財産運用益 | 32 | 44 | 65 | 67 | 66 |
| 受取寄付金振替額 | 94 | 81 | — | — | — |
| 合計 | 126 | 125 | 65 | 67 | 66 |

上記の合計額に対応する、正味財産増減計算書の指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基本財産運用益 | 32 | 44 | 65 | 67 | 66 |
| 基本財産の取崩による指定解除額 | 94 | 81 | — | — | — |
| 合計 | 126 | 125 | 65 | 67 | 66 |

(問題点)

熊本県林業従事者育成基金の単独事業である退職金共済制度加入促進対策事業や社会保険制度加入対策事業等については、従来、基本財産運用益を財源としていたが、運用益が減少した令和2年度及び令和3年度は基本財産を取崩して財源としている。

(改善策)

令和4年度以降は基本財産を取崩して退職金共済制度加入促進対策事業や社会保険制度加入対策事業等の財源とすることはしていないが、熊本県林業従事者育成基金の永続性を考慮すれば、基本財産の取崩は行わず、基本財産運用益の範囲内でこれらの事業を行うべきと考えられる。